

過疎関係市町村都道府県別分布図

平成 29 年 4 月

総務省自治行政局過疎対策室

〔目 次〕

凡例 2

日本全図 4

ブロック別 北海道ブロック 5

東北ブロック 6

関東ブロック 7

東海・北陸ブロック .. 8

近畿ブロック 9

中国ブロック 10

四国ブロック 11

九州ブロック 12

※沖縄ブロック都道府県別P.61を参照

都道府県別

北海道 13~15

青森県 16

岩手県 17

宮城県 18

秋田県 19

山形県 20

福島県 21

茨城県 22

栃木県 23

群馬県 24

埼玉県 25

千葉県 26

東京都 27

神奈川県 28

新潟県 29

富山県 30

石川県 31

福井県 32

山梨県 33

長野県 34

岐阜県 35

静岡県 36

愛知県 37

三重県 38

滋賀県 39

京都府 40

大阪府 41

兵庫県 42

奈良県 43

和歌山県 44

鳥取県 45

島根県 46

岡山県 47

広島県 48

山口県 49

徳島県 50

香川県 51

愛媛県 52

高知県 53

福岡県 54

佐賀県 55

長崎県 56

熊本県 57

大分県 58

宮崎県 59

鹿児島県 60

沖縄県 61

[凡例]

過疎市町村

I 過疎地域自立促進特別措置法（以下「法」という。）第2条第2項の規定に基づき、平成12年4月1日に同条第1項第1号に規定する過疎地域として公示された市町村（当初公示）

【要件】 次の要件に該当する市町村

- (1) 人口要件（次のいずれかに該当すること。ただし、(イ) (ロ) 及び (ハ) の場合、昭和45年と平成7年の国勢調査人口による人口増加率が10%以上である団体は除く。）
 - (イ) 昭和35年と平成7年の国勢調査人口による人口減少率が30%以上であること。
 - (ロ) 昭和35年と平成7年の国勢調査人口による人口減少率が25%以上であって、65歳以上人口の比率が24%以上であること。
 - (ハ) 昭和35年と平成7年の国勢調査人口による人口減少率が25%以上であって、15歳以上30歳未満人口の比率が15%以下であること。
 - (ニ) 昭和45年と平成7年の国勢調査人口による人口減少率が19%以上であること。
- (2) 財政力要件
平成8年度から平成10年度までの財政力指数の平均が0.42以下であり、かつ、公営競技収益が13億円以下であること。

II 平成12年の国勢調査の結果による人口の年齢別構成が平成13年10月末に公表されたことにより、法第32条の規定により、上記の要件を以下のとおり読み替えて、該当する市町村について平成14年4月1日付けで過疎地域として公示している（追加公示）。過疎地域市町村を含む廃置分合・境界変更があった場合の廃置分合等市町村についても以下の要件による。

【要件】 次の要件に該当する市町村

- (1) 人口要件（次のいずれかに該当すること。ただし、(イ) (ロ) 及び (ハ) の場合、昭和50年と平成12年の国勢調査人口による人口増加率が10%以上である団体は除く。）
 - (イ) 昭和40年と平成12年の国勢調査人口による人口減少率が30%以上であること。
 - (ロ) 昭和40年と平成12年の国勢調査人口による人口減少率が25%以上であって、65歳以上人口の比率が24%以上であること。
 - (ハ) 昭和40年と平成12年の国勢調査人口による人口減少率が25%以上であって、15歳以上30歳未満人口の比率が15%以下であること。
 - (ニ) 昭和50年と平成12年の国勢調査人口による人口減少率が19%以上であること。
- (2) 財政力要件
平成10年度から平成12年度までの財政力指数の平均が0.42以下であり、かつ、公営競技収益が13億円以下であること。

III 平成22年の過疎地域自立促進特別措置法の改正により、法第2条第2項の規定に基づき、平成22年4月1日に同条第1項第2号に規定する過疎地域として公示された市町村（追加公示）

【要件】

- (1) 人口要件（次のいずれかに該当すること。ただし、(イ) (ロ) 及び (ハ) の場合、昭和55年と平成17年の国勢調査人口による人口増加率が10%以上である団体は除く。）
 - (イ) 昭和35年と平成17年の国勢調査人口による人口減少率が33%以上であること。
 - (ロ) 昭和35年と平成17年の国勢調査人口による人口減少率が28%以上であって、65歳以上人口の比率が29%以上であること。
 - (ハ) 昭和35年と平成17年の国勢調査人口による人口減少率が28%以上であって、15歳以上30歳未満人口の比率が14%以下であること。
 - (ニ) 昭和55年と平成17年の国勢調査人口による人口減少率が17%以上であること。
- (2) 財政力要件
平成18年度から平成20年度までの財政力指数の平均が0.56以下であり、かつ、公営競技収益が20億円以下であること。

IV 平成26年の過疎地域自立促進特別措置法の改正により、法第2条第2項の規定に基づき、平成26年4月1日付施行で同条第1項第3号に規定する過疎地域として公示された市町村（追加公示）

【要件】

- (1) 人口要件（次のいずれかに該当すること。ただし、(イ) (ロ) 及び (ハ) の場合、昭和60年と平成22年の国勢調査人口による人口増加率が10%以上である団体は除く。）
 - (イ) 昭和40年と平成22年の国勢調査人口による人口減少率が33%以上であること。
 - (ロ) 昭和40年と平成22年の国勢調査人口による人口減少率が28%以上であって、65歳以上人口の比率が32%以上であること。
 - (ハ) 昭和40年と平成22年の国勢調査人口による人口減少率が28%以上であって、15歳以上30歳未満人口の比率が12%以下であること。
 - (ニ) 昭和60年と平成22年の国勢調査人口による人口減少率が19%以上であること。
- (2) 財政力要件
平成22年度から平成24年度までの財政力指数の平均が0.49以下であり、かつ、公営競技収益が40億円以下であること。

V 平成 29 年の過疎地域自立促進特別措置法の改正により、法第 2 条第 2 項の規定に基づき、平成 29 年 4 月 1 日付施行で同条第 1 項第 4 号に規定する過疎地域として公示された市町村（追加公示）

【要件】

- (1) 人口要件（次のいずれかに該当すること。ただし、(イ) (ロ) 及び (ハ) の場合、平成 2 年と平成 27 年の国勢調査人口による人口増加率が 10% 以上である団体は除く。）
- (イ) 昭和 45 年と平成 27 年の国勢調査人口による人口減少率が 32% 以上であること。
- (ロ) 昭和 45 年と平成 27 年の国勢調査人口による人口減少率が 27% 以上であって、65 歳以上人口の比率が 36% 以上であること。
- (ハ) 昭和 45 年と平成 27 年の国勢調査人口による人口減少率が 27% 以上であって、15 歳以上 30 歳未満人口の比率が 11% 以下であること。
- (ニ) 平成 2 年と平成 27 年の国勢調査人口による人口減少率が 21% 以上であること。
- (2) 財政力要件
平成 25 年度から平成 27 年度までの財政力指数の平均が 0.5 以下であり、かつ、公営競技収益が 40 億円以下であること。



廃置分合等により、過疎地域とみなされる市町村の区域として公示された市町村（法第 33 条第 1 項）

過疎地域と
みなされる
市町村

【概要】 次の要件のすべてに該当する市町村

- (1) 人口要件
- ①平成 12 年国勢調査結果の公表日以前の合併の場合
昭和 35 年～平成 7 年の 35 年間の人口が減少しており、かつ、昭和 45 年～平成 7 年の 25 年間の人口が減少していること。
- ②平成 12 年国勢調査結果の公表日～平成 22 年 3 月 31 日以前の合併
昭和 40 年～平成 12 年の 35 年間の人口が減少しており、かつ、昭和 50 年～平成 12 年の 25 年間の人口が減少していること。
- ③平成 22 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日以前の合併の場合
昭和 35 年～平成 17 年の 45 年間の人口が減少しており、かつ、昭和 55 年～平成 17 年の 25 年間の人口が減少していること。
- ④平成 26 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日以前の合併の場合
昭和 40 年～平成 22 年の 45 年間の人口が減少しており、かつ、昭和 60 年～平成 22 年の 25 年間の人口が減少していること。
- ⑤平成 29 年 4 月 1 日以降の合併の場合

昭和 45 年～平成 27 年の 45 年間の人口が減少しており、かつ、平成 2 年～平成 27 年の 25 年間の人口が減少していること。

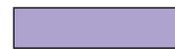
(2) 財政力要件

以下のいずれかに該当すること。

- ①平成 22 年 3 月 31 日以前の合併の場合
- (イ) 廃置分合等前の 3 か年平均の財政力指数が 0.42 以下
- (ウ) 廃置分合等前の 3 か年平均の財政力指数が 0.42 超 0.71 以下
- ②平成 22 年 4 月 1 日～平成 26 年 3 月 31 日以前の合併の場合
- (イ) 廃置分合等前の 3 か年平均の財政力指数が 0.56 以下
- (ウ) 廃置分合等前の 3 か年平均の財政力指数が 0.56 超 0.70 以下
- ③平成 26 年 4 月 1 日～平成 29 年 3 月 31 日以前の合併の場合
- (イ) 廃置分合等前の 3 か年平均の財政力指数が 0.49 以下
- (ウ) 廃置分合等前の 3 か年平均の財政力指数が 0.49 超 0.62 以下
- ④平成 29 年 4 月 1 日以降の合併の場合
- (イ) 廃置分合等前の 3 か年平均の財政力指数が 0.63 以下
- (3) 廃置分合等市町村の交通通信、生活環境、高齢者等の保健・福祉、医療、教育、地域文化等に関する施設等の整備が十分でなく、住民福祉の向上が阻害されていること。
- (4) 規模の要件
以下のいずれかに該当すること。
- (イ) 人口が廃置分合等前の過疎地域市町村の人口の 3 倍以下であること。
- (ウ) 面積が廃置分合等前の過疎地域市町村の面積の 2 倍以下であること。

※上記の要件 (2) について

- (イ) の場合 法失効まで過疎地域市町村とみなす。
- (ウ) の場合 廃置分合等から 5 年間過疎地域市町村とみなす。



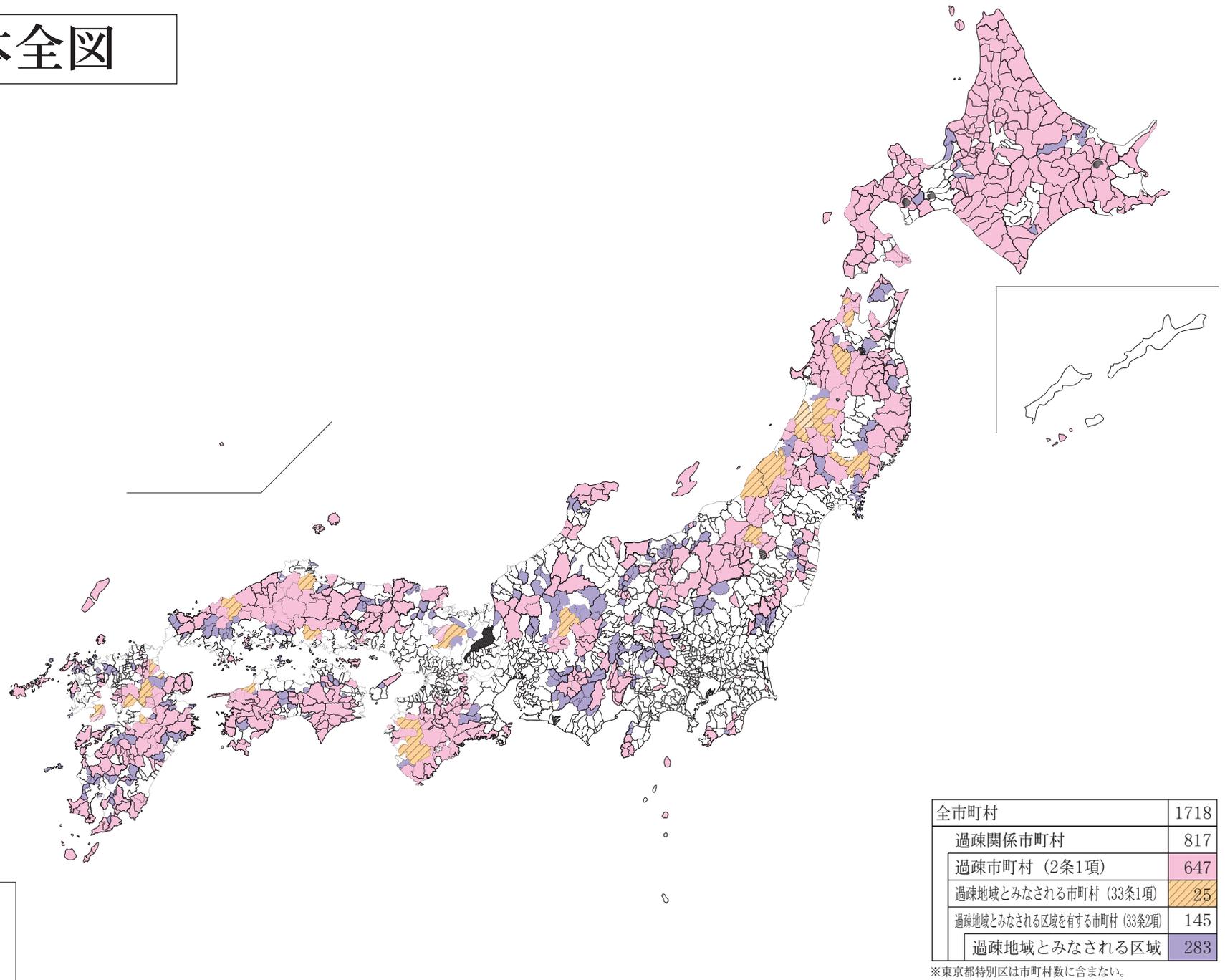
市町村合併により、過疎地域とみなされる区域として公示された区域（法第 33 条第 2 項）
（合併が行われた日の前日において法第 2 条第 1 項の規定に基づく過疎地域であった区域。）

過疎地域と
みなされる
区域

過疎関係市町村

過疎市町村（）
過疎地域とみなされる市町村（）
及び過疎地域とみなされる区域（）
を有する市町村。

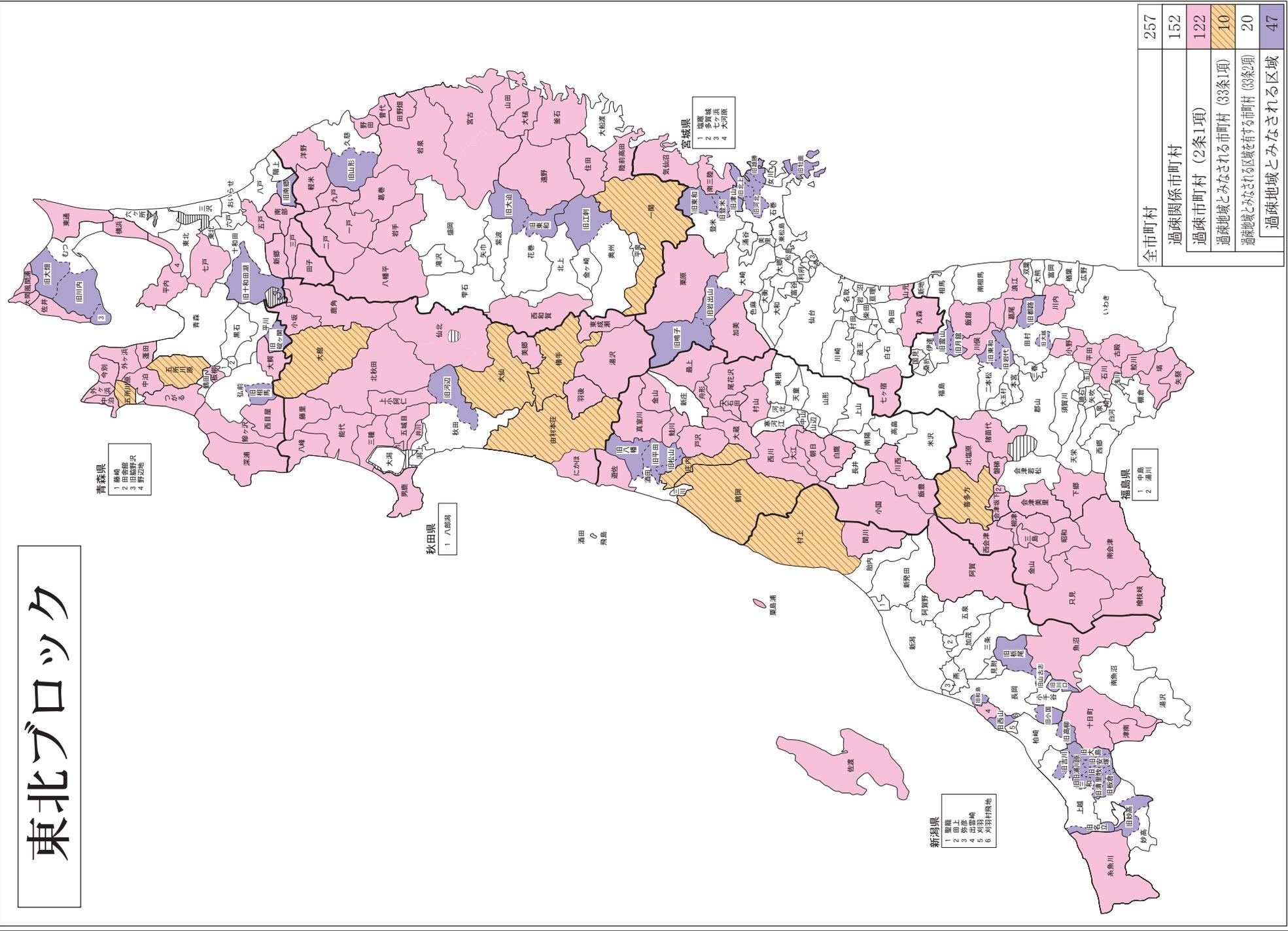
日本全図



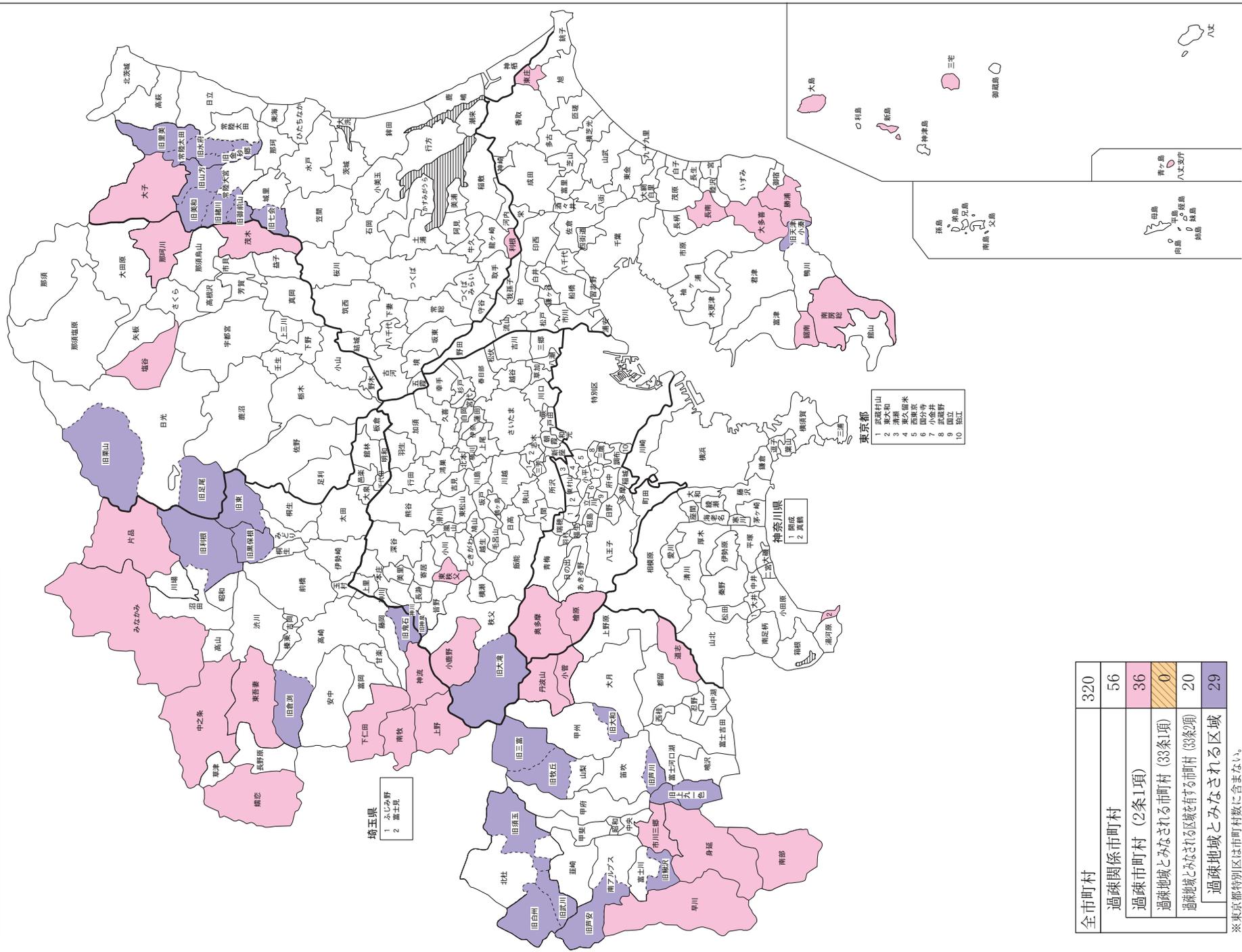
全市町村	1718
過疎関係市町村	817
過疎市町村 (2条1項)	647
過疎地域とみなされる市町村 (33条1項)	25
過疎地域とみなされる区域を有する市町村 (33条2項)	145
過疎地域とみなされる区域	283

※東京都特別区は市町村数に含まない。

東北ブロック



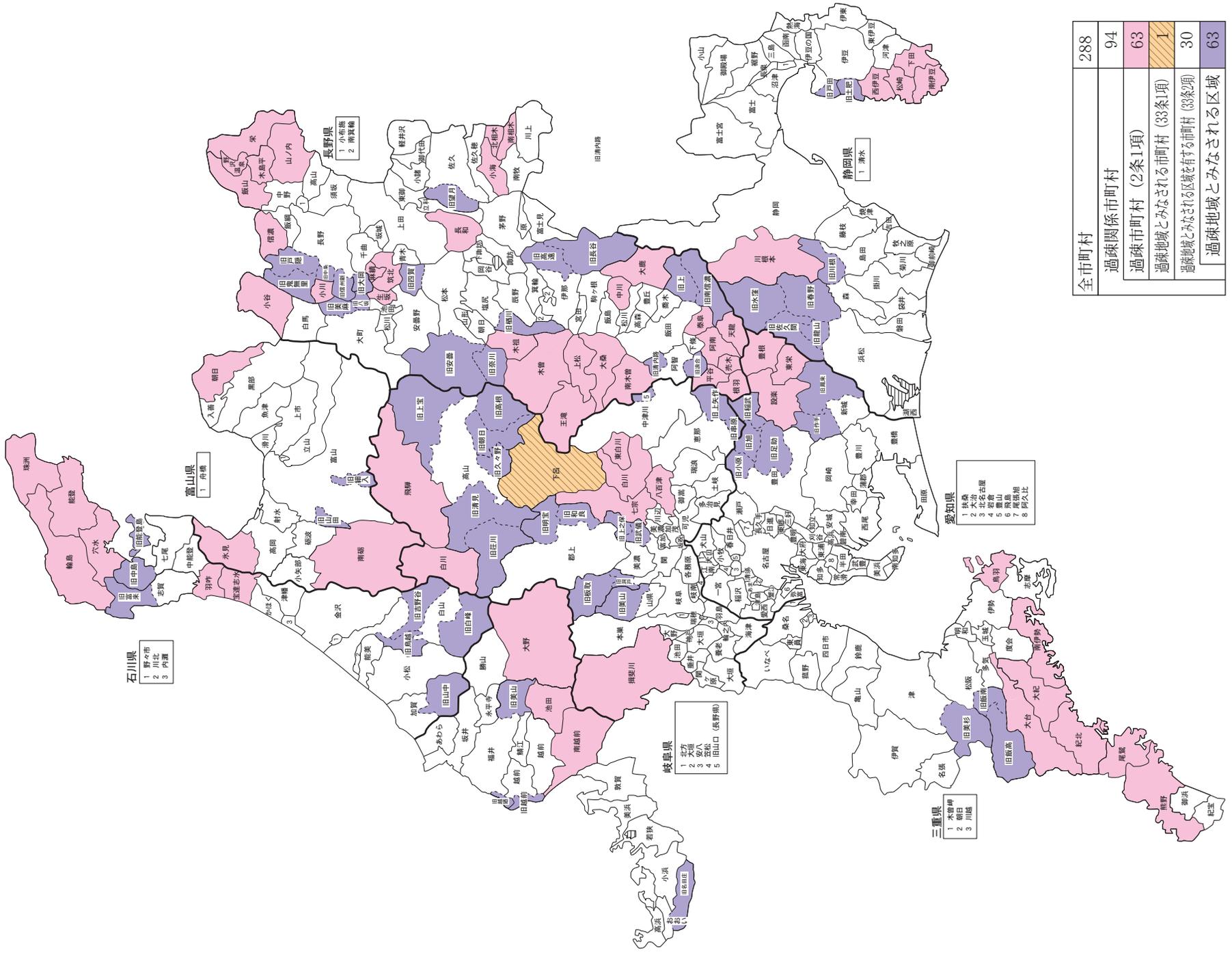
関東ブロック



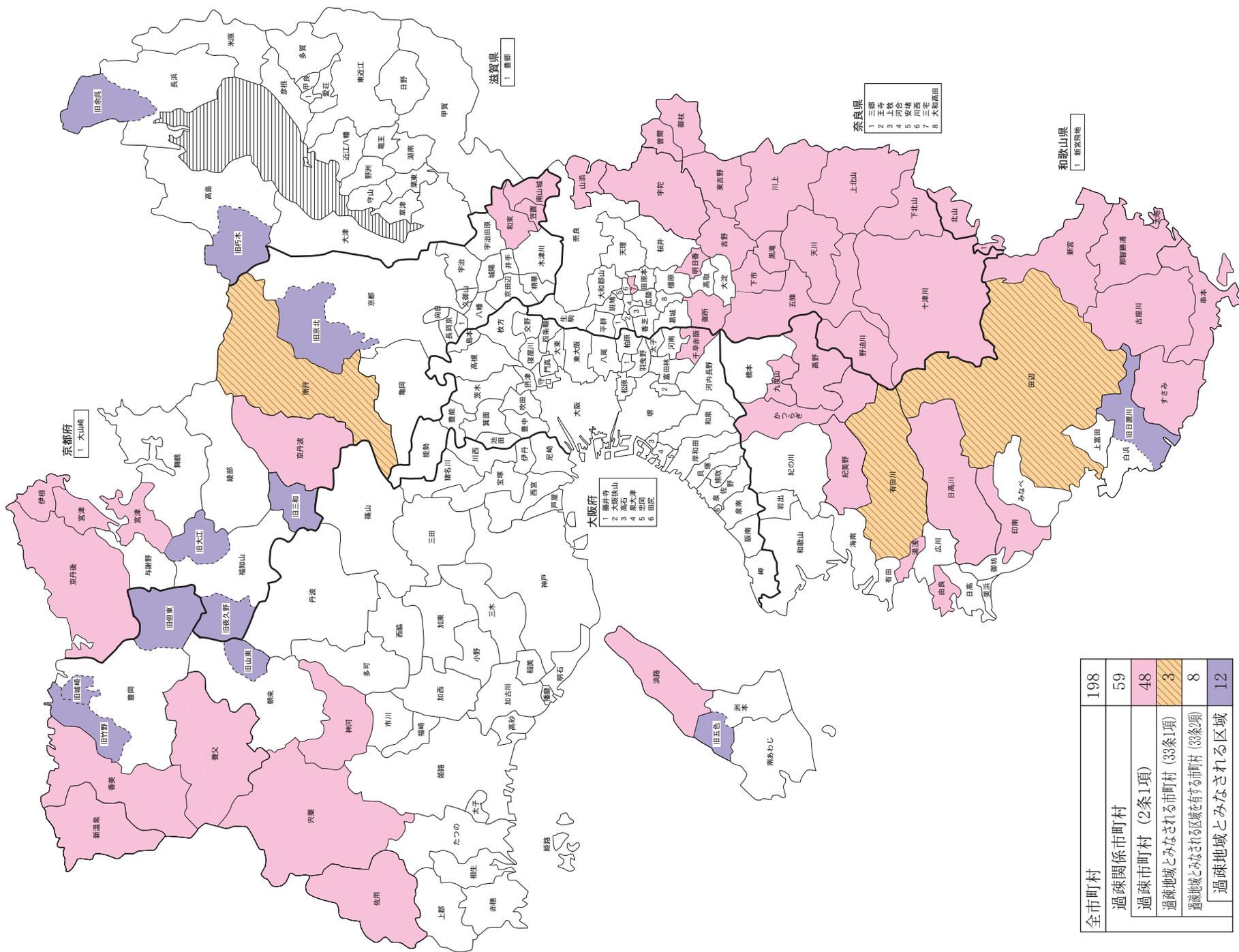
全市町村	320
過疎関係市町村	56
過疎市町村 (2条1項)	36
過疎地域とみなされる市町村 (33条1項)	0
過疎地域とみなされる区域を有する市町村 (33条2項)	20
過疎地域とみなされる区域	29

※東京都特別区は市町村数に含まない。

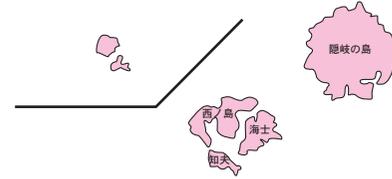
東海・北陸ブロック



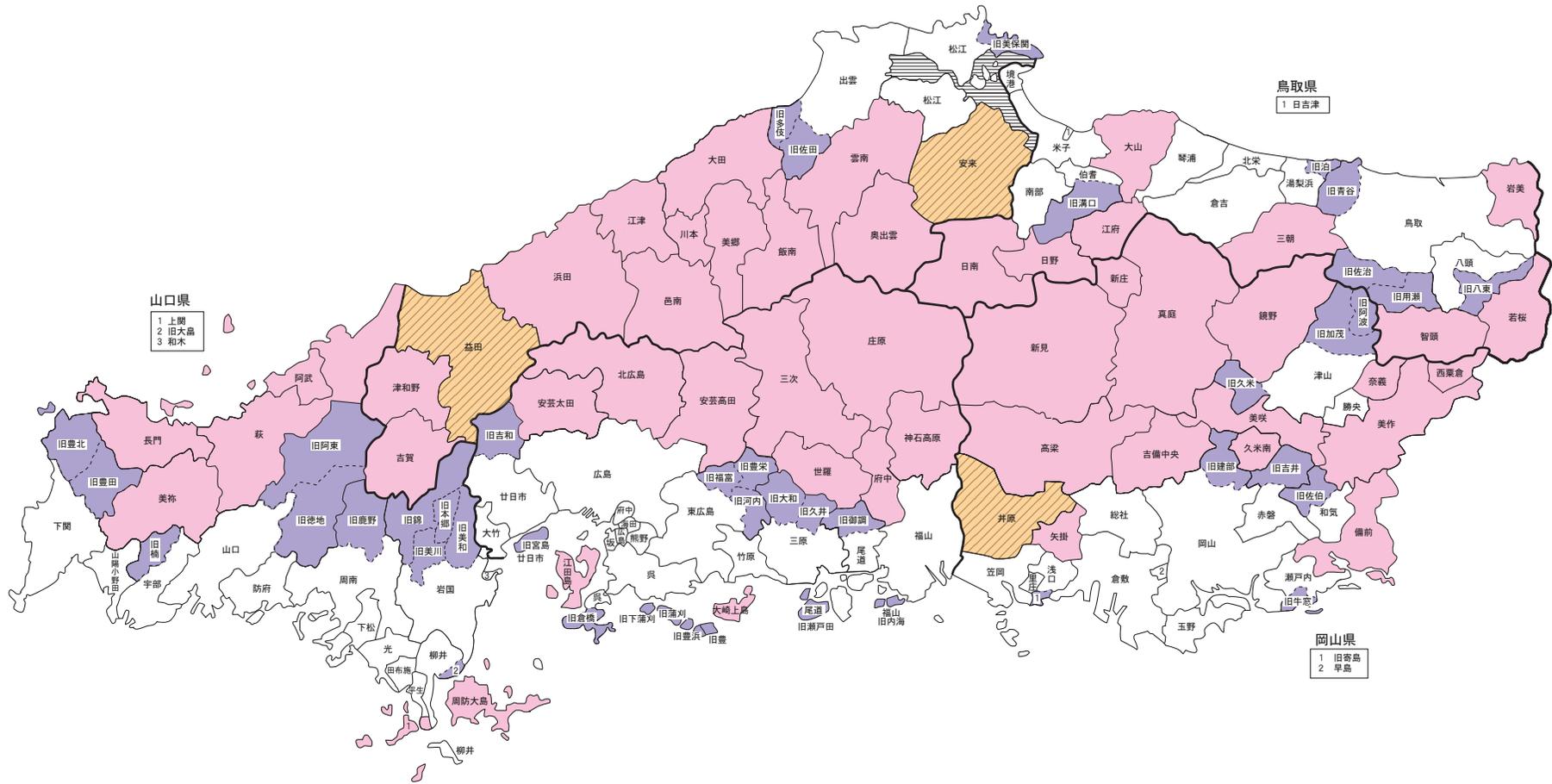
近畿ブロック



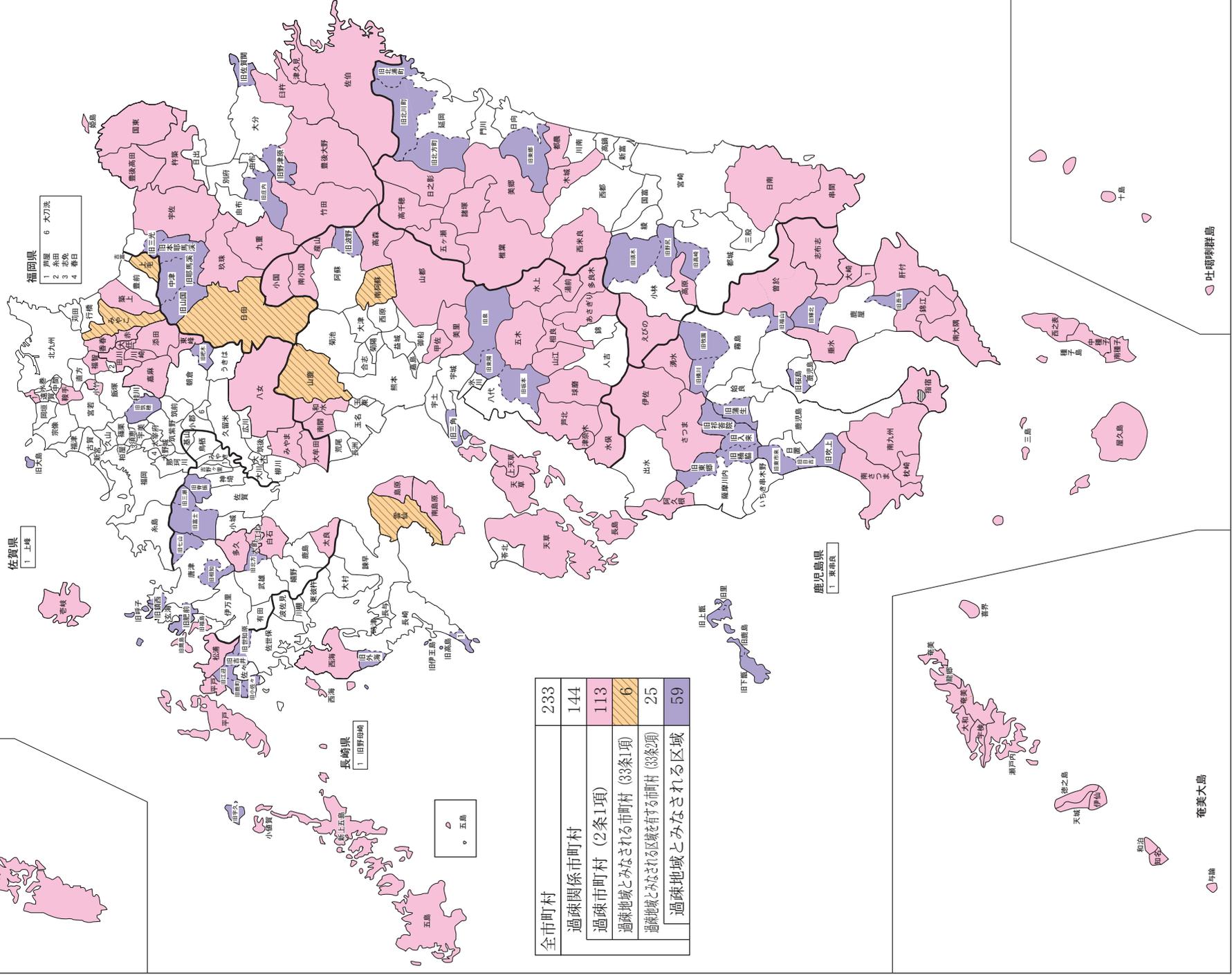
中国ブロック



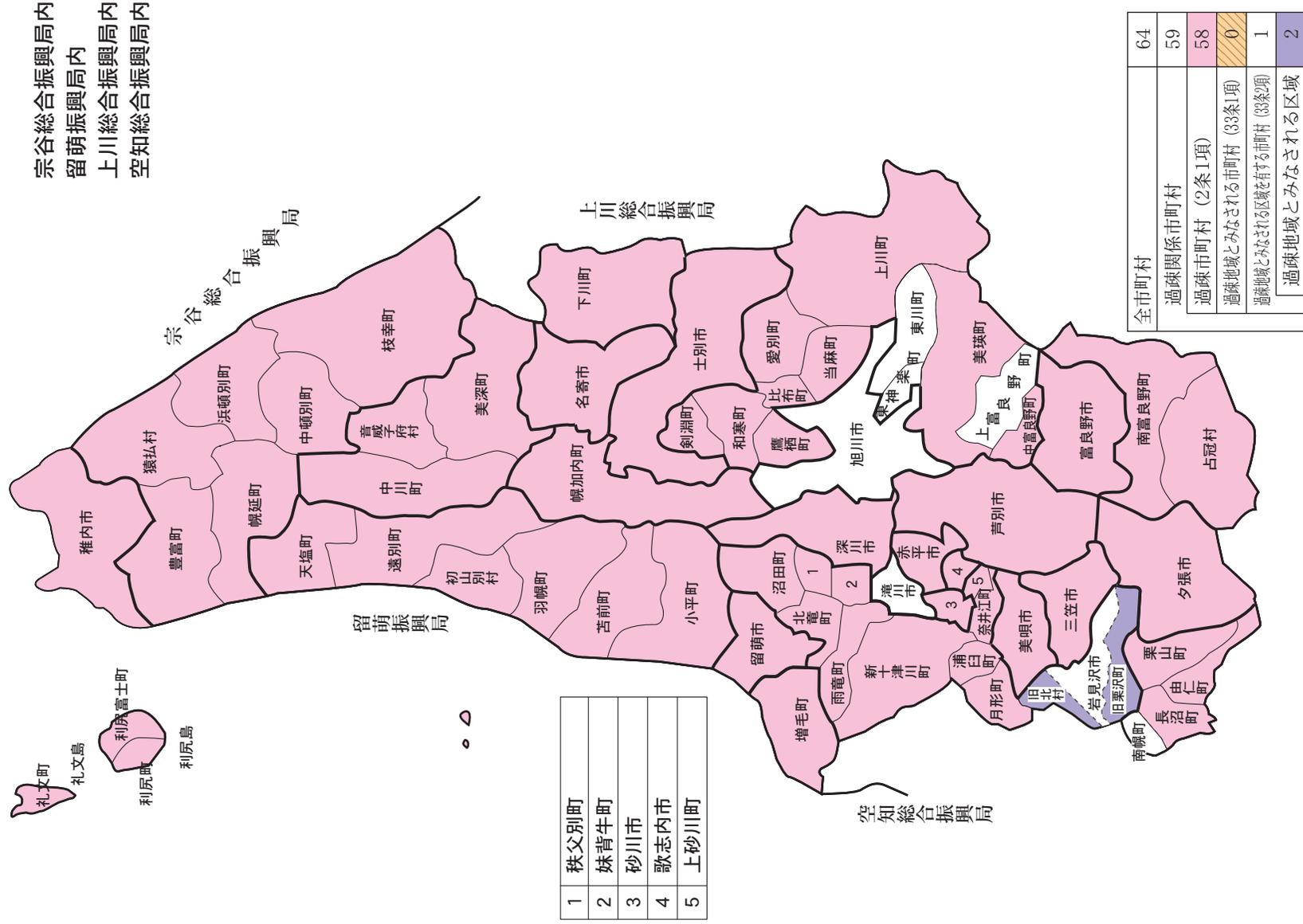
全市町村	107
過疎関係市町村	79
過疎市町村 (2条1項)	52
過疎地域とみなされる市町村 (33条1項)	3
過疎地域とみなされる区域を有する市町村 (33条2項)	24
過疎地域とみなされる区域	43



九州ブロック

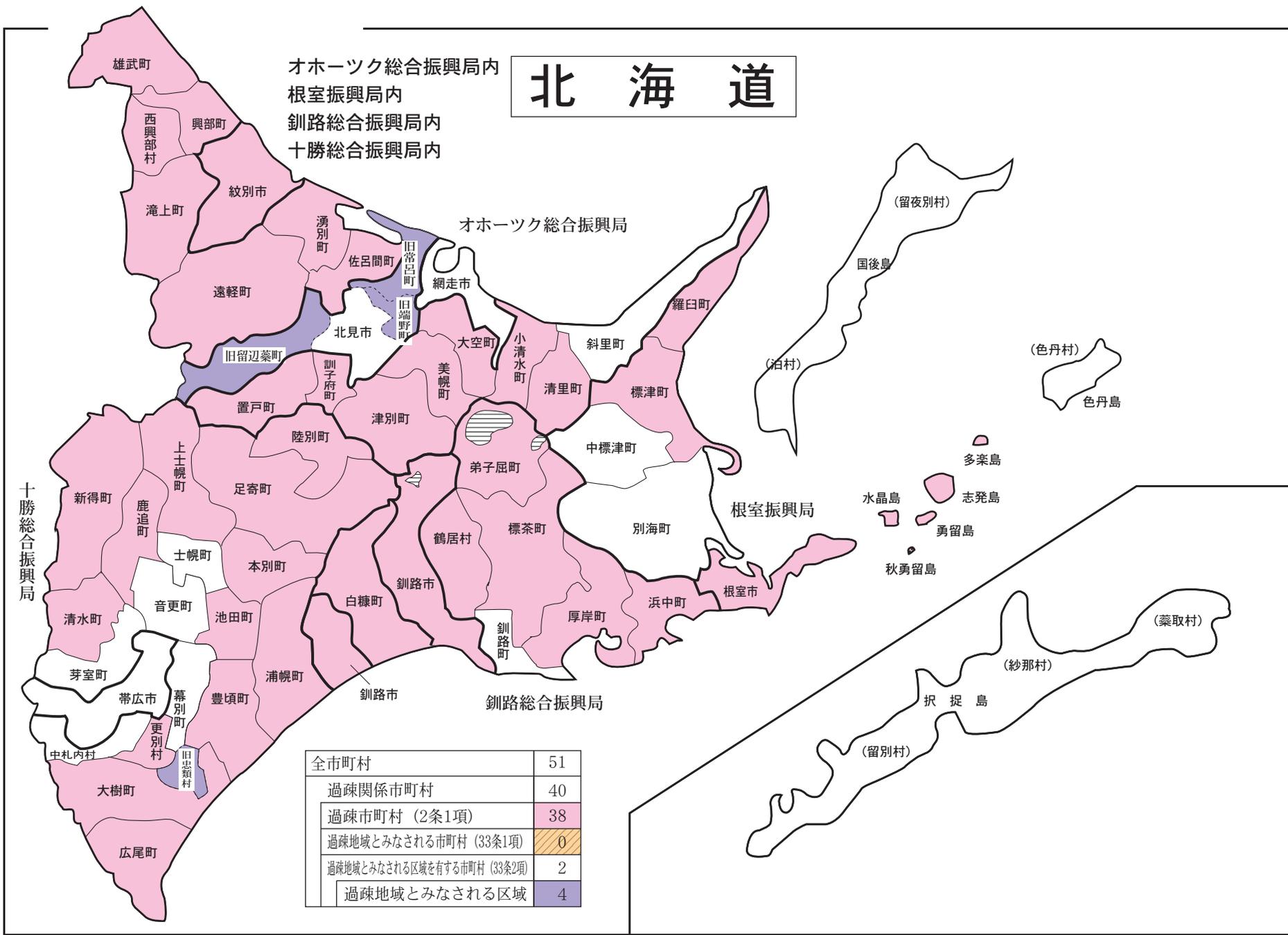


北海道



北海道

オホーツク総合振興局内
 根室振興局内
 釧路総合振興局内
 十勝総合振興局内

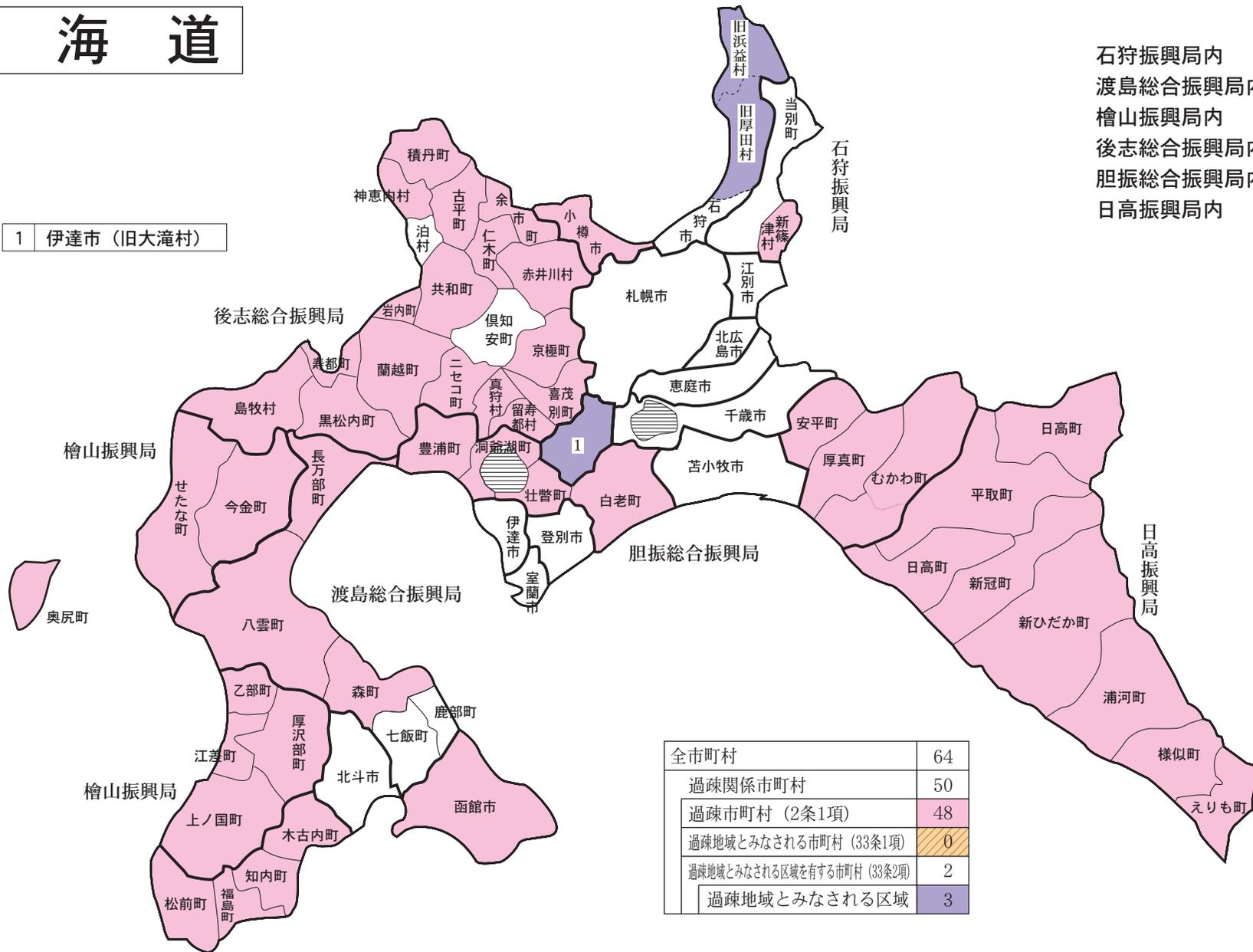


全市町村	51
過疎関係市町村	40
過疎市町村 (2条1項)	38
過疎地域とみなされる市町村 (33条1項)	0
過疎地域とみなされる区域を有する市町村 (33条2項)	2
過疎地域とみなされる区域	4

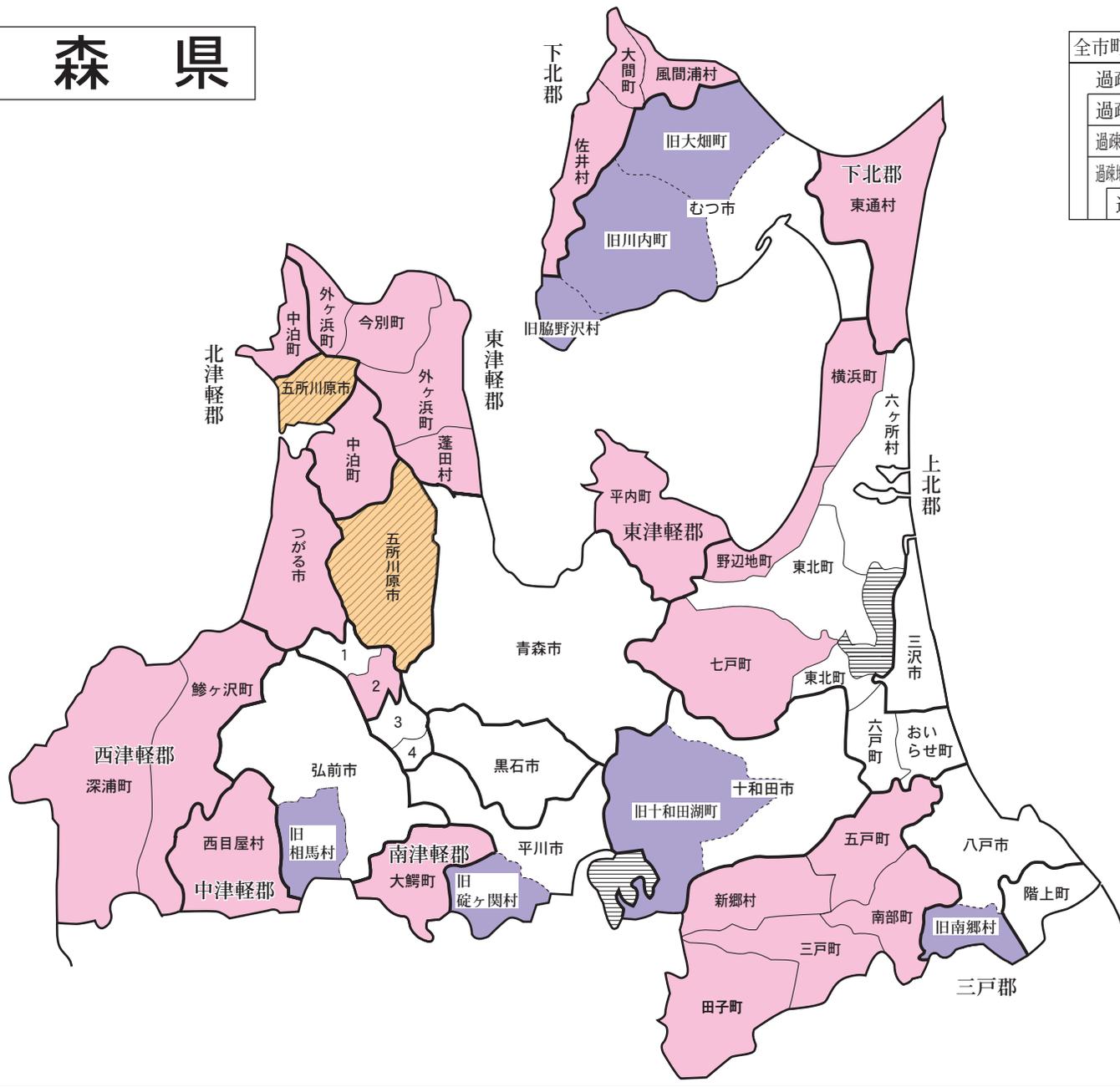
北海道

1 伊達市（旧大滝村）

石狩振興局内
 渡島総合振興局内
 檜山振興局内
 後志総合振興局内
 胆振総合振興局内
 日高振興局内



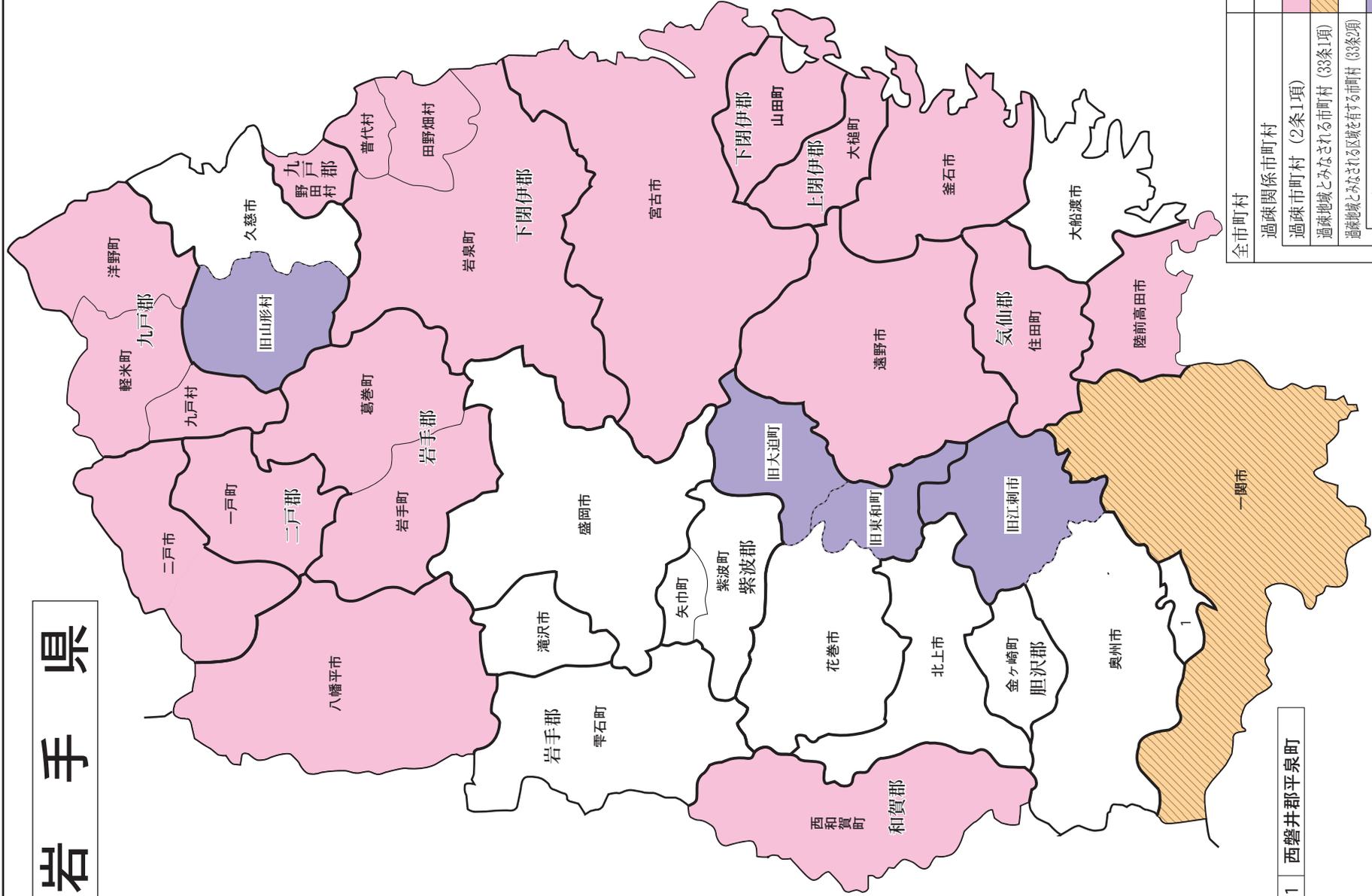
青 森 県



全市町村	40
過疎関係市町村	29
過疎市町村 (2条1項)	23
過疎地域とみなされる市町村 (33条1項)	1
過疎地域とみなされる区域を有する市町村 (33条2項)	5
過疎地域とみなされる区域	7

1	北津軽郡鶴田町
2	北津軽郡板柳町
3	南津軽郡藤崎町
4	南津軽郡田舎館村

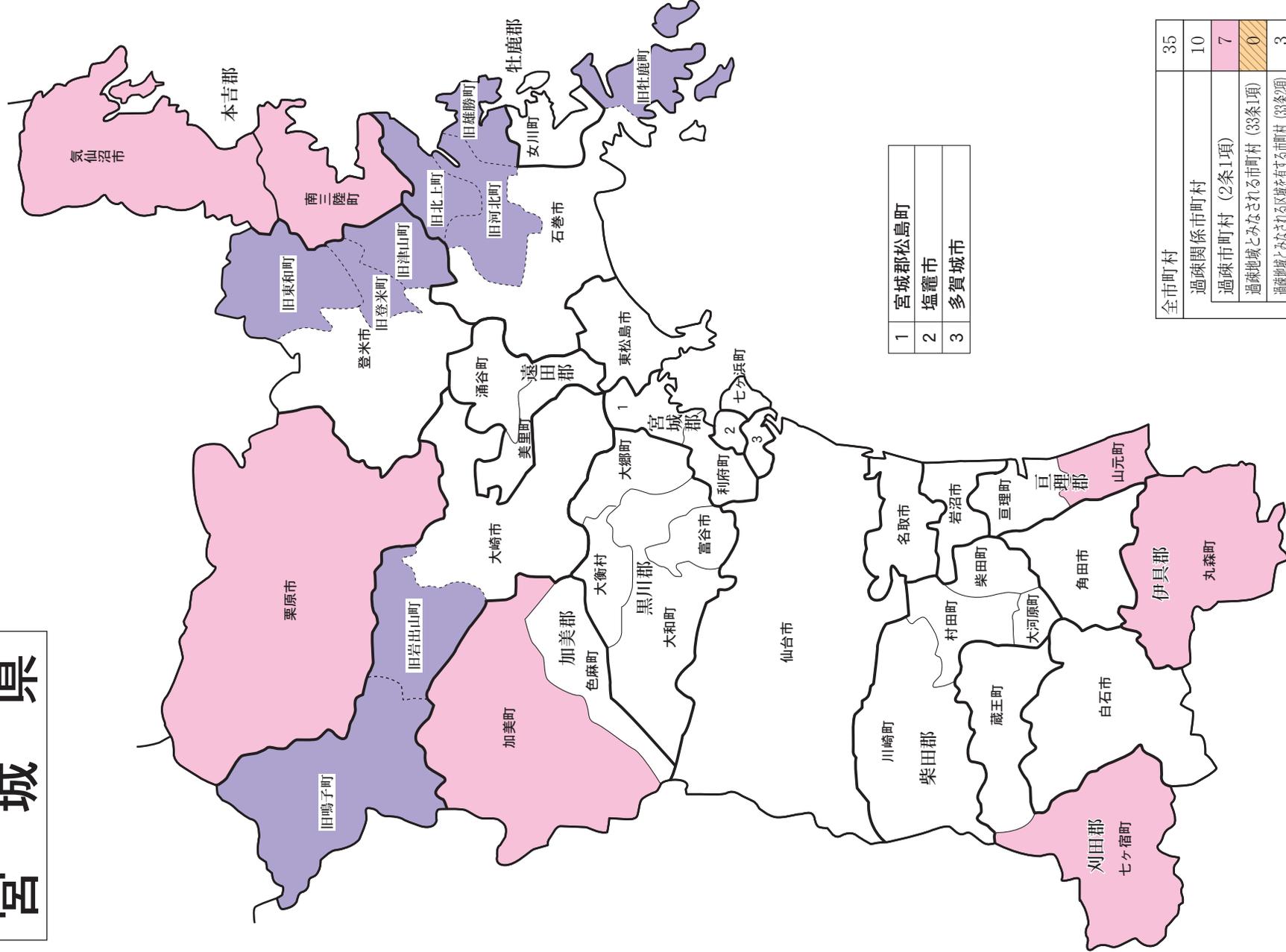
岩手県



全市町村	33
過疎関係市町村	24
過疎市町村 (2条1項)	20
過疎地域とみなされる市町村 (33条1項)	1
過疎地域とみなされる区域を有する市町村 (33条2項)	3
過疎地域とみなされる区域	4

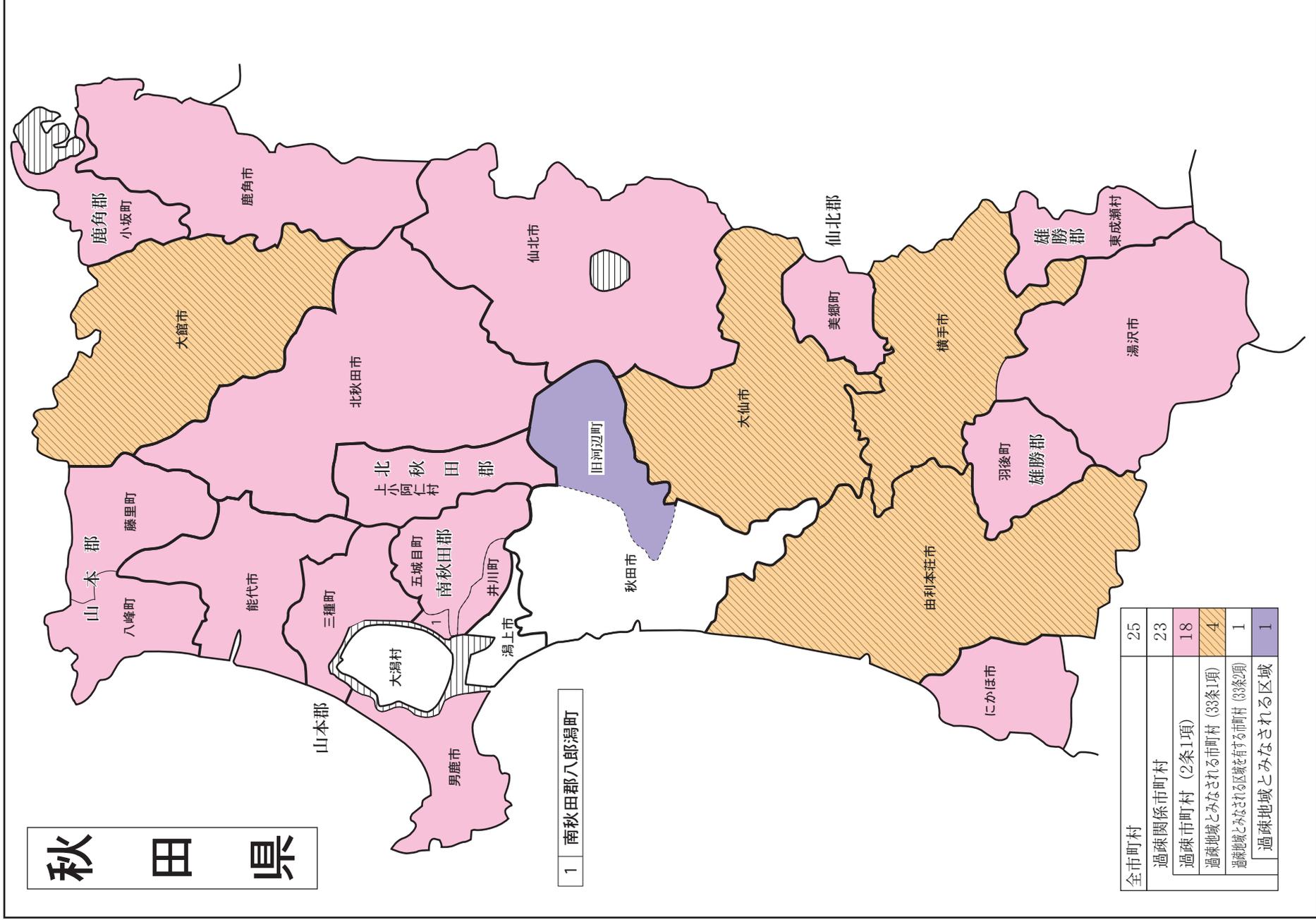
1 西磐井郡平泉町

宮城 県



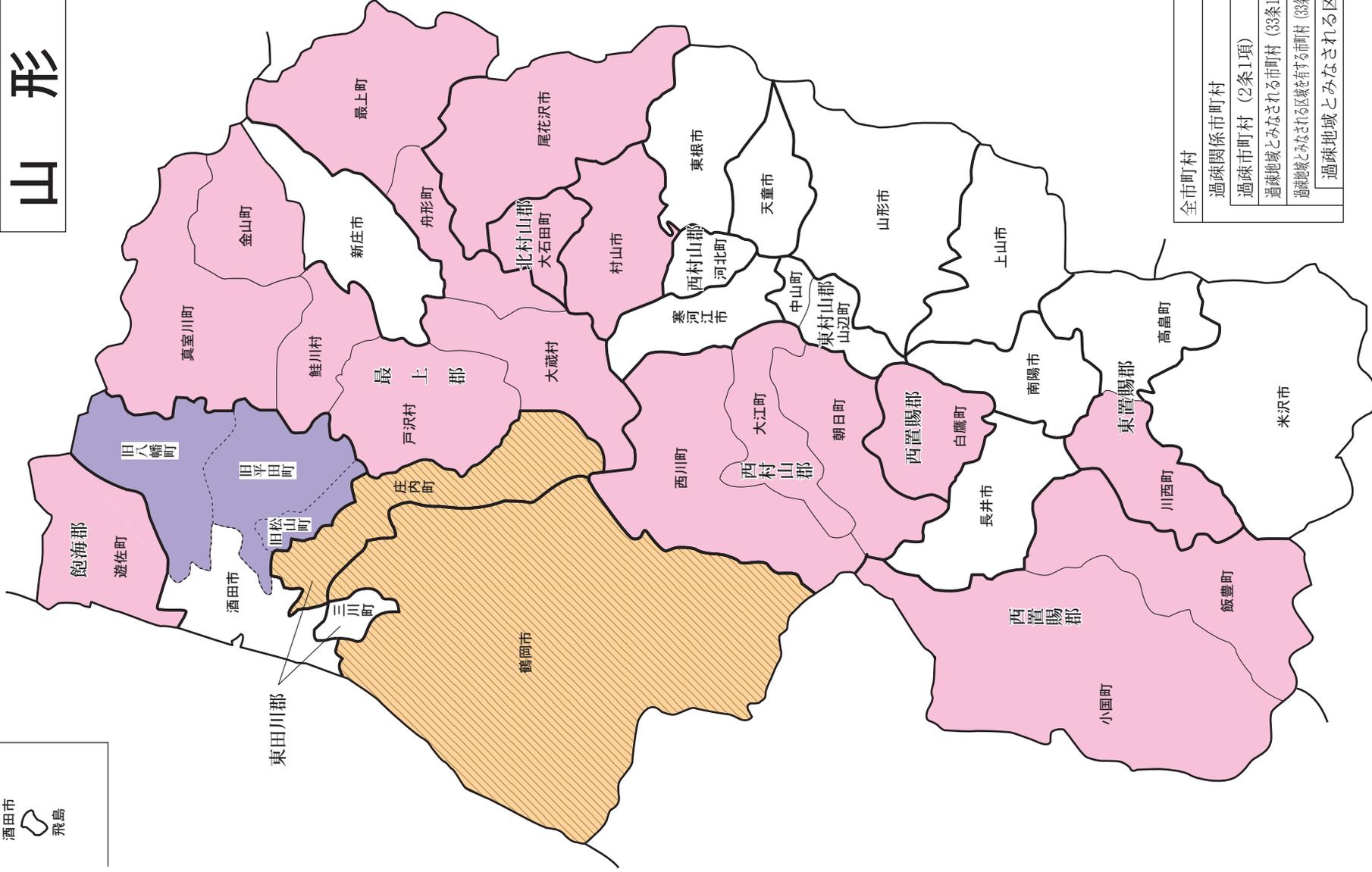
1	宮城郡松島町
2	塩竈市
3	多賀城市

全市町村	35
過疎関係市町村	10
過疎市町村 (2条1項)	7
過疎地域とみなされる市町村 (33条1項)	0
過疎地域とみなされる区域を有する市町村 (33条2項)	3
過疎地域とみなされる区域	9



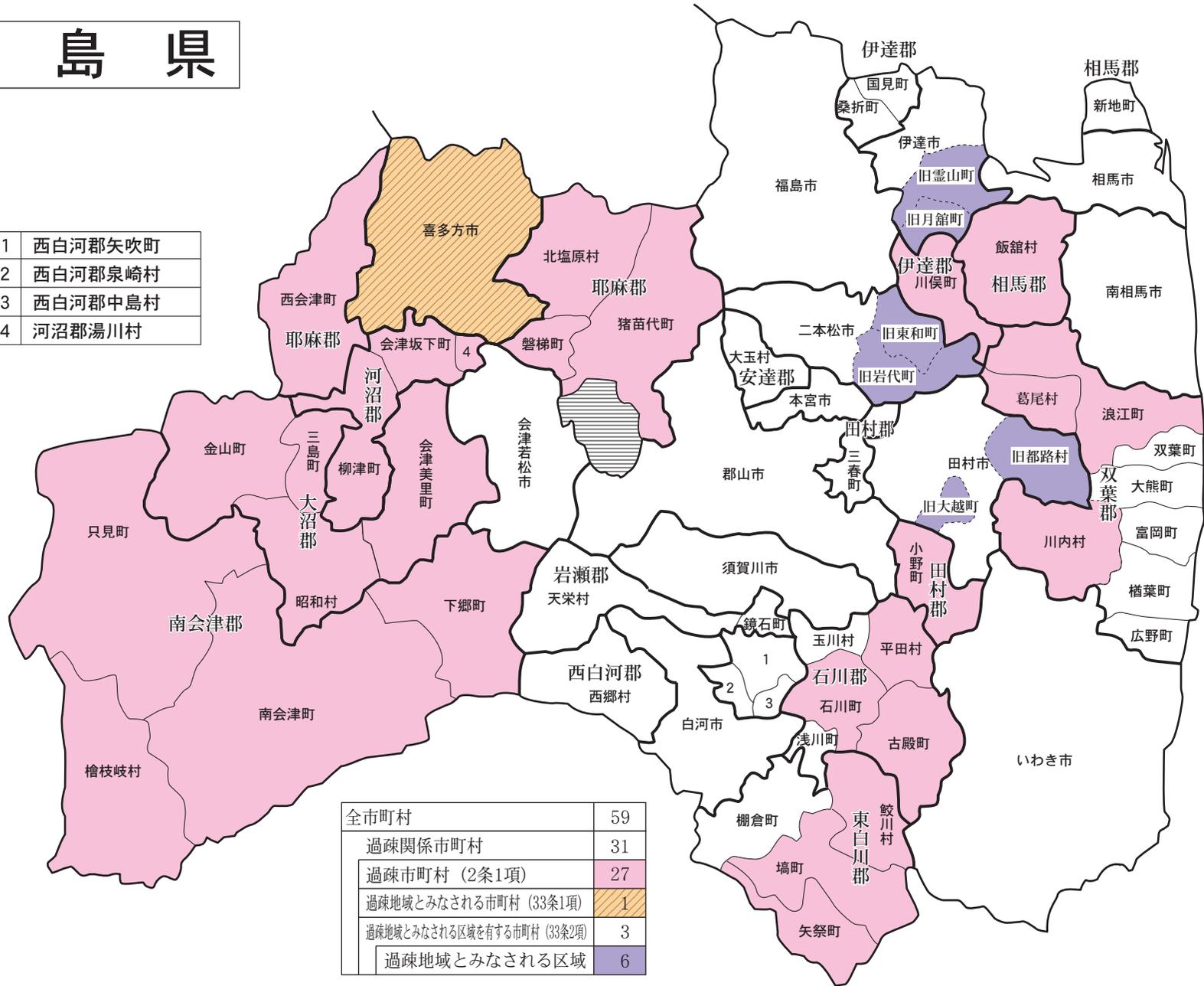
山形県

酒田市
飛鳥



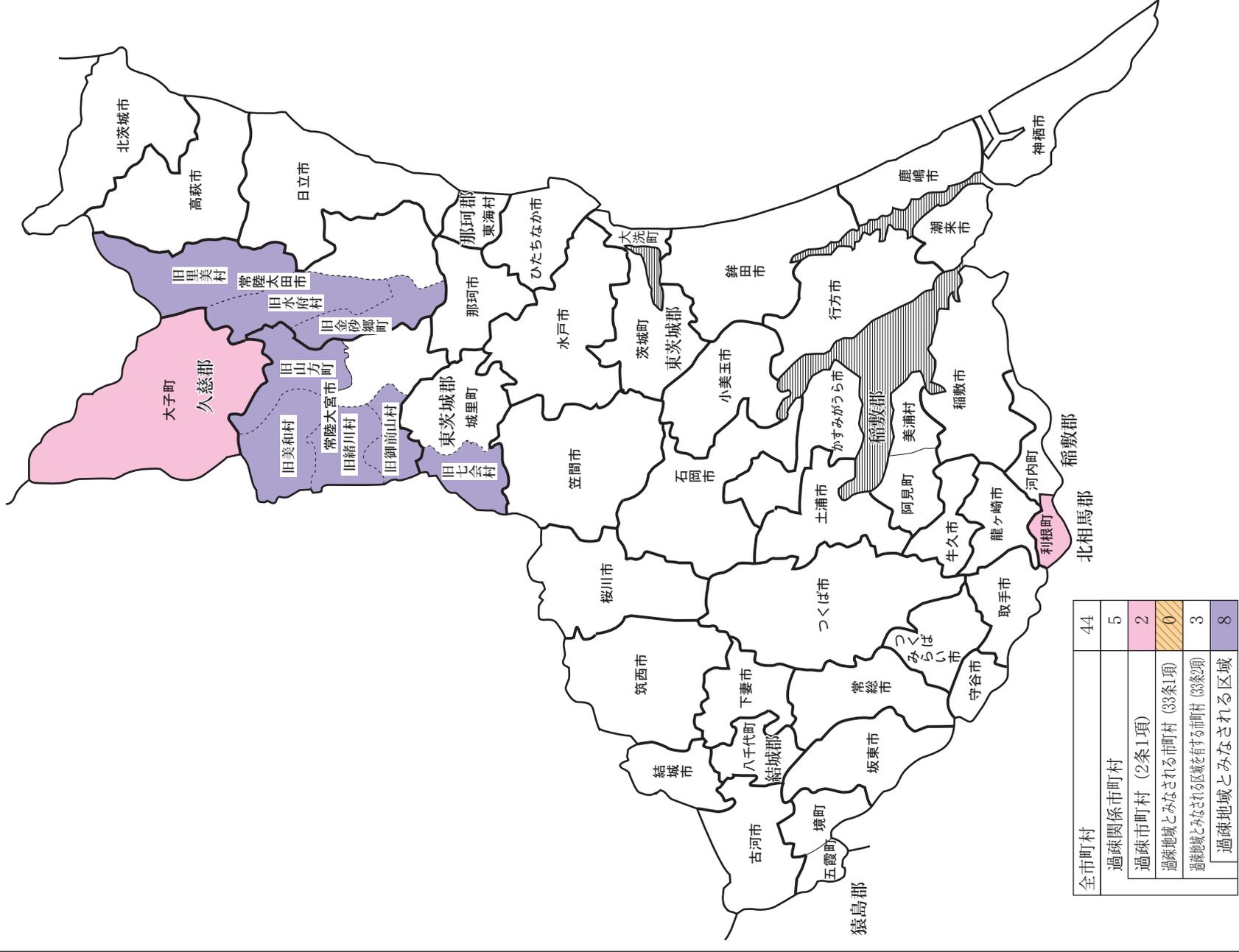
福島県

1	西白河郡矢吹町
2	西白河郡泉崎村
3	西白河郡中島村
4	河沼郡湯川村

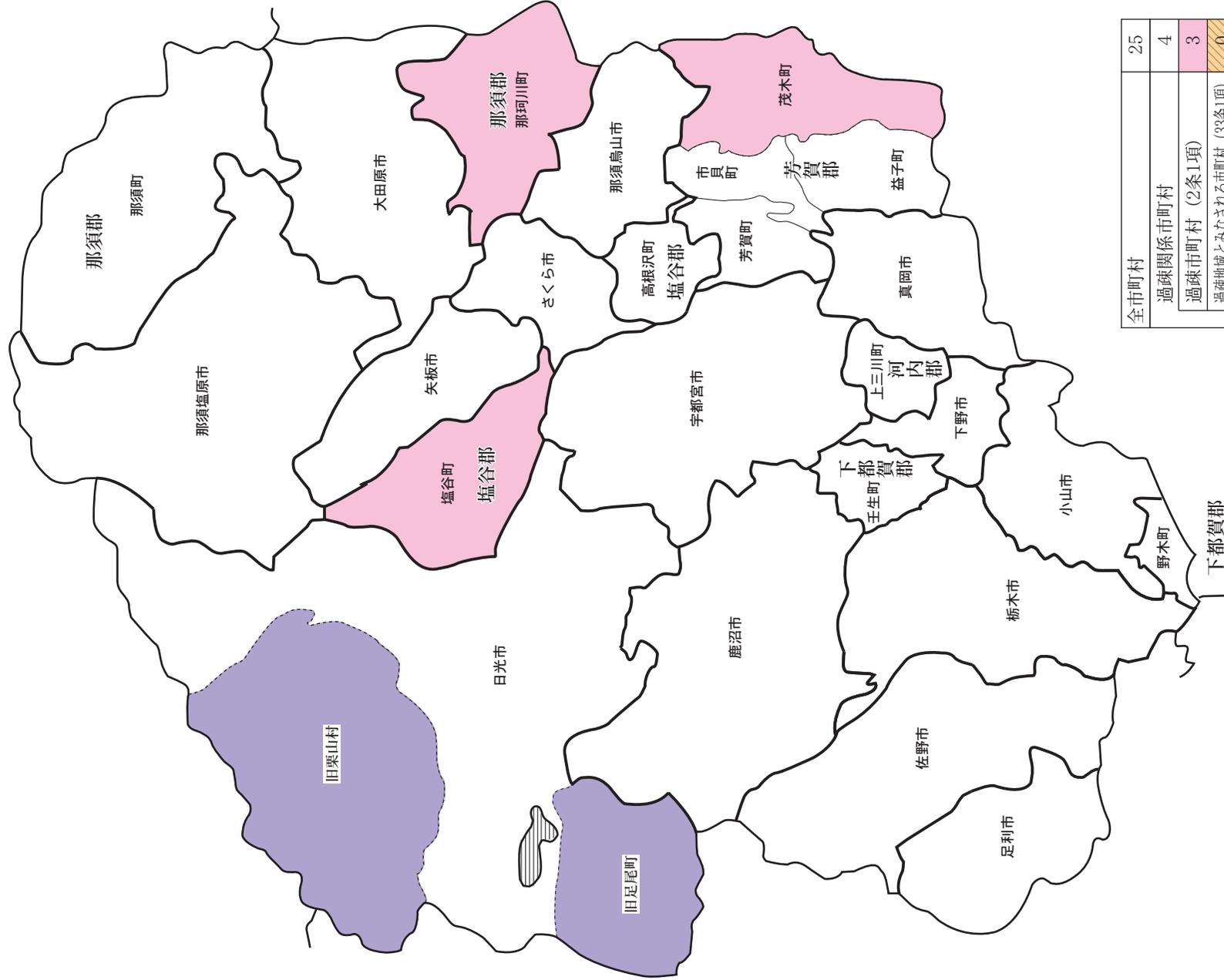


全市町村	59
過疎関係市町村	31
過疎市町村 (2条1項)	27
過疎地域とみなされる市町村 (33条1項)	1
過疎地域とみなされる区域を有する市町村 (33条2項)	3
過疎地域とみなされる区域	6

茨城県

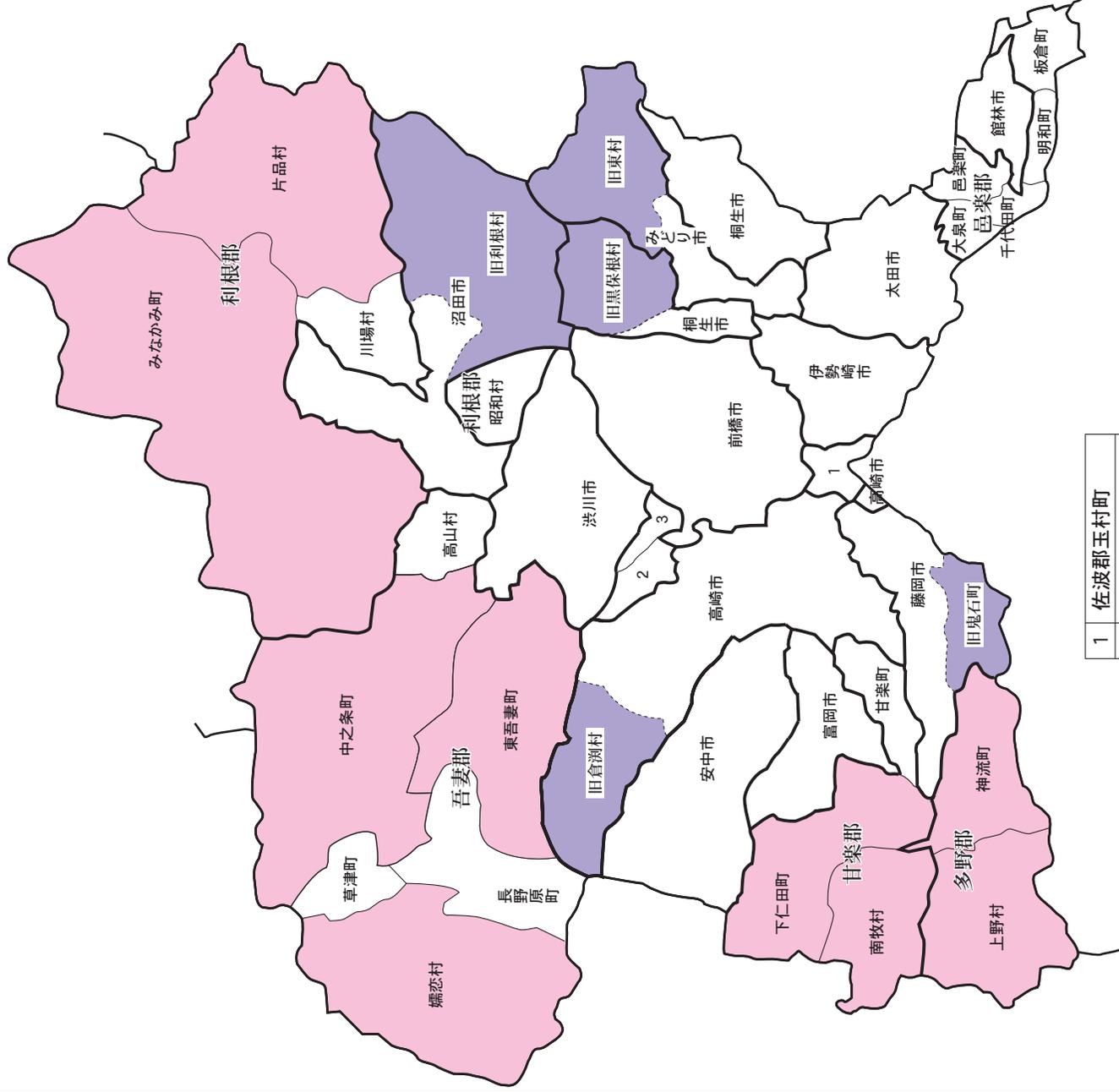


栃木県



全市町村	25
過疎関係市町村	4
過疎市町村 (2条1項)	3
過疎地域とみなされる市町村 (33条1項)	0
過疎地域とみなされる区域を有する市町村 (33条2項)	1
過疎地域とみなされる区域	2

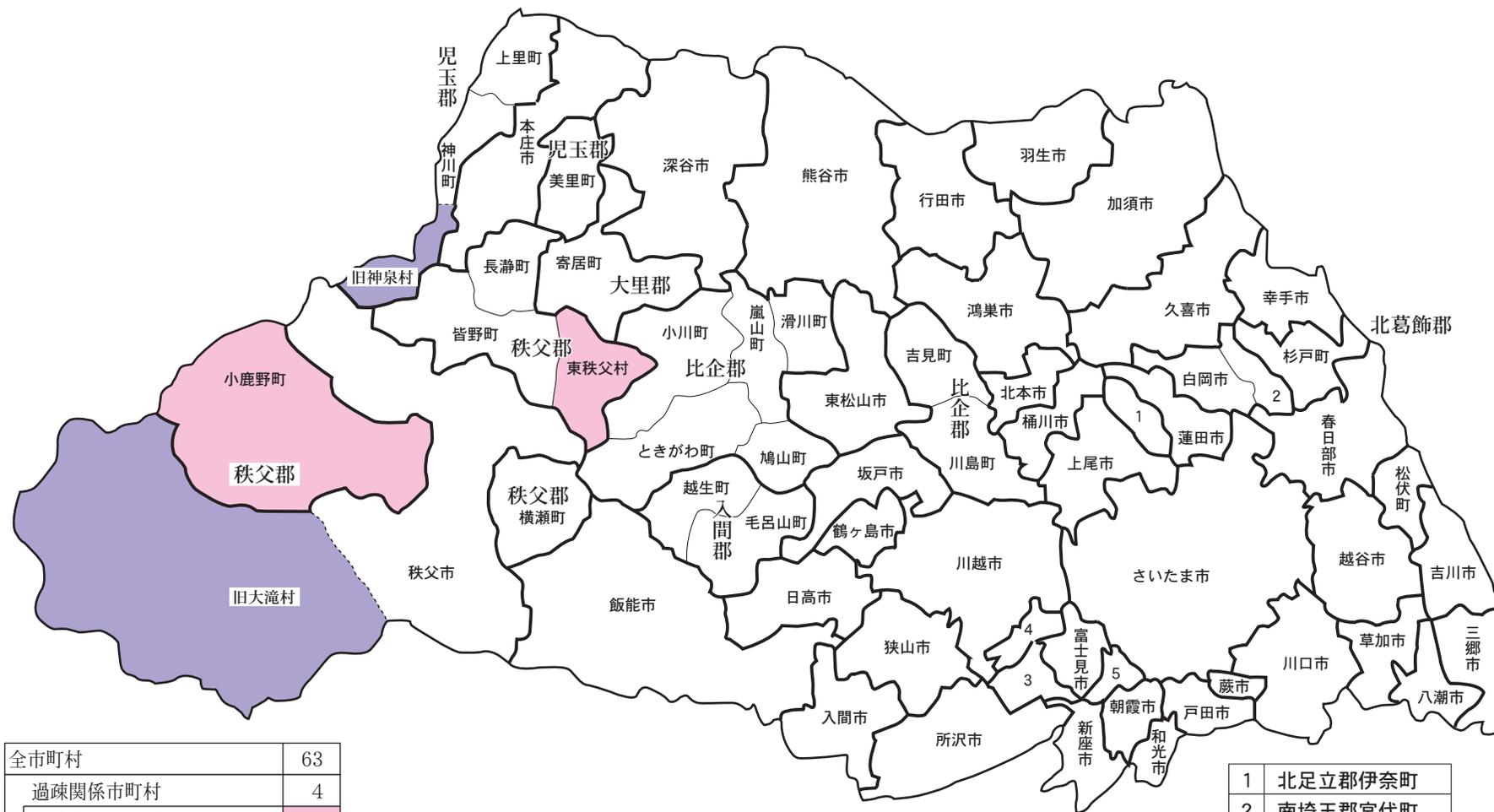
群馬県



1	佐波郡玉村町
2	北群馬郡榛東村
3	北群馬郡吉岡町

全市町村	35
過疎関係市町村	14
過疎市町村 (2条1項)	9
過疎地域とみなされる市町村 (33条1項)	0
過疎地域とみなされる区域を有する市町村 (33条2項)	5
過疎地域とみなされる区域	5

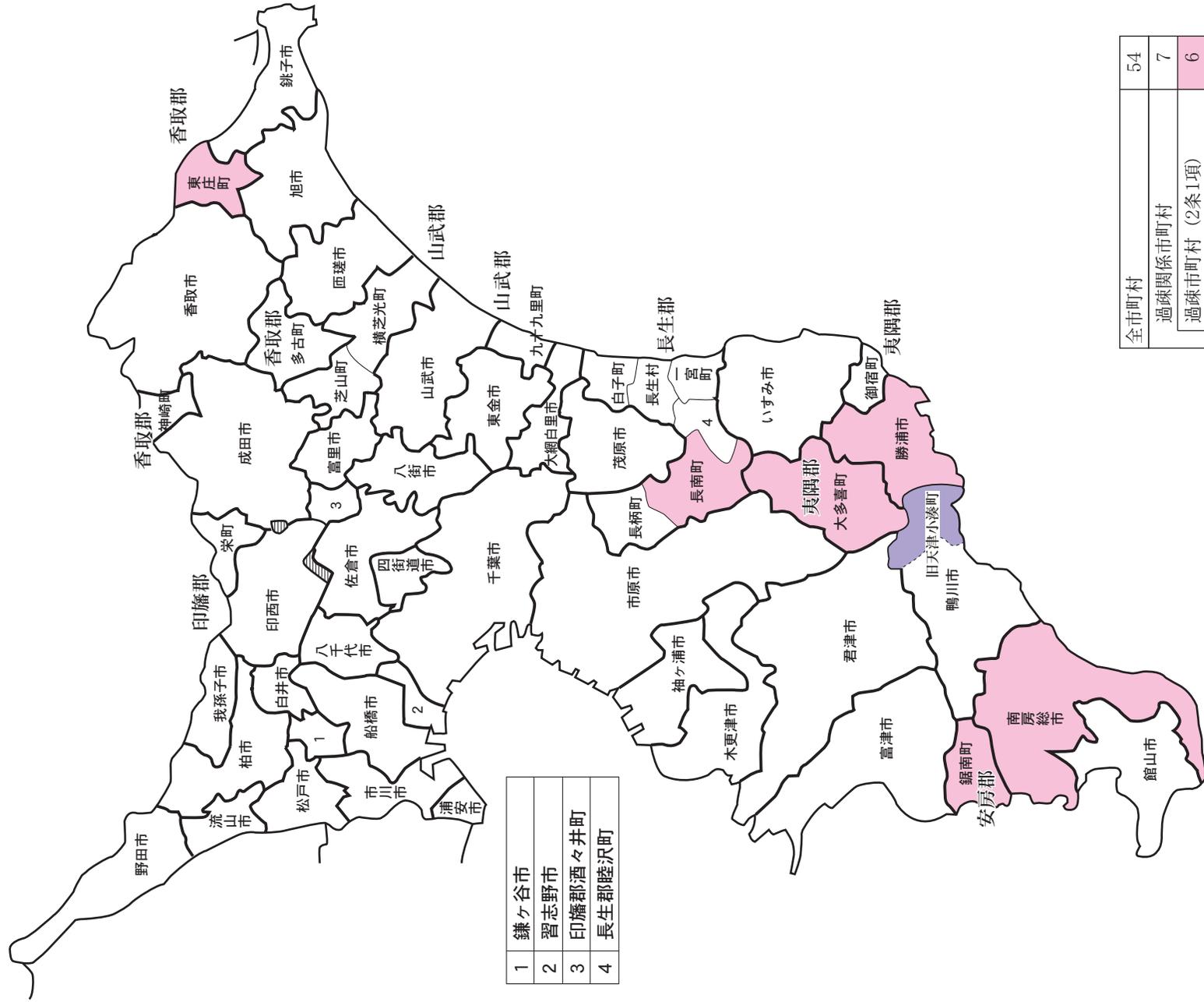
埼玉県



全市町村	63
過疎関係市町村	4
過疎市町村 (2条1項)	2
過疎地域とみなされる市町村 (33条1項)	0
過疎地域とみなされる区域を有する市町村 (33条2項)	2
過疎地域とみなされる区域	2

1	北足立郡伊奈町
2	南埼玉郡宮代町
3	入間郡三芳町
4	ふじみ野市
5	志木市

千葉県



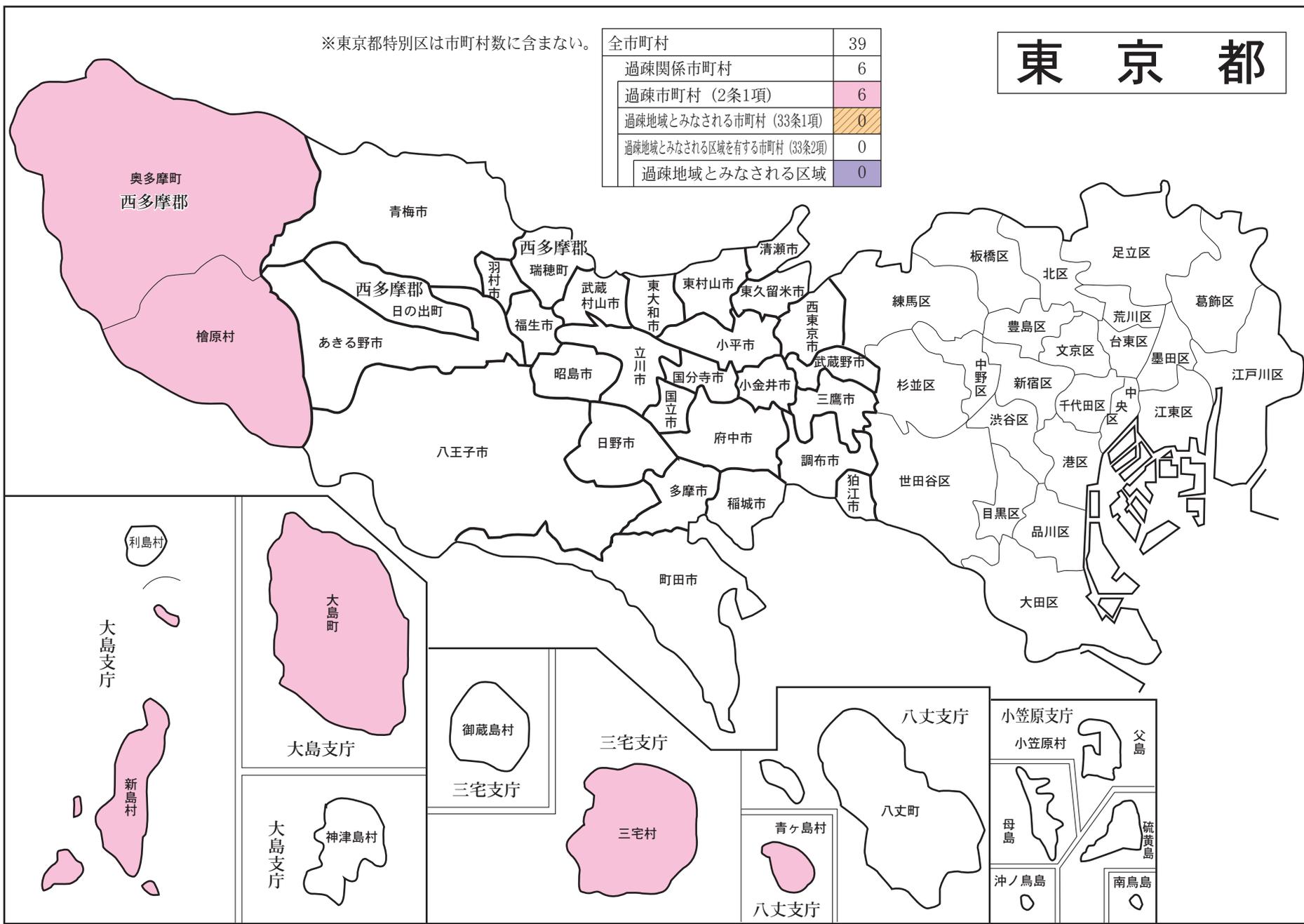
1	鎌ヶ谷市
2	習志野市
3	印旛郡酒々井町
4	長生郡睦沢町

全市町村	54
過疎関係市町村	7
過疎市町村 (2条1項)	6
過疎地域とみなされる市町村 (33条1項)	0
過疎地域とみなされる区域を有する市町村 (33条2項)	1
過疎地域とみなされる区域	1

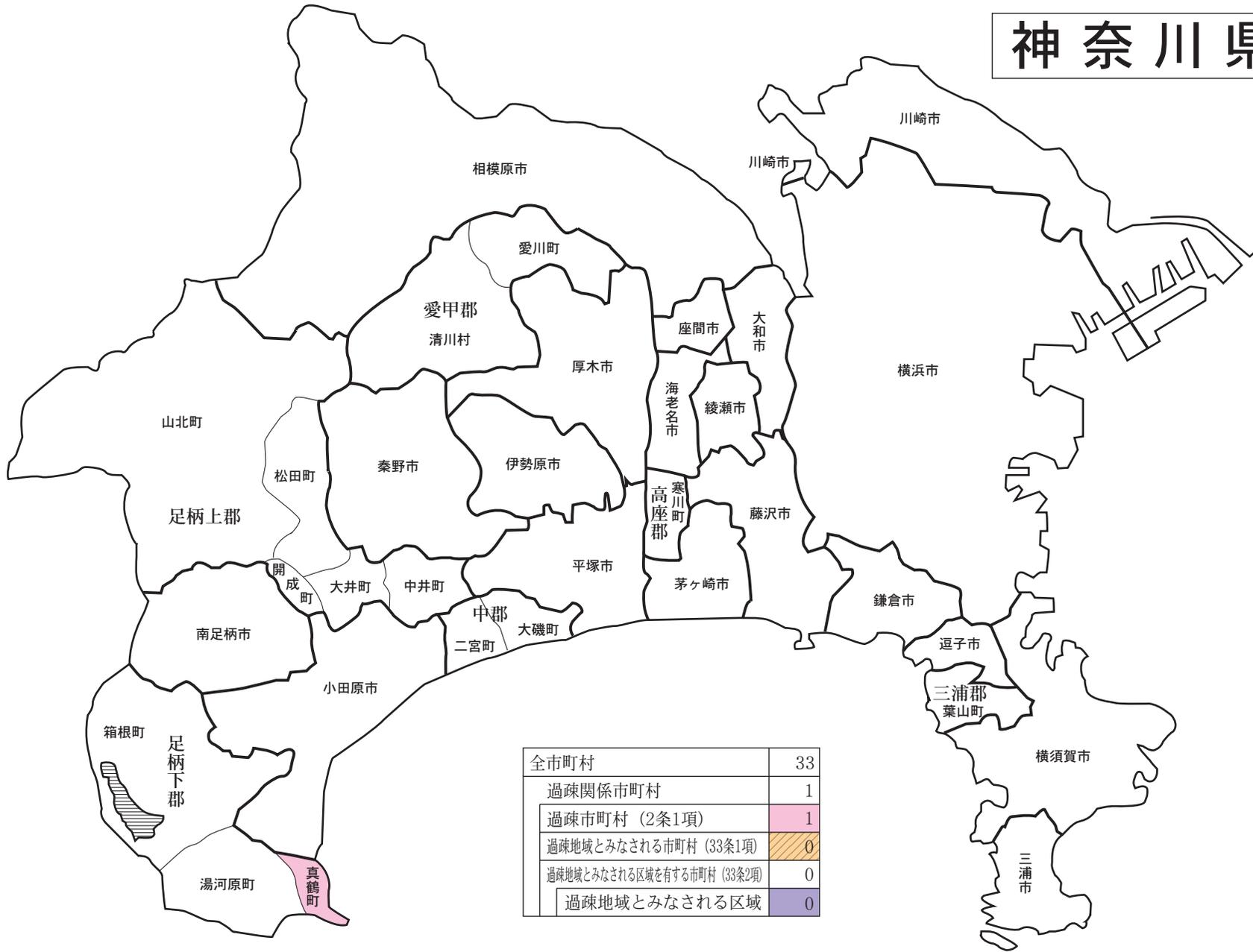
東京都

※東京都特別区は市町村数に含まない。

全市町村	39
過疎関係市町村	6
過疎市町村 (2条1項)	6
過疎地域とみなされる市町村 (33条1項)	0
過疎地域とみなされる区域を有する市町村 (33条2項)	0
過疎地域とみなされる区域	0



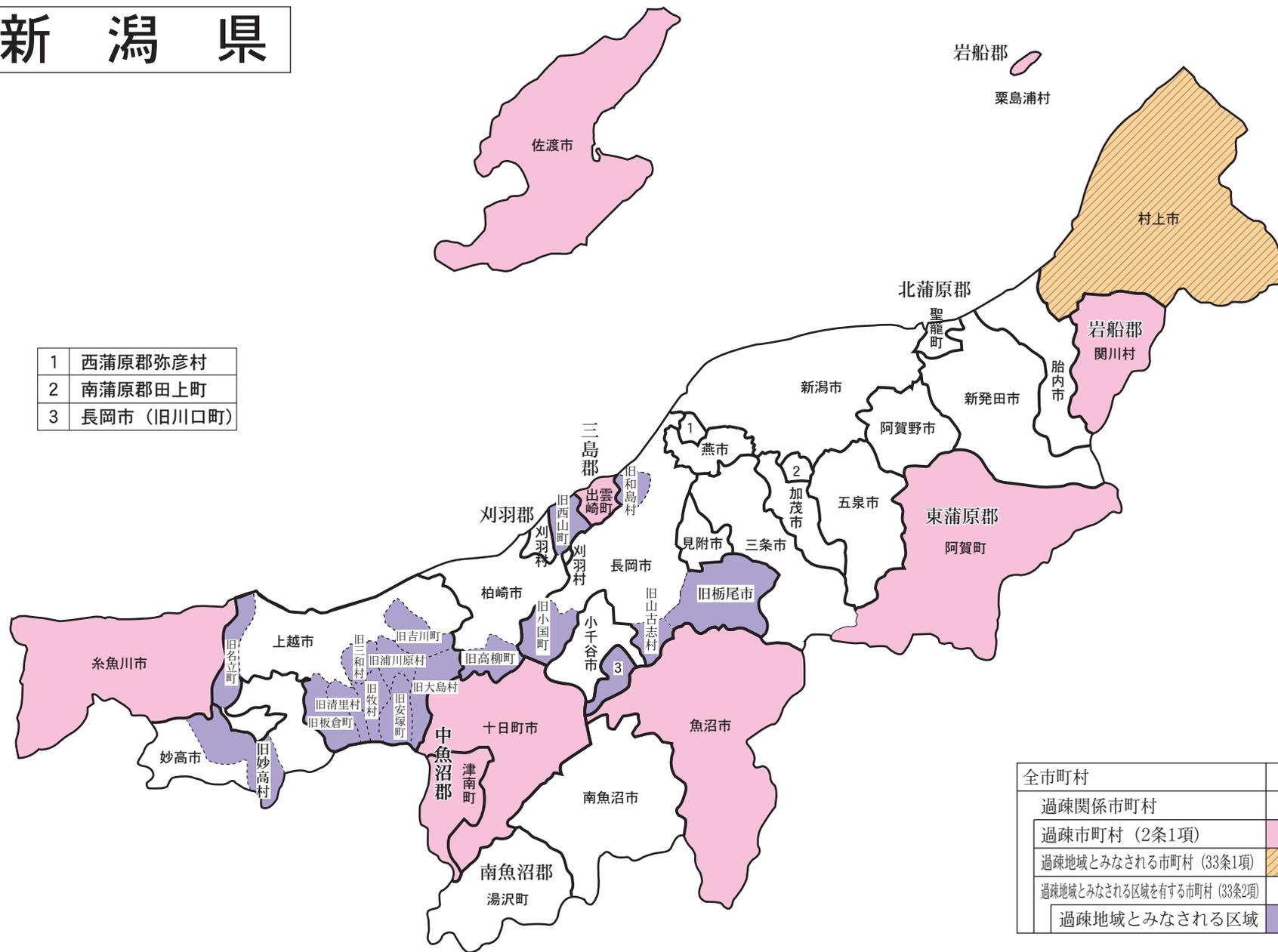
神奈川県



全市町村	33
過疎関係市町村	1
過疎市町村 (2条1項)	1
過疎地域とみなされる市町村 (33条1項)	0
過疎地域とみなされる区域を有する市町村 (33条2項)	0
過疎地域とみなされる区域	0

新潟県

1	西蒲原郡弥彦村
2	南蒲原郡田上町
3	長岡市(旧川口町)

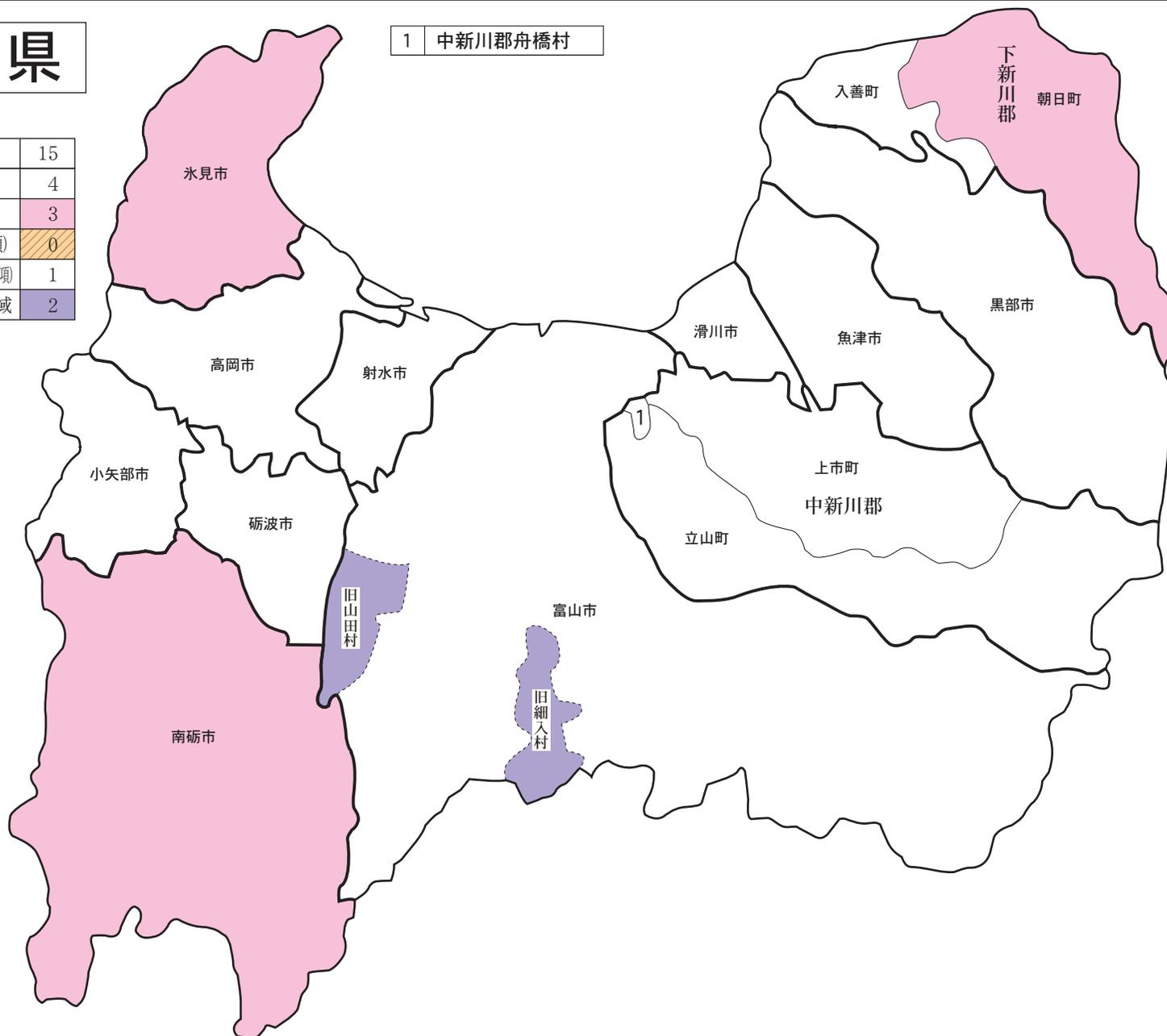


全市町村	30
過疎関係市町村	14
過疎市町村(2条1項)	9
過疎地域とみなされる市町村(33条1項)	1
過疎地域とみなされる区域を有する市町村(33条2項)	4
過疎地域とみなされる区域	17

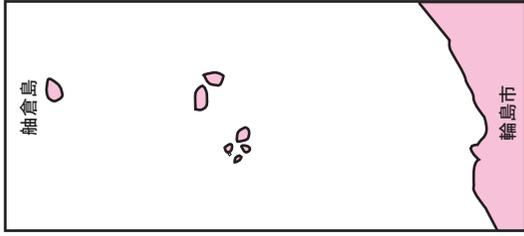
富 山 県

全市町村	15
過疎関係市町村	4
過疎市町村 (2条1項)	3
過疎地域とみなされる市町村 (33条1項)	0
過疎地域とみなされる区域を有する市町村 (33条2項)	1
過疎地域とみなされる区域	2

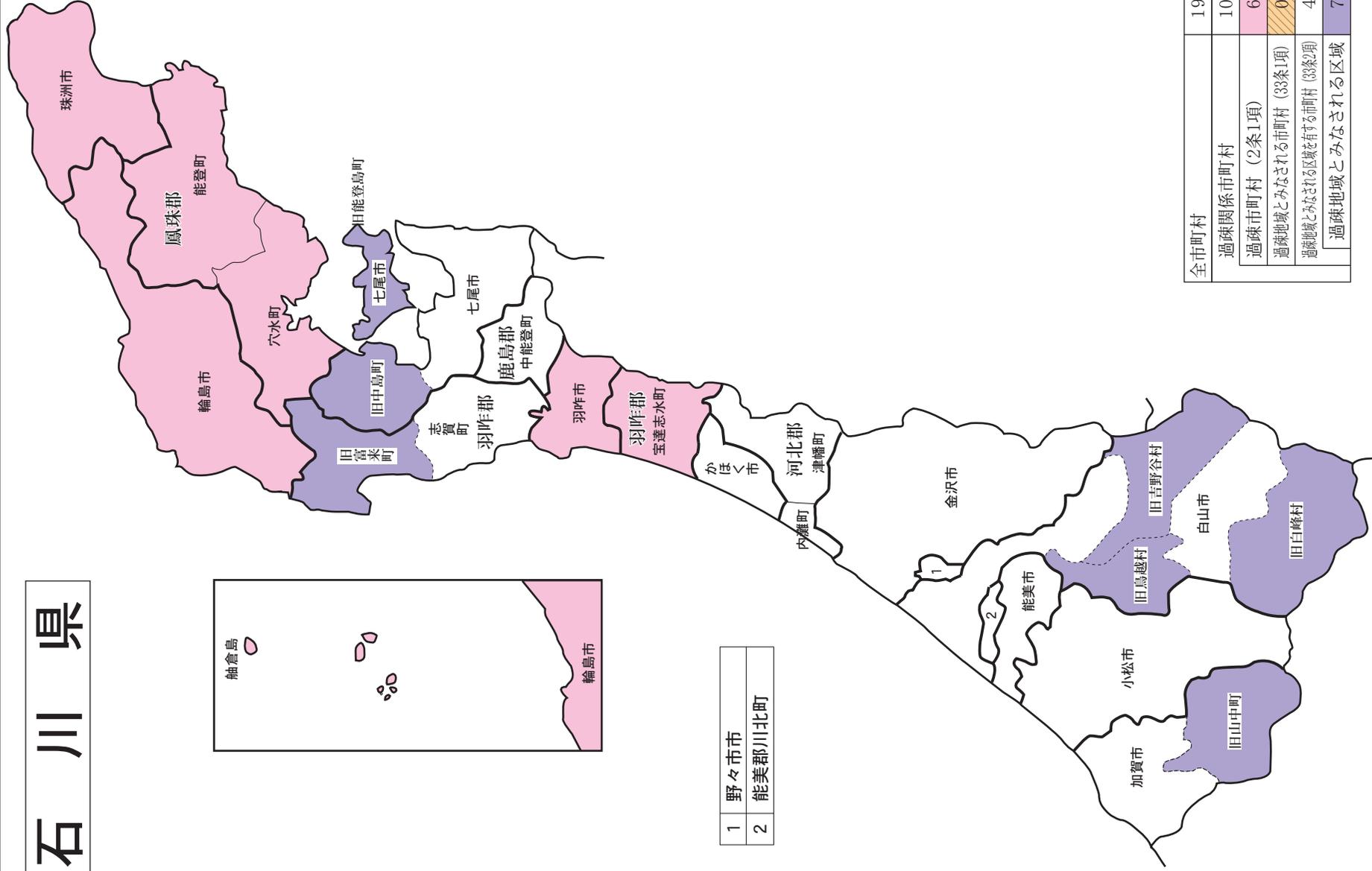
1 中新川郡舟橋村



石川 県

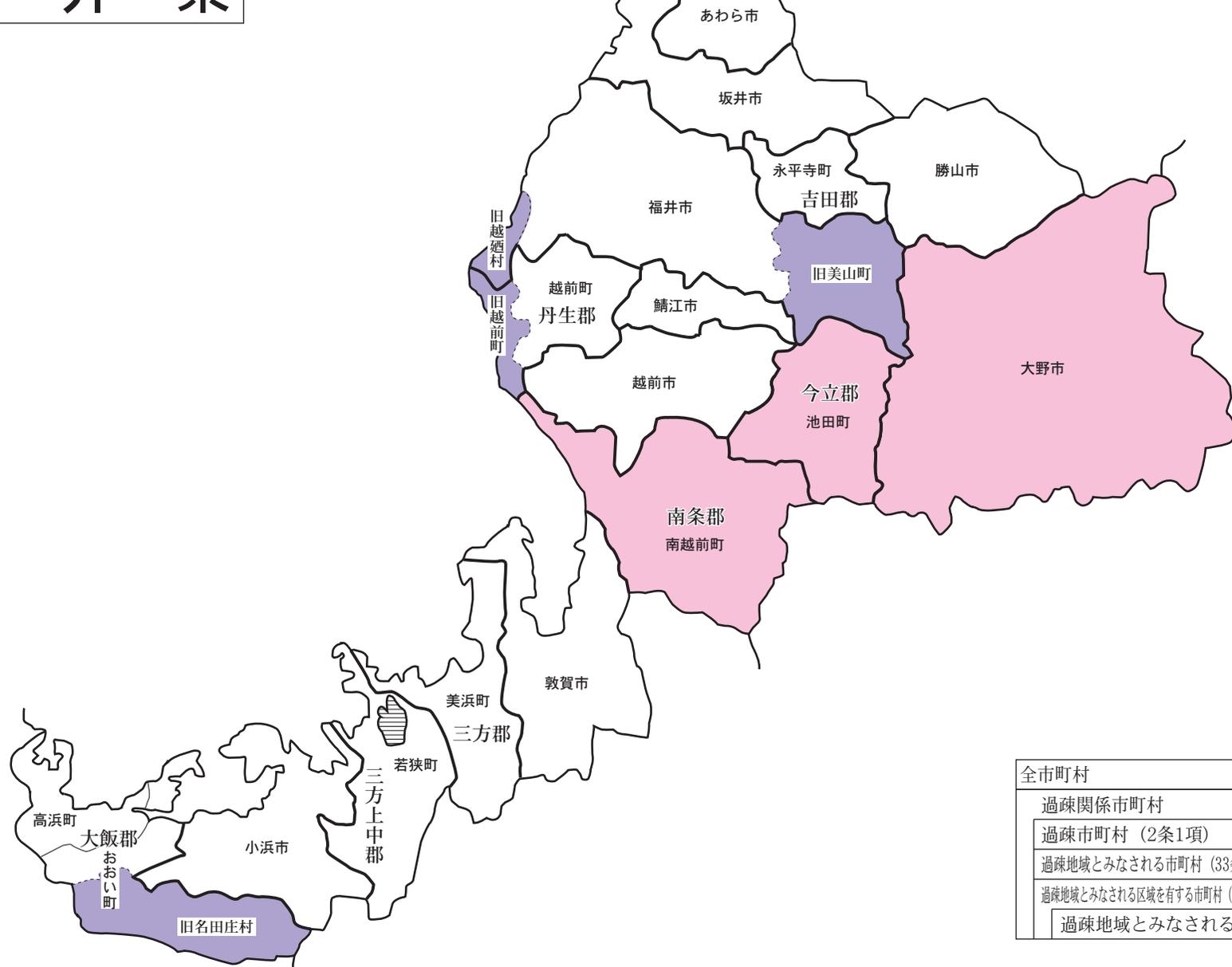


1	野々市市
2	能美郡川北町



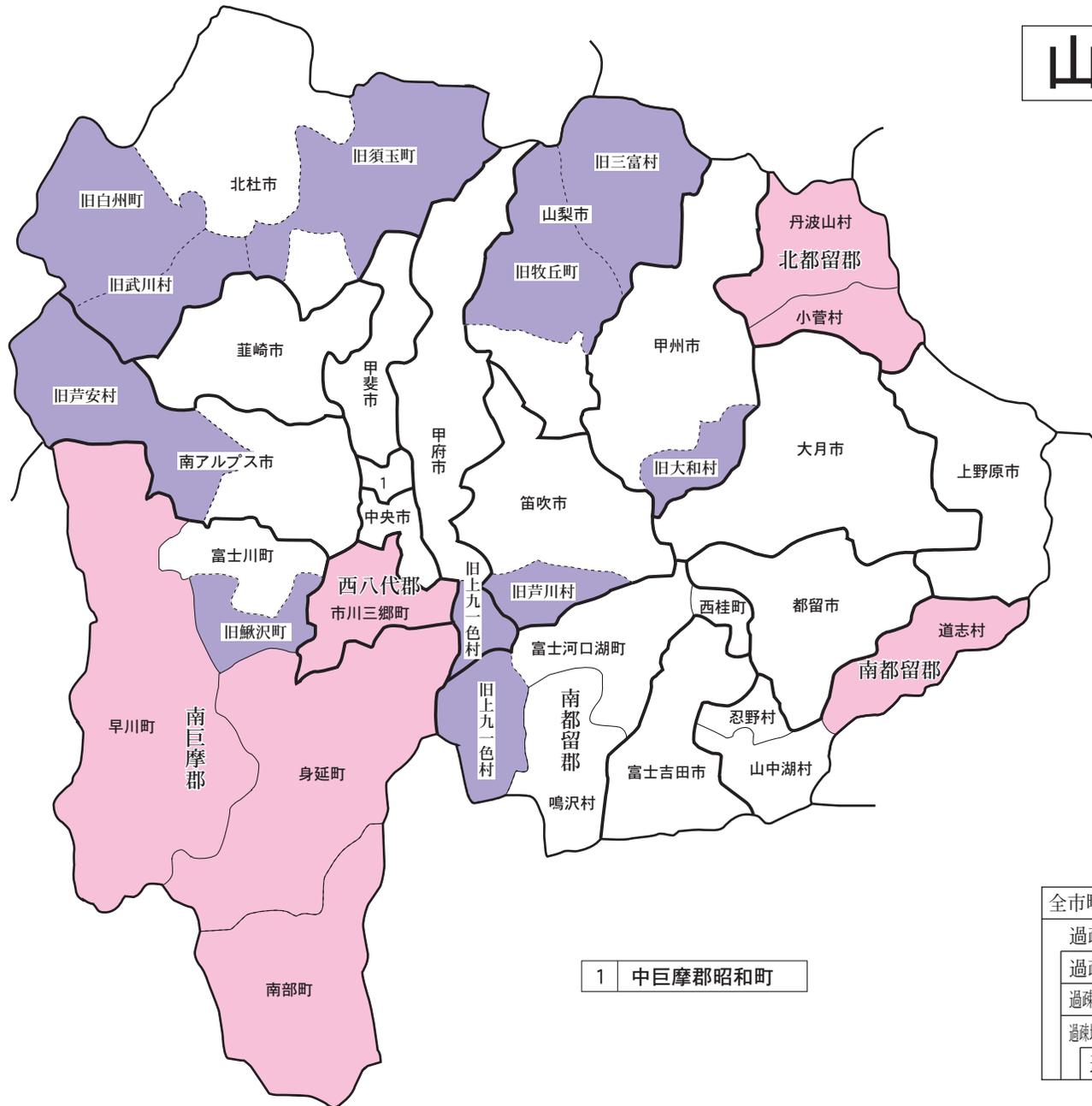
全市町村	19
過疎関係市町村	10
過疎市町村 (2条1項)	6
過疎地域とみなされる市町村 (33条1項)	0
過疎地域とみなされる区域を有する市町村 (33条2項)	4
過疎地域とみなされる区域	7

福 井 県



全市町村	17
過疎関係市町村	6
過疎市町村 (2条1項)	3
過疎地域とみなされる市町村 (33条1項)	0
過疎地域とみなされる区域を有する市町村 (33条2項)	3
過疎地域とみなされる区域	4

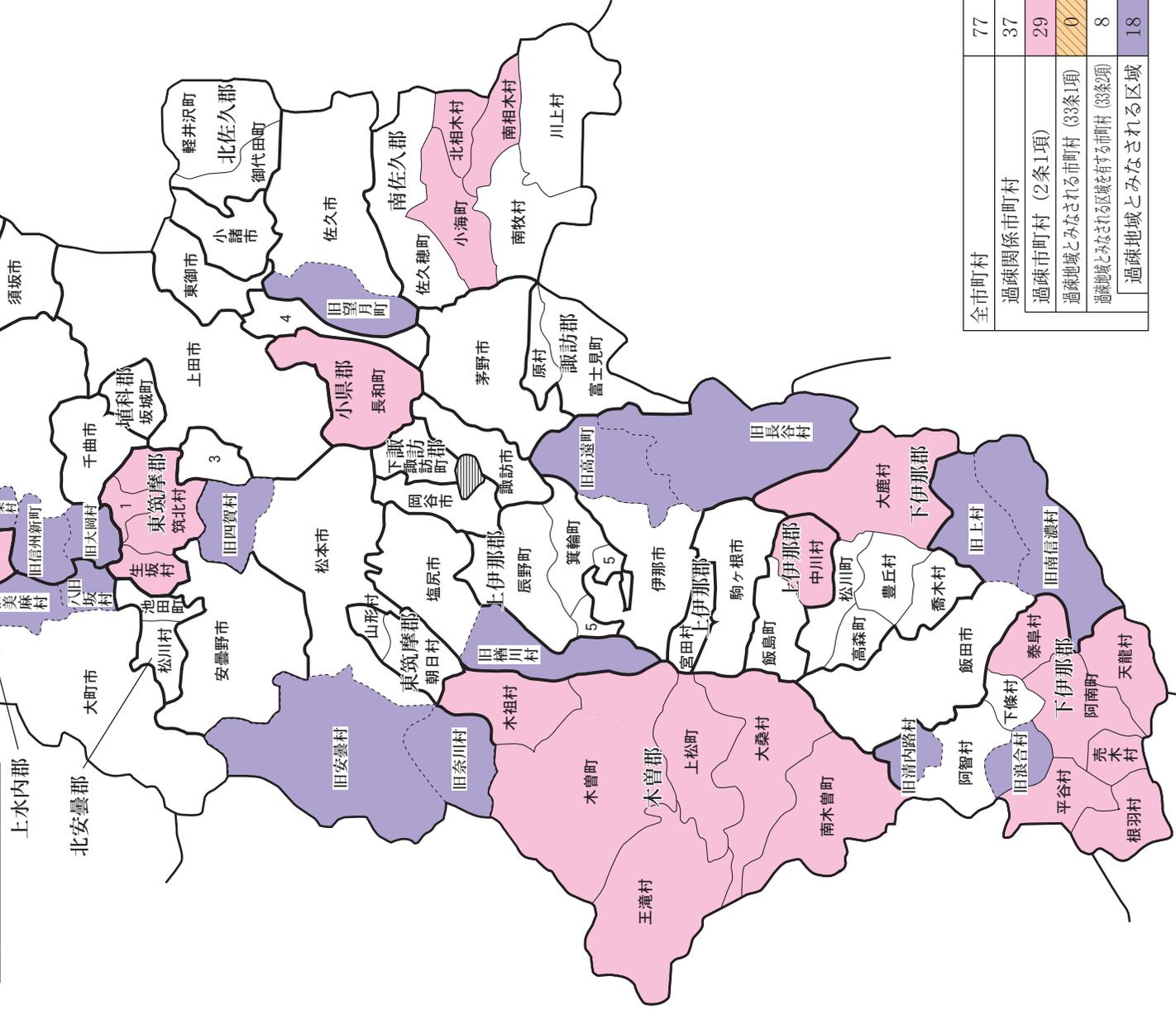
山梨県



全市町村	27
過疎関係市町村	15
過疎市町村 (2条1項)	7
過疎地域とみなされる市町村 (33条1項)	0
過疎地域とみなされる区域を有する市町村 (33条2項)	8
過疎地域とみなされる区域	11

長野県

1	東筑摩郡麻績村
2	上高井郡小布施町
3	小泉郡青木村
4	北佐久郡立科町
5	上伊那郡南箕輪村

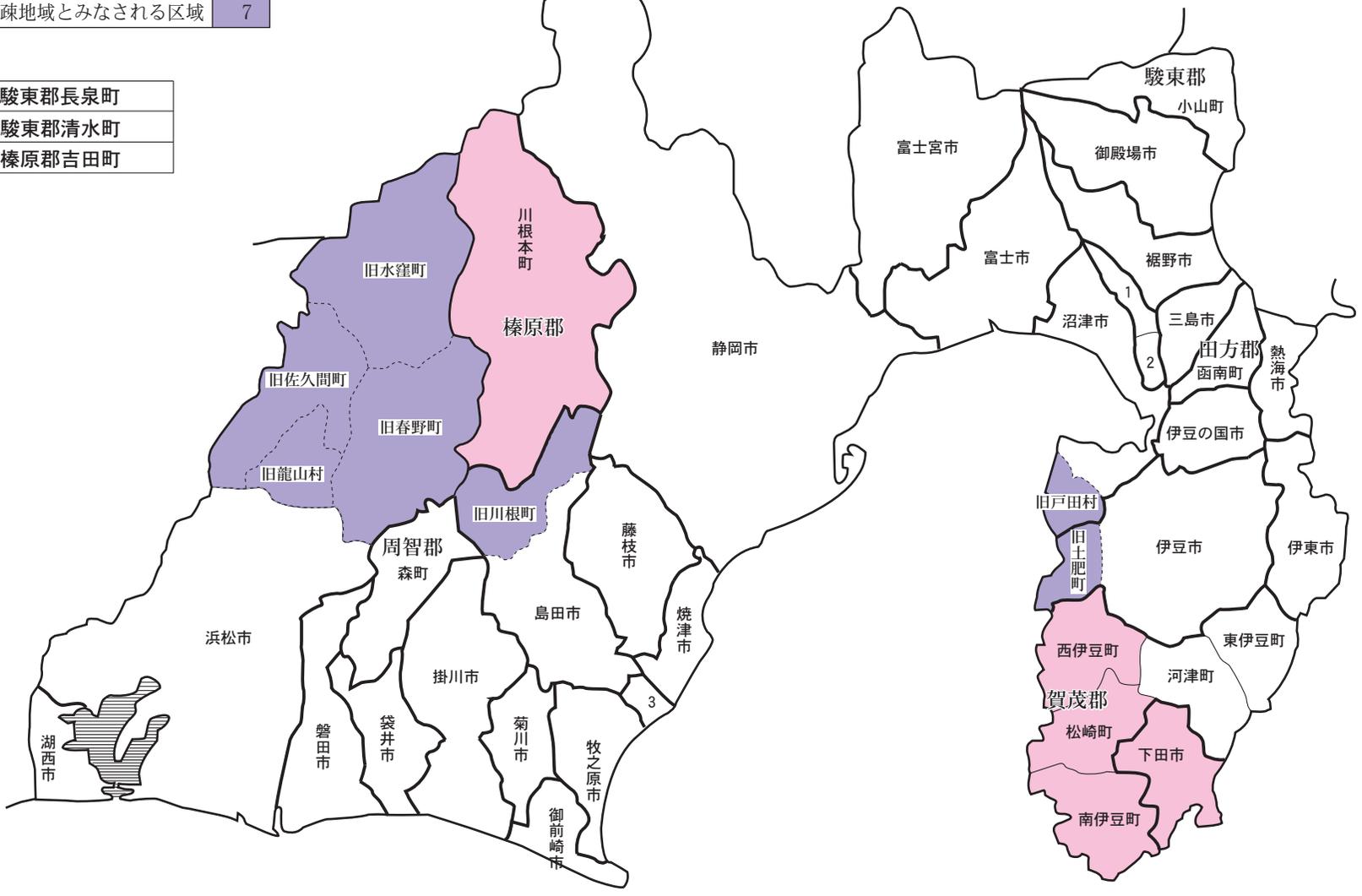


全市町村	77
過疎関係市町村	37
過疎市町村 (2条1項)	29
過疎地域とみなされる市町村 (3条1項)	0
過疎地域とみなされる区域を有する市町村 (3条2項)	8
過疎地域とみなされる区域	18

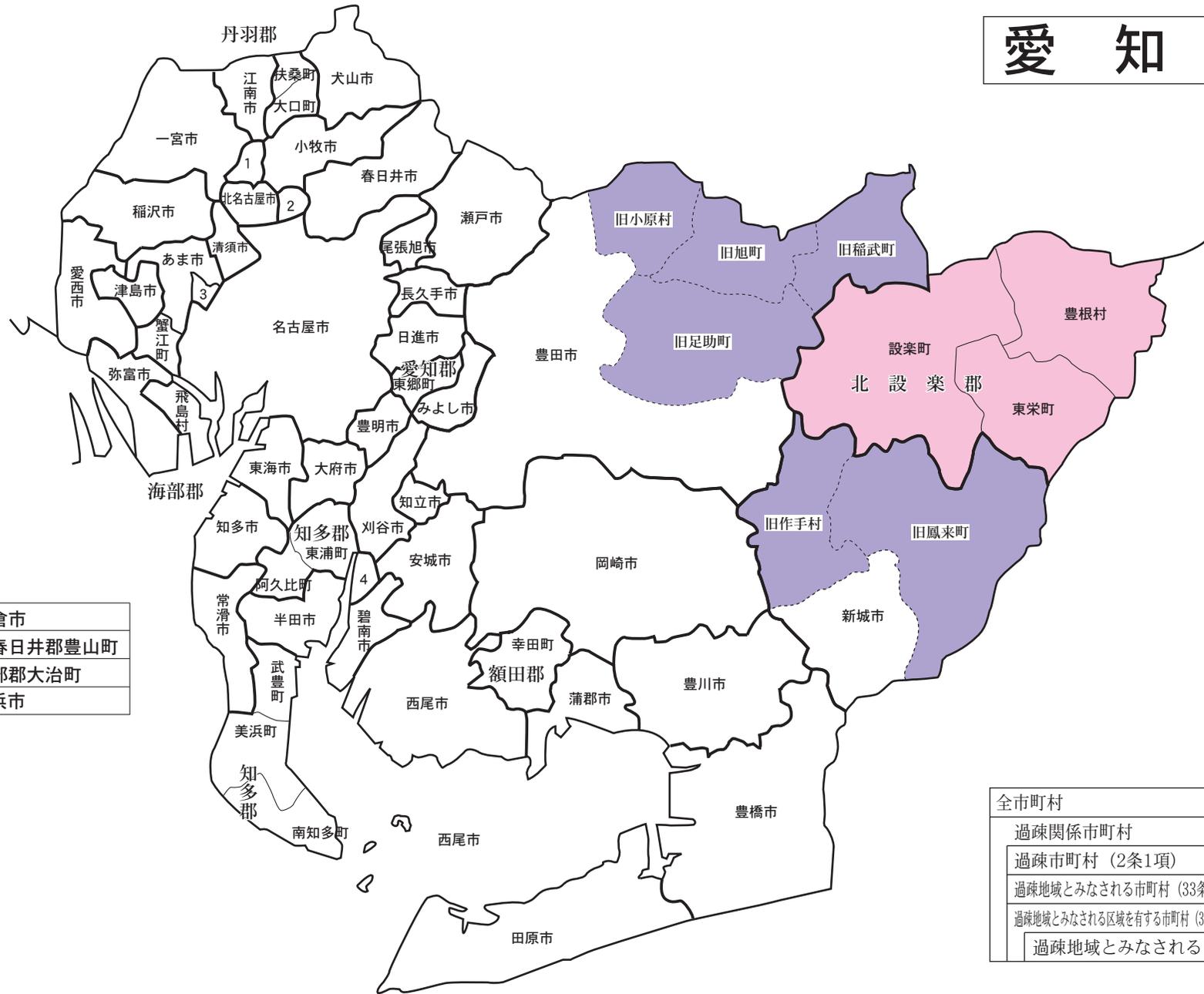
静岡県

全市町村	35
過疎関係市町村	9
過疎市町村 (2条1項)	5
過疎地域とみなされる市町村 (33条1項)	0
過疎地域とみなされる区域を有する市町村 (33条2項)	4
過疎地域とみなされる区域	7

- | | |
|---|--------|
| 1 | 駿東郡長泉町 |
| 2 | 駿東郡清水町 |
| 3 | 榛原郡吉田町 |



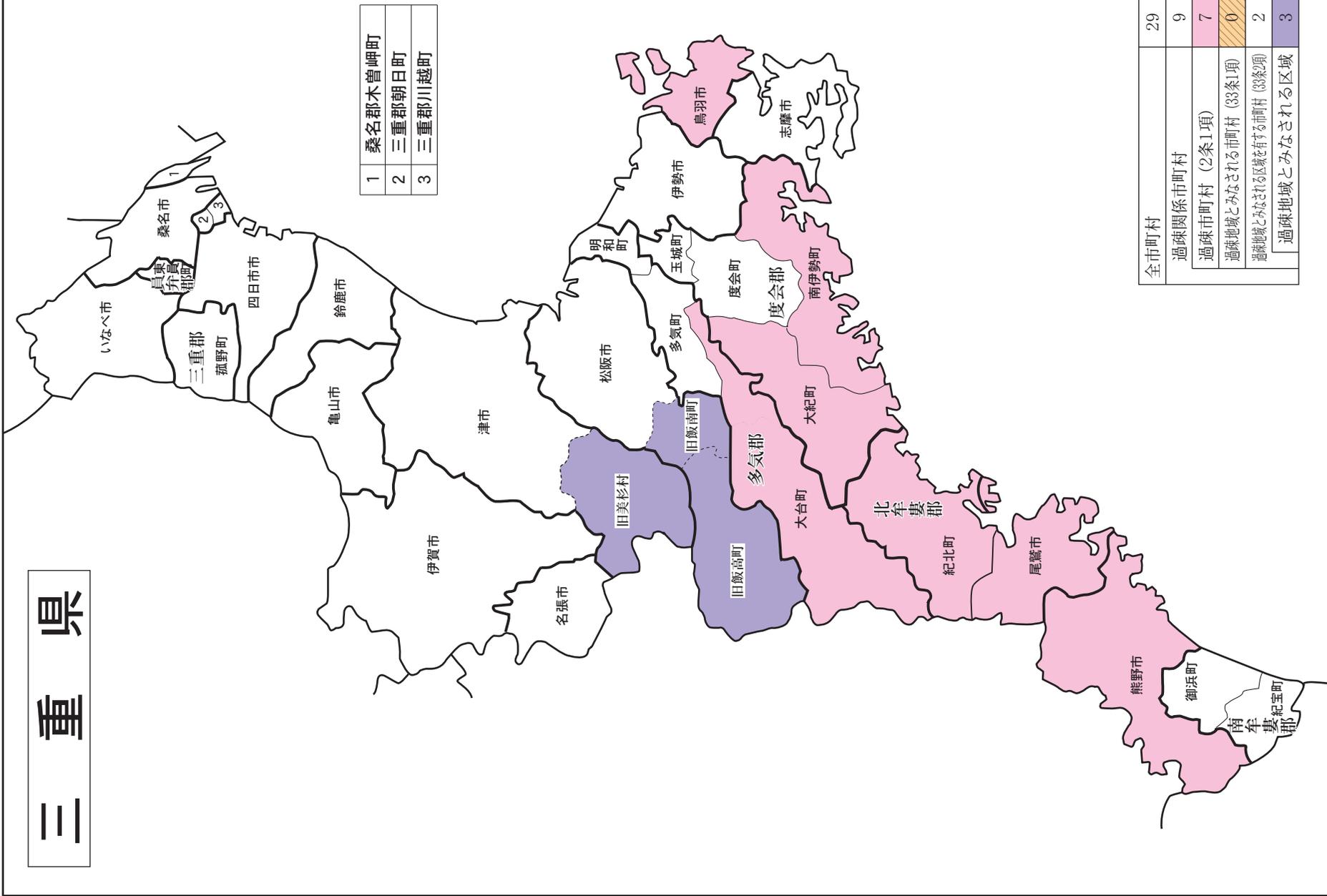
愛知県



1	岩倉市
2	西春日井郡豊山町
3	海部郡大治町
4	高浜市

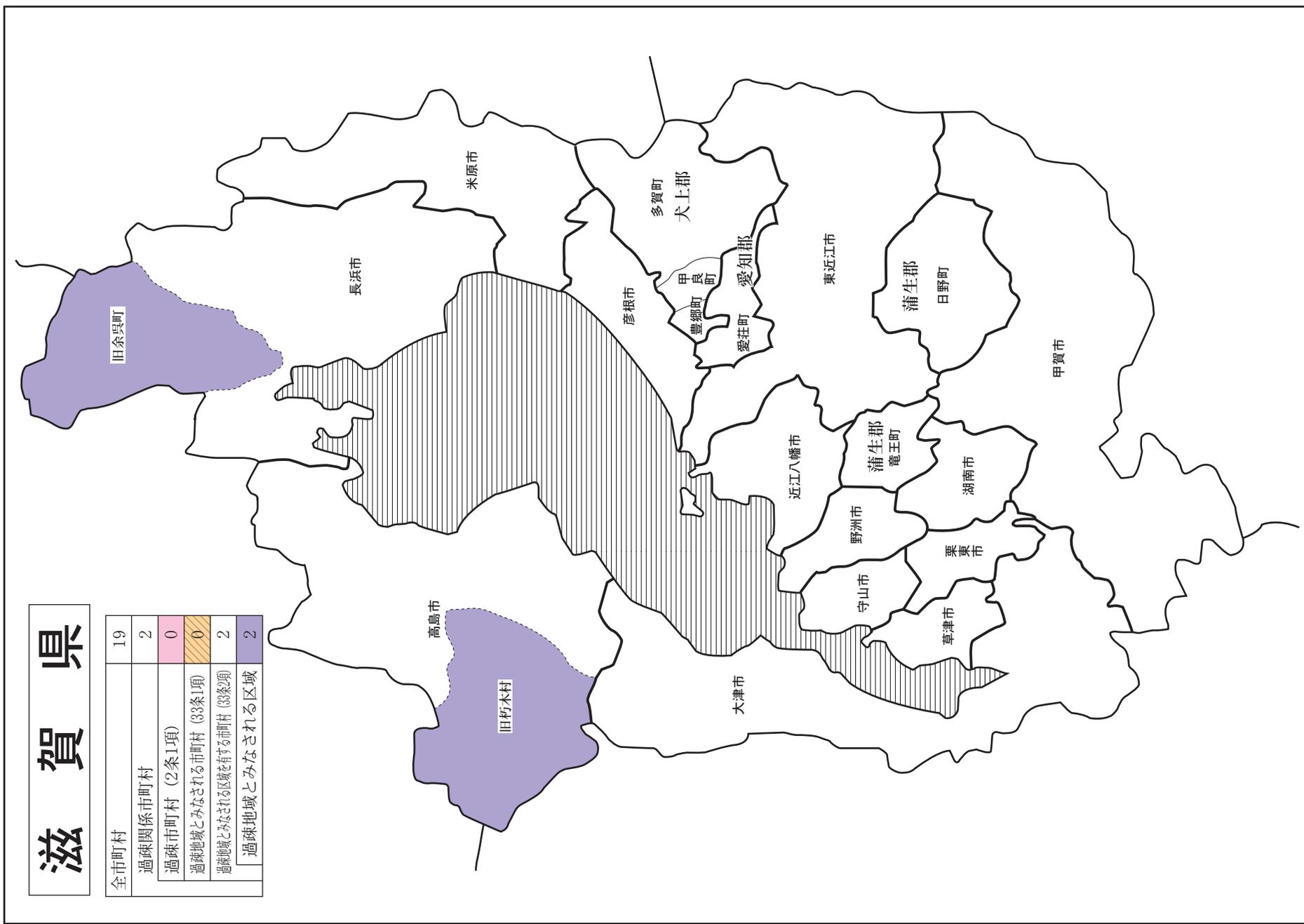
全市町村	54
過疎関係市町村	5
過疎市町村 (2条1項)	3
過疎地域とみなされる市町村 (33条1項)	0
過疎地域とみなされる区域を有する市町村 (33条2項)	2
過疎地域とみなされる区域	6

三重県

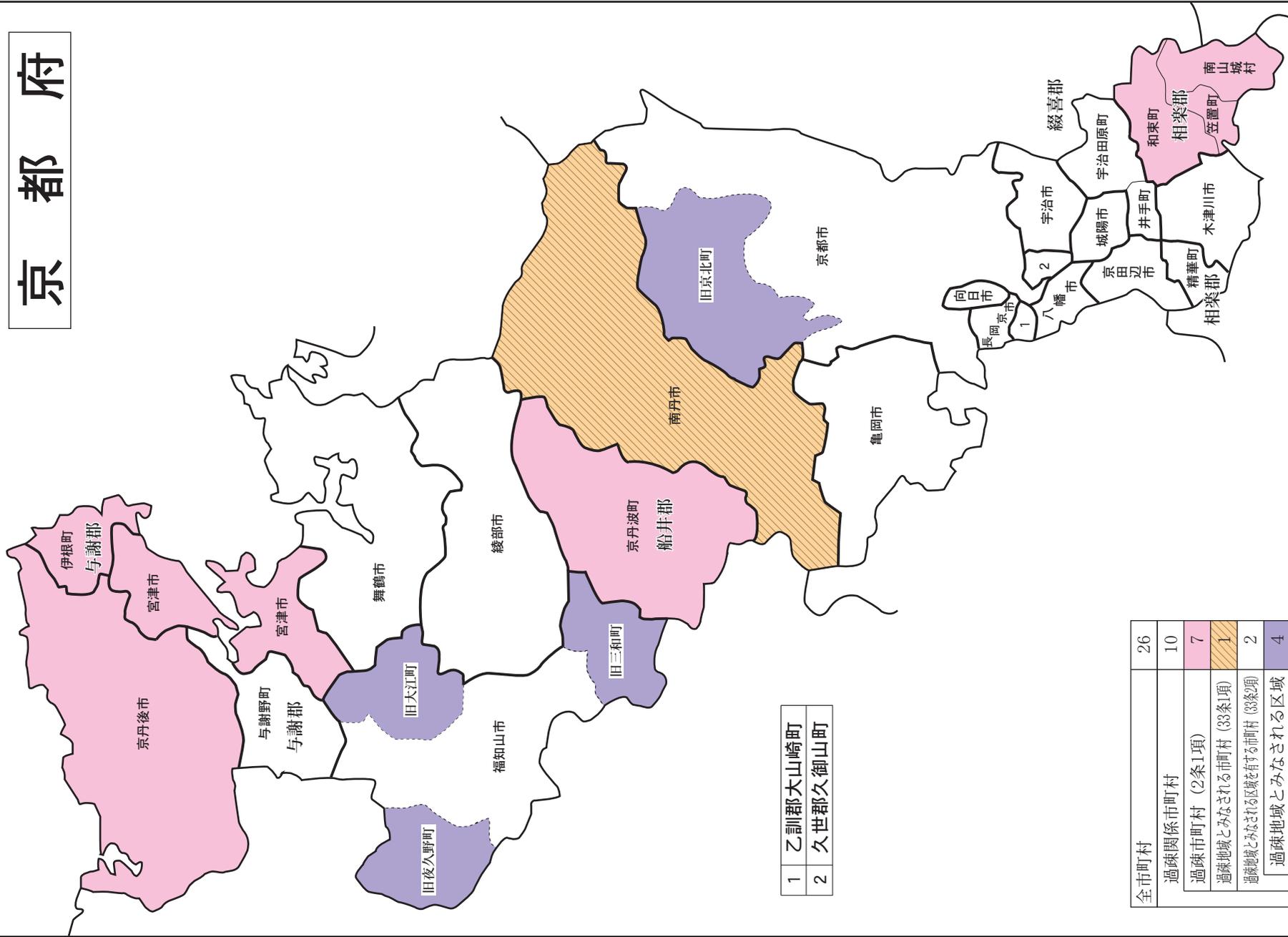


滋賀県

全市町村	19
過疎関係市町村	2
過疎市町村 (2条1項)	0
過疎地域とみなされる市町村 (33条1項)	0
過疎地域とみなされる区域を有する市町村 (33条2項)	2
過疎地域とみなされる区域	2

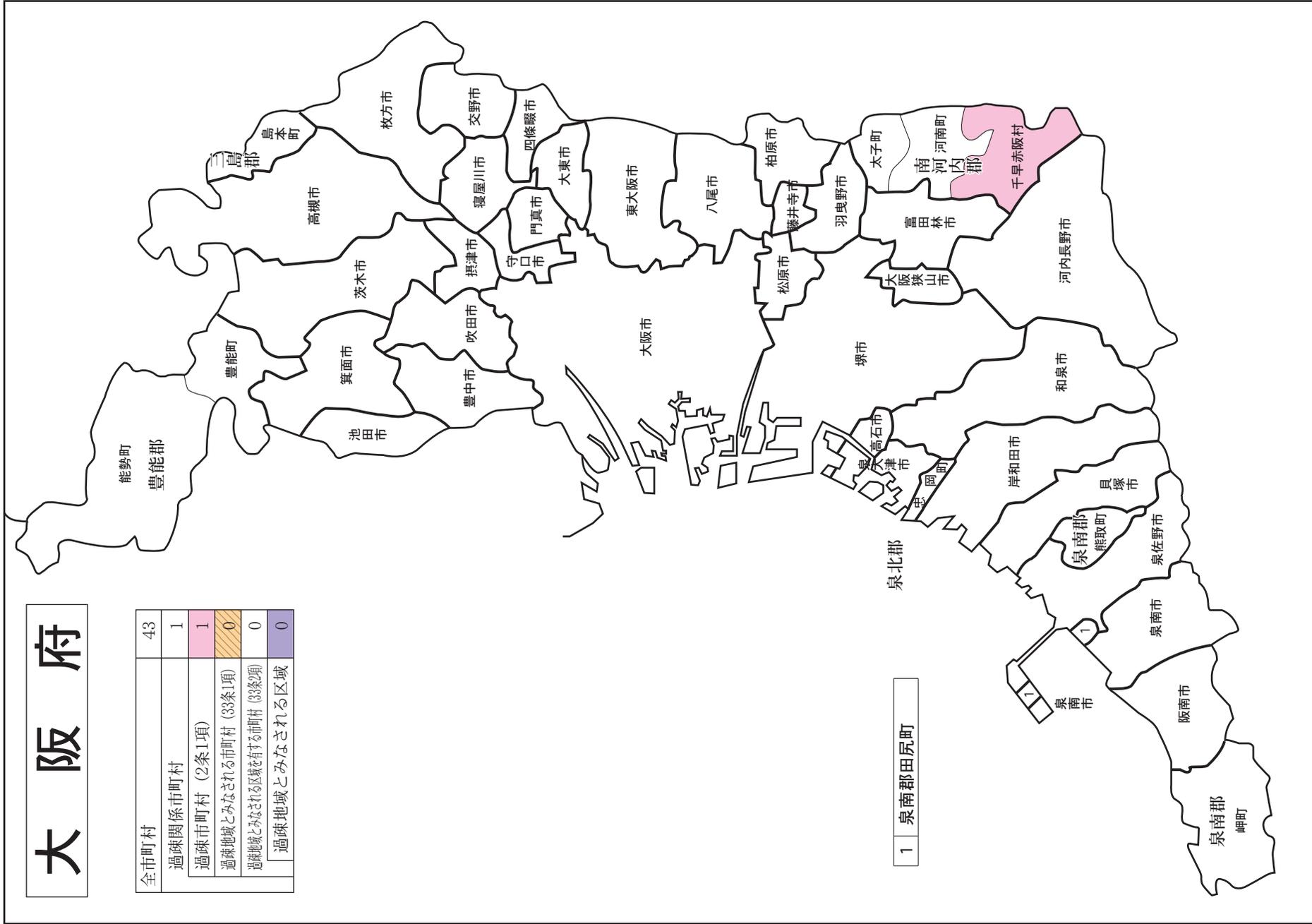


京都府



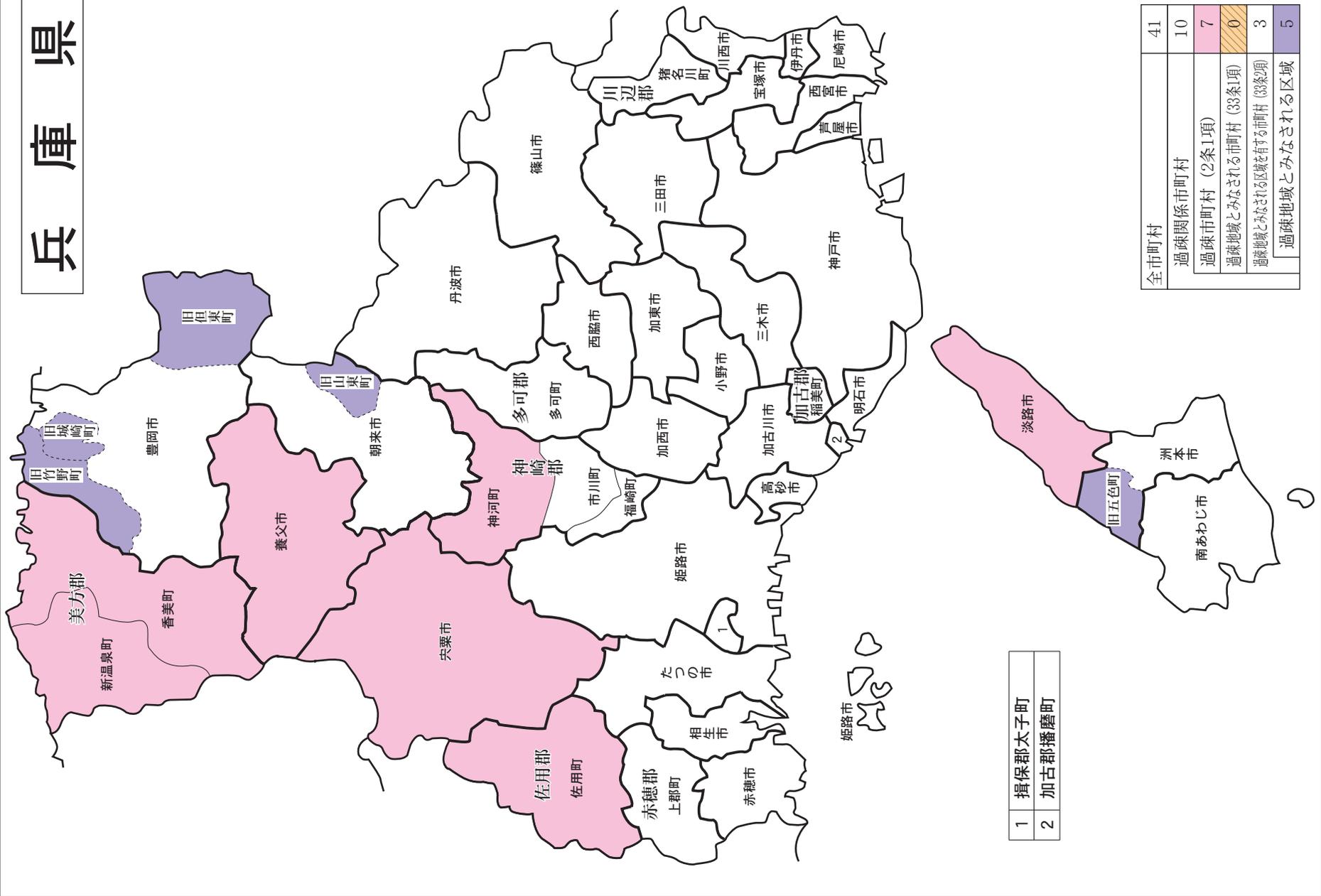
大阪府

全市町村	43
過疎関係市町村	1
過疎市町村 (2条1項)	1
過疎地域とみなされる市町村 (33条1項)	0
過疎地域とみなされる区域を有する市町村 (33条2項)	0
過疎地域とみなされる区域	0



1 泉南郡田尻町

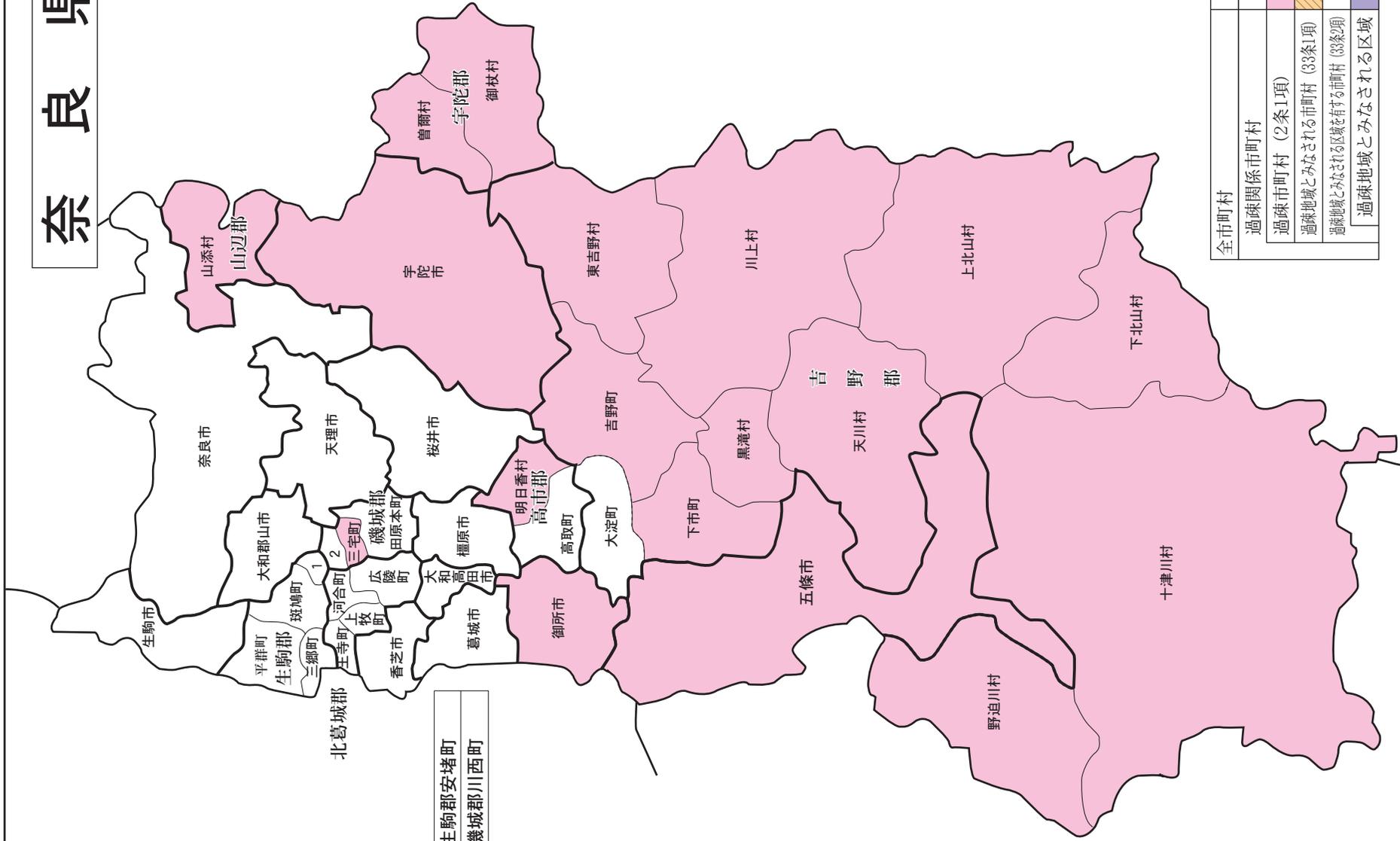
兵庫県



1	揖保郡太子町
2	加古郡播磨町

全市町村	41
過疎関係市町村	10
過疎市町村 (2条1項)	7
過疎地域とみなされる市町村 (33条1項)	0
過疎地域とみなされる区域を有する市町村 (33条2項)	3
過疎地域とみなされる区域	5

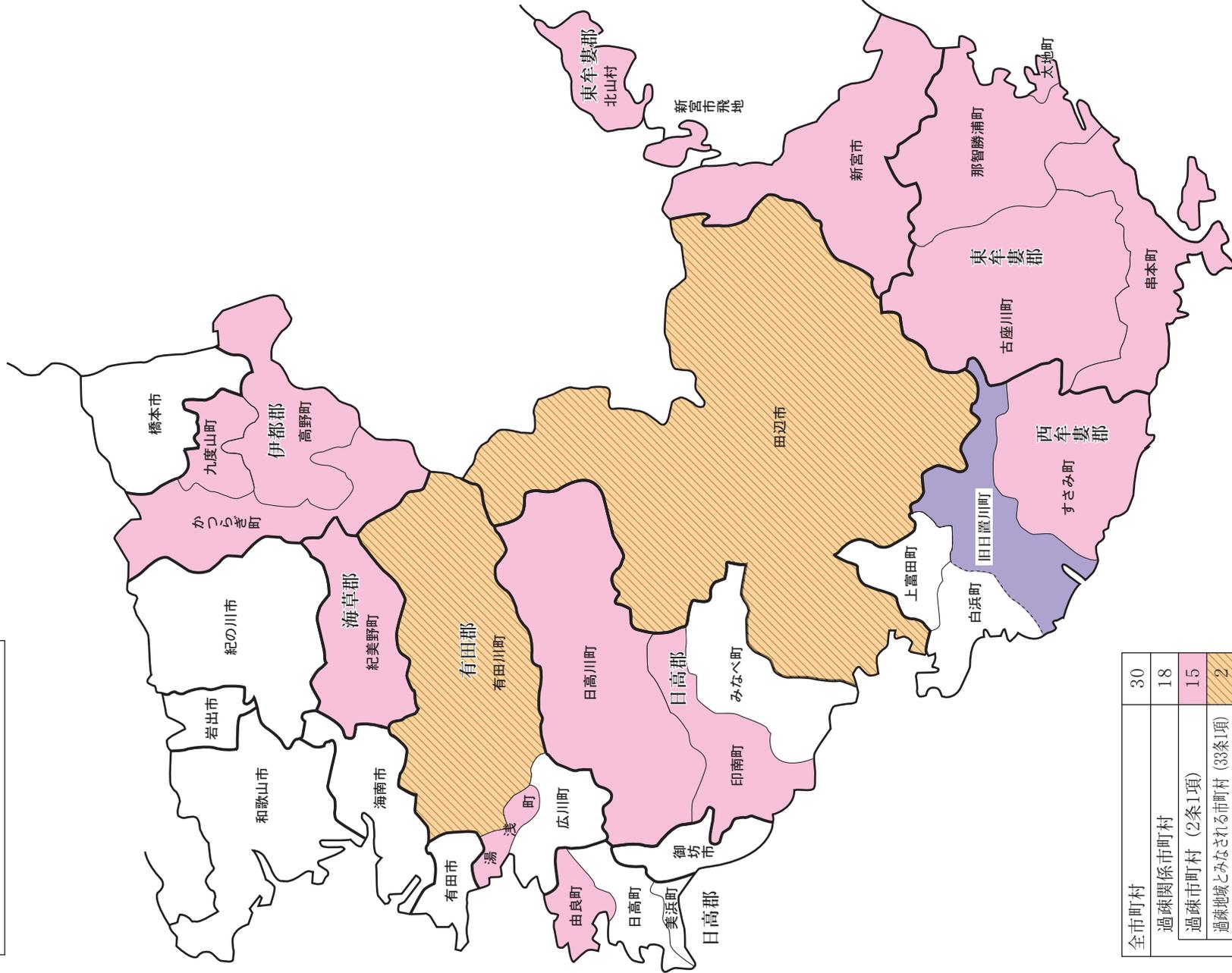
奈良県



1	生駒郡安堵町
2	磯城郡川西町

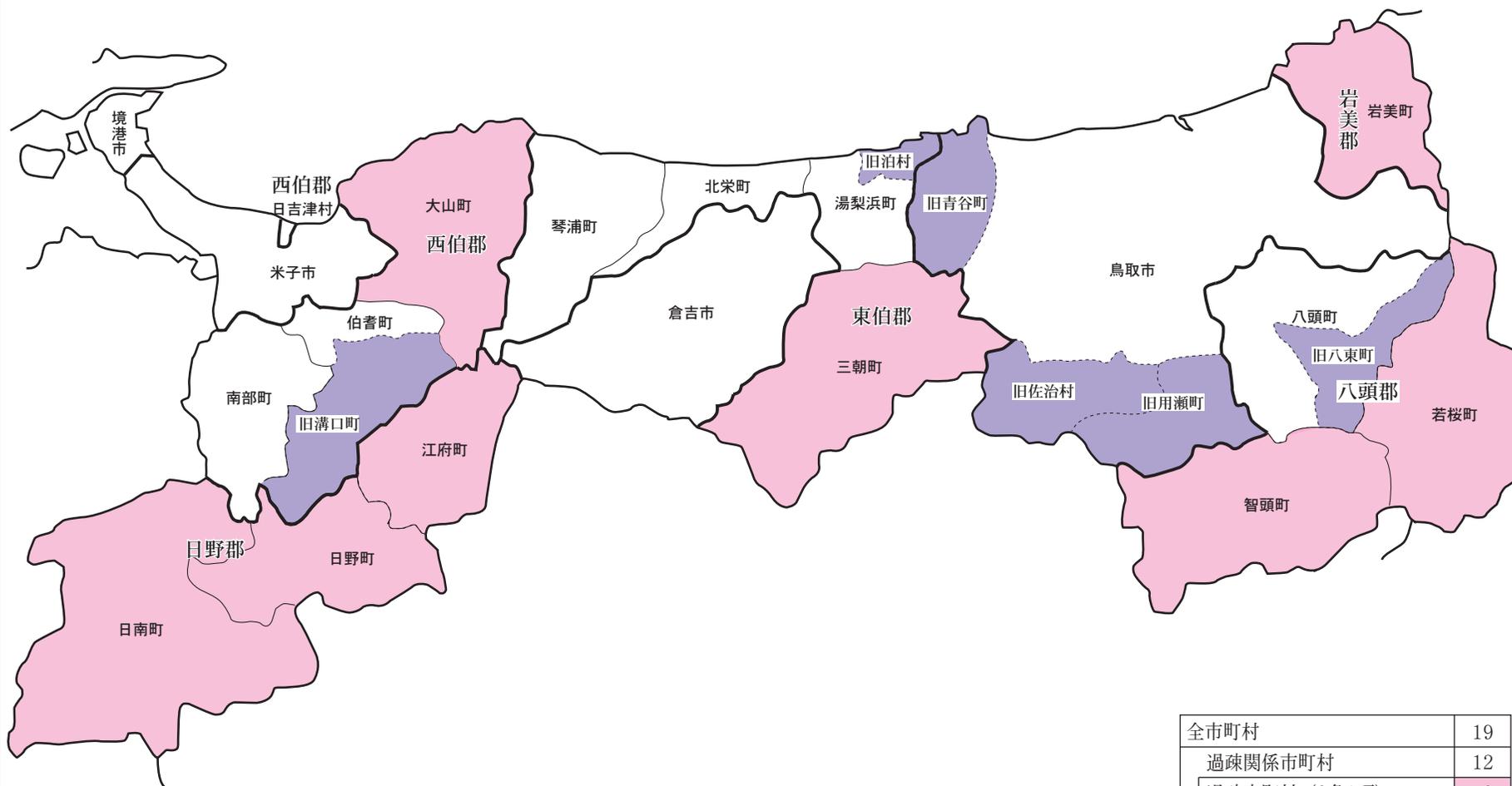
全市町村	39
過疎関係市町村	18
過疎市町村 (2条1項)	18
過疎地域とみなされる市町村 (33条1項)	0
過疎地域とみなされる区域を有する市町村 (33条2項)	0
過疎地域とみなされる区域	0

和歌山県



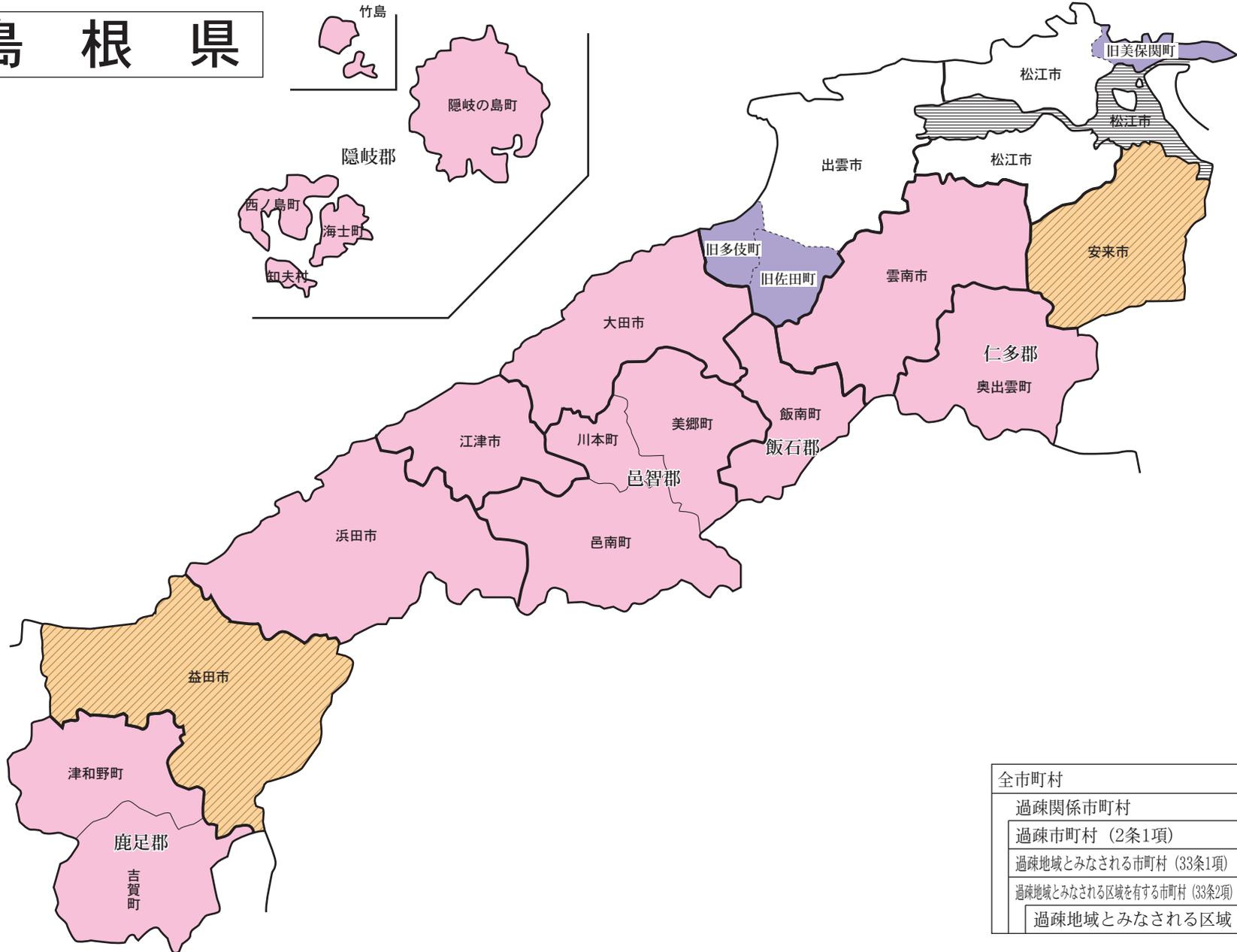
全市町村	30
過疎関係市町村	18
過疎市町村 (2条1項)	15
過疎地域とみなされる市町村 (33条1項)	2
過疎地域とみなされる区域を有する市町村 (33条2項)	1
過疎地域とみなされる区域	1

鳥 取 県



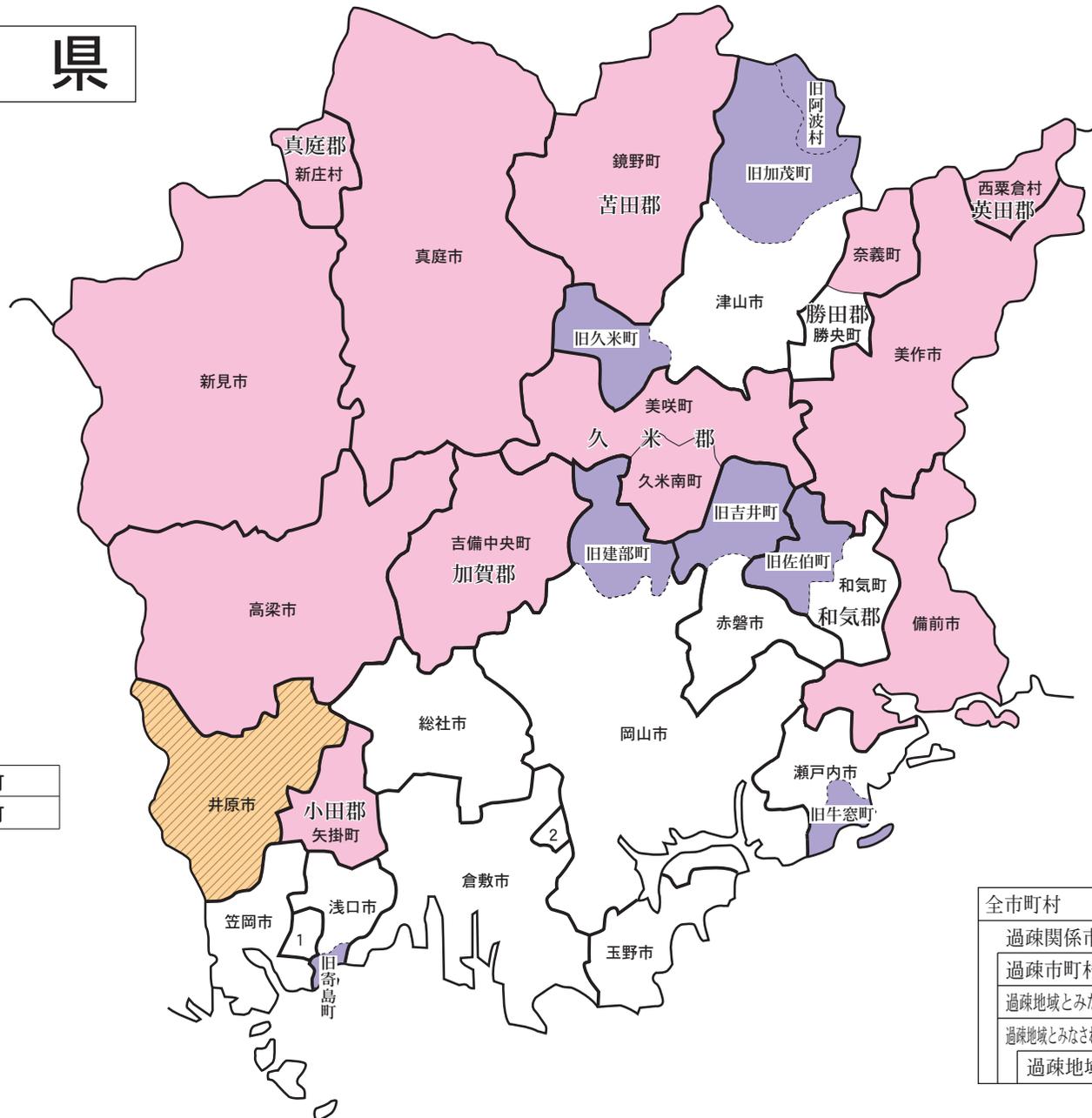
全市町村	19
過疎関係市町村	12
過疎市町村 (2条1項)	8
過疎地域とみなされる市町村 (33条1項)	0
過疎地域とみなされる区域を有する市町村 (33条2項)	4
過疎地域とみなされる区域	6

島根県



全市町村	19
過疎関係市町村	19
過疎市町村 (2条1項)	15
過疎地域とみなされる市町村 (33条1項)	2
過疎地域とみなされる区域を有する市町村 (33条2項)	2
過疎地域とみなされる区域	3

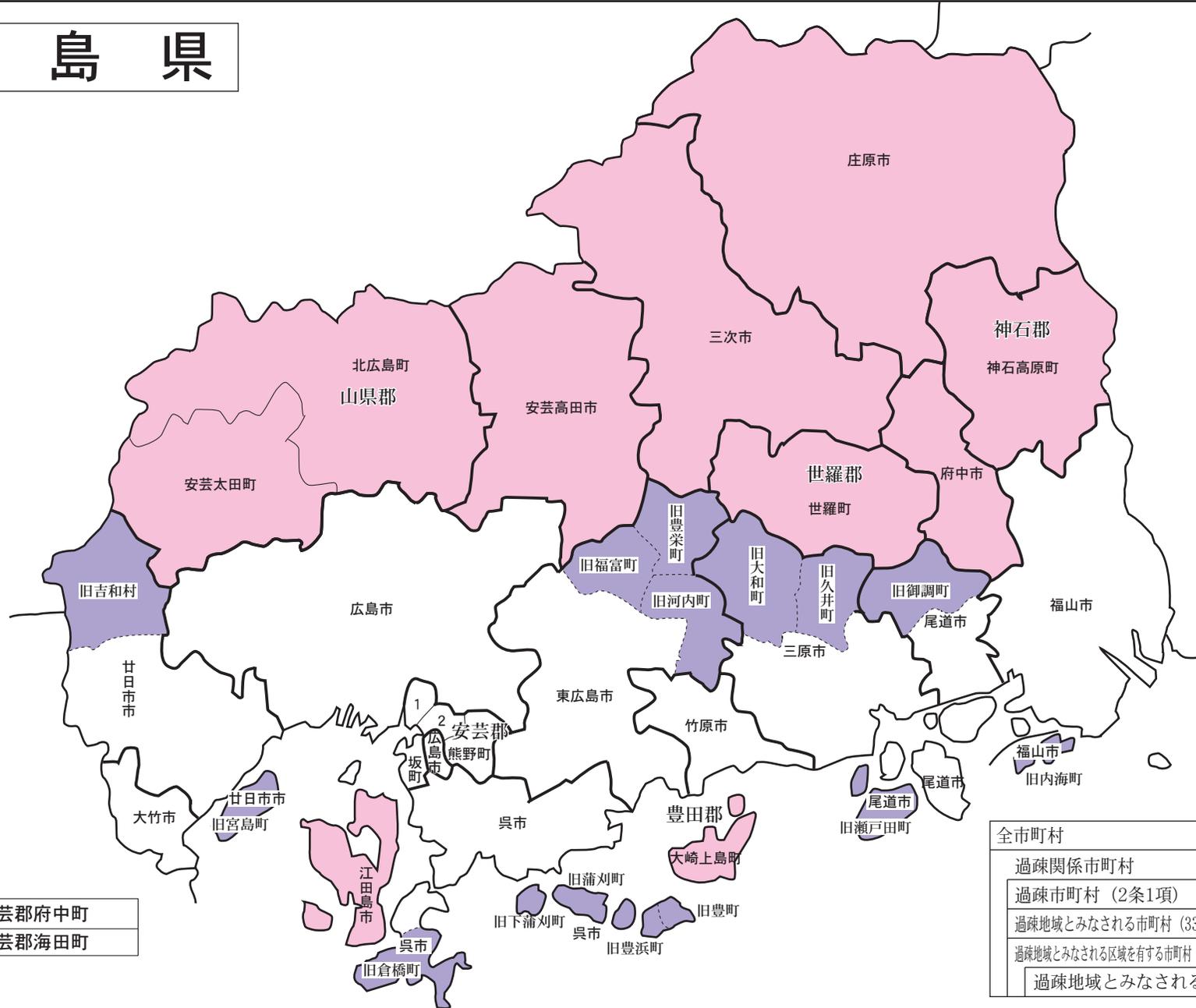
岡山県



1	浅口郡里庄町
2	都窪郡早島町

全市町村	27
過疎関係市町村	20
過疎市町村 (2条1項)	13
過疎地域とみなされる市町村 (33条1項)	1
過疎地域とみなされる区域を有する市町村 (33条2項)	6
過疎地域とみなされる区域	8

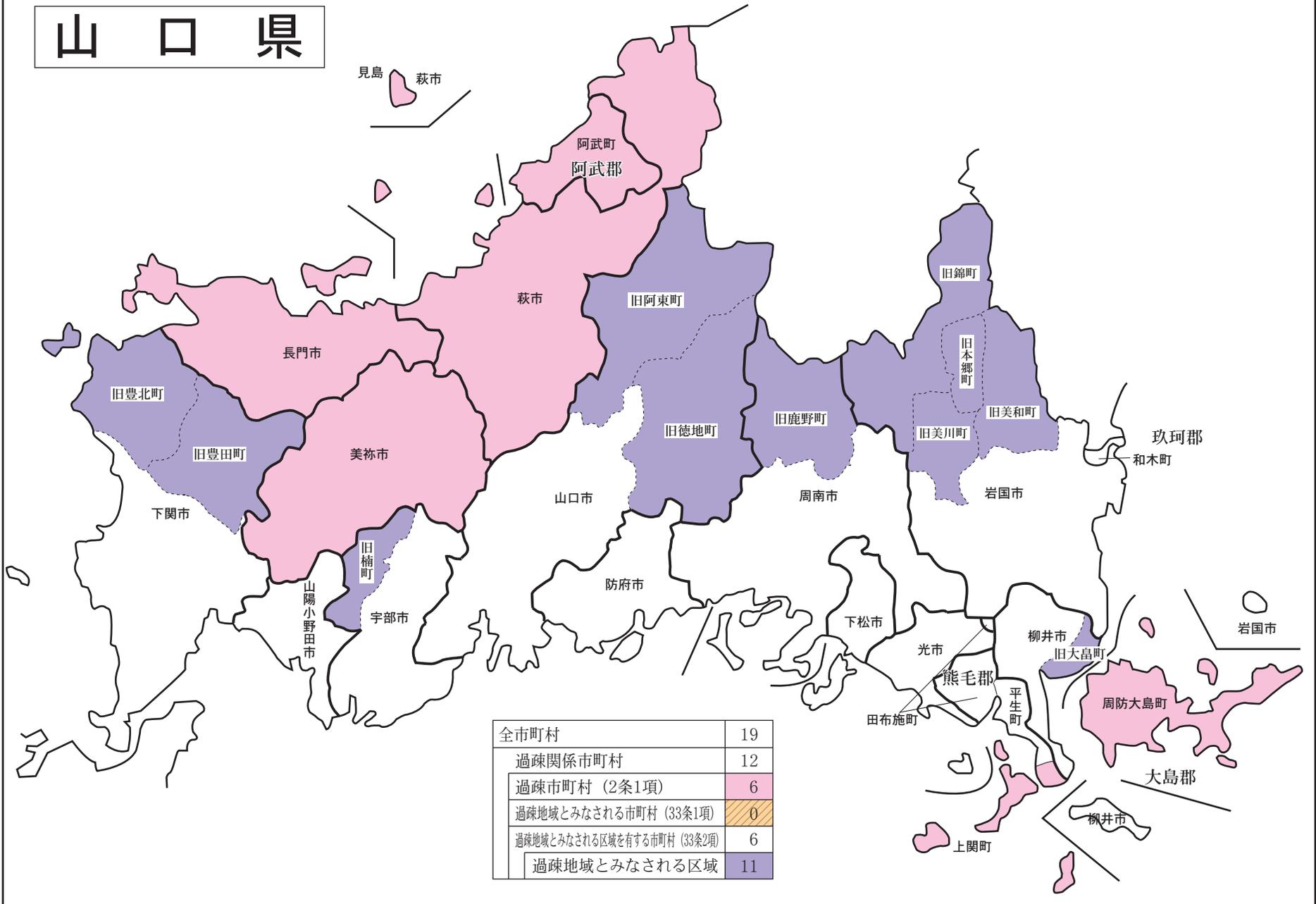
広島県



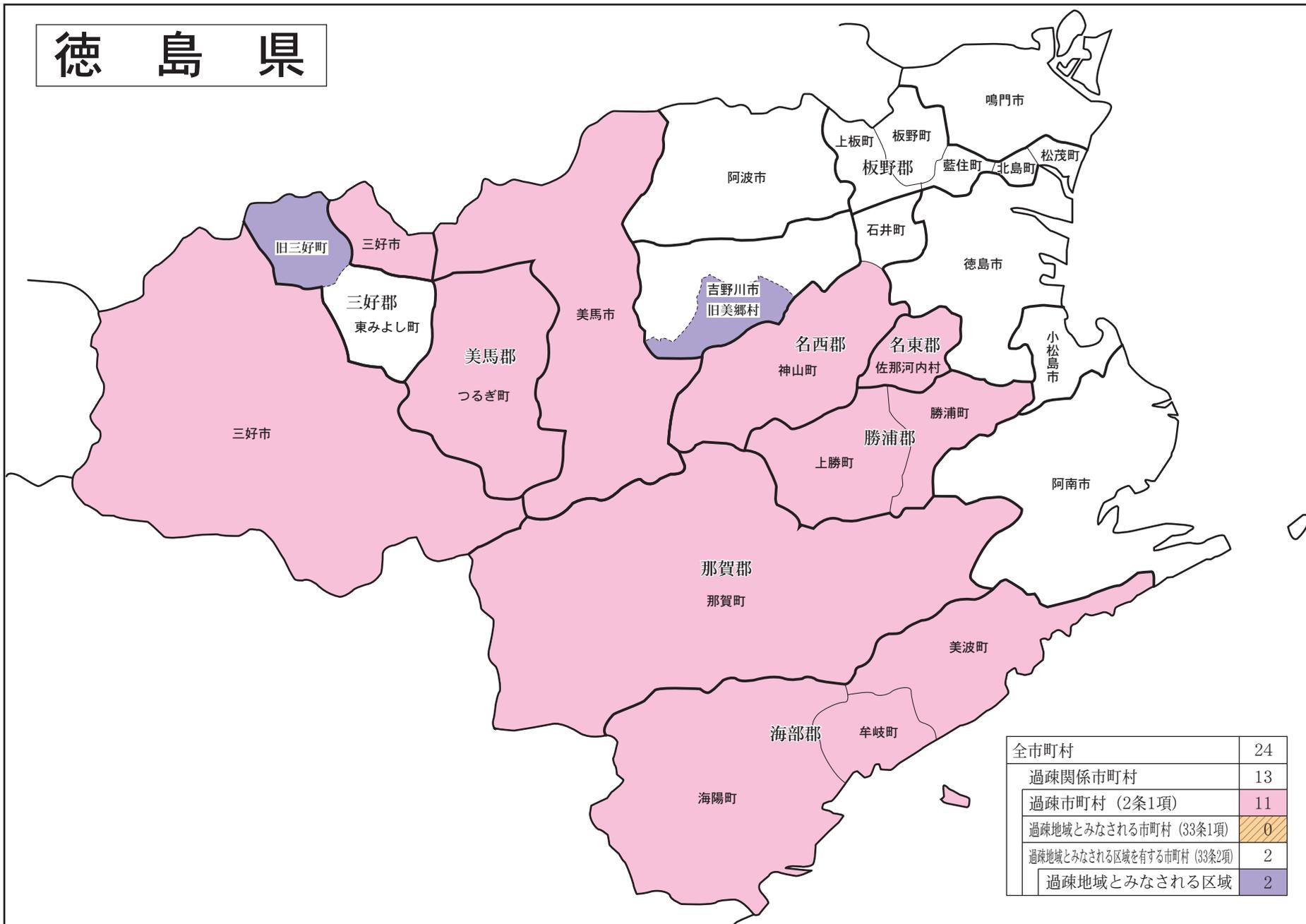
- 1 安芸郡府中町
- 2 安芸郡海田町

全市町村	23
過疎関係市町村	16
過疎市町村 (2条1項)	10
過疎地域とみなされる市町村 (33条1項)	0
過疎地域とみなされる区域を有する市町村 (33条2項)	6
過疎地域とみなされる区域	15

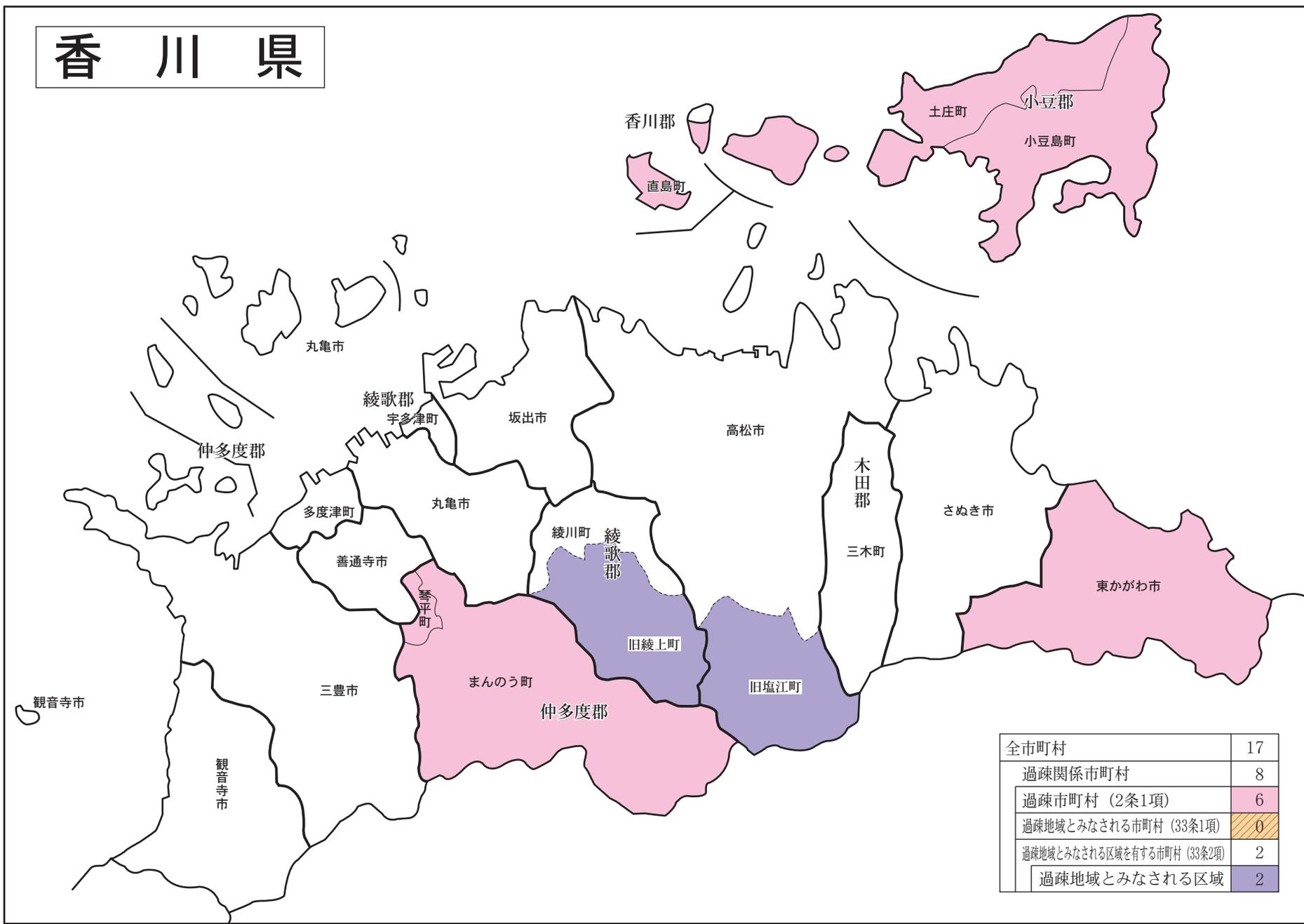
山口県



徳島県

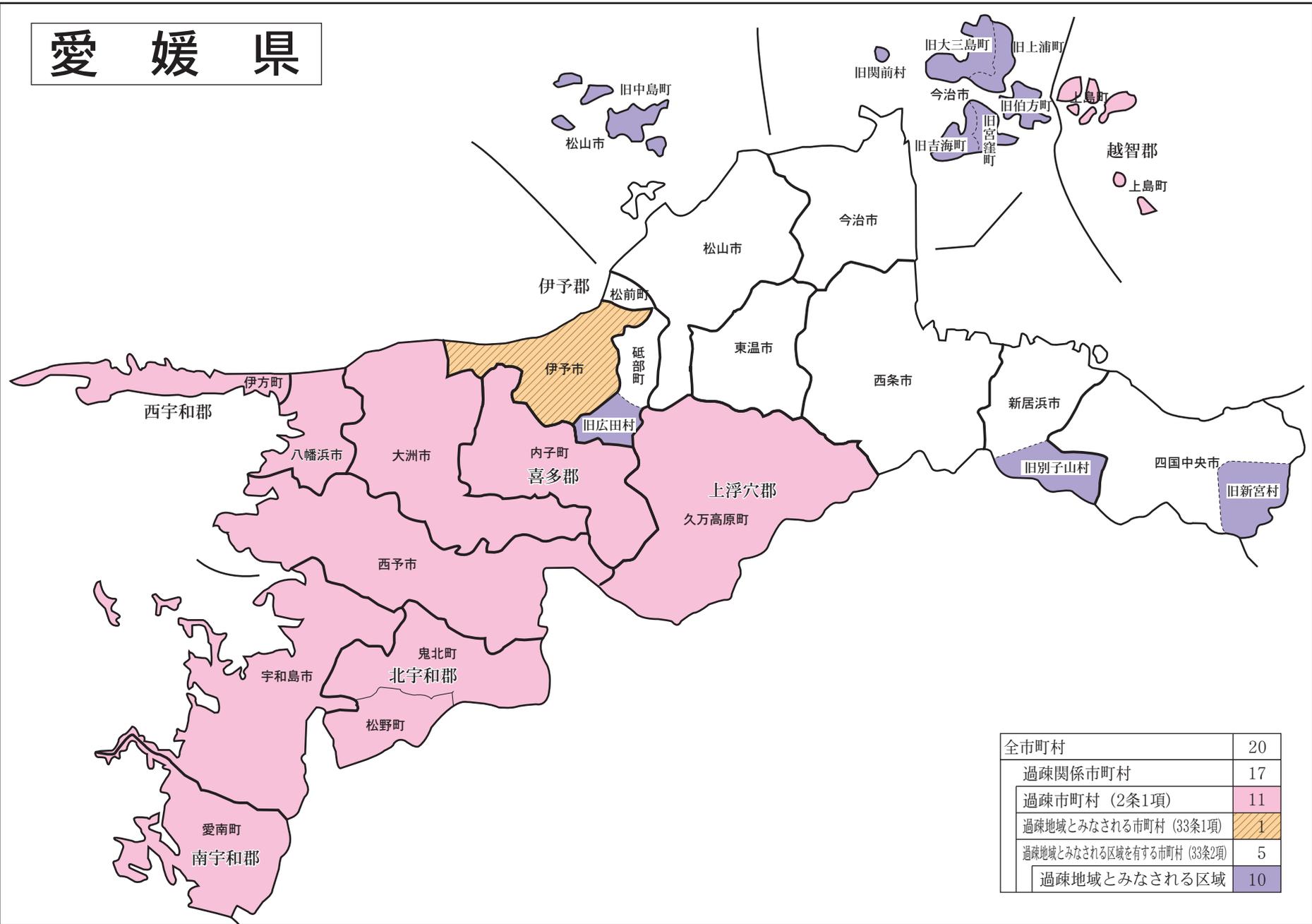


香 川 県

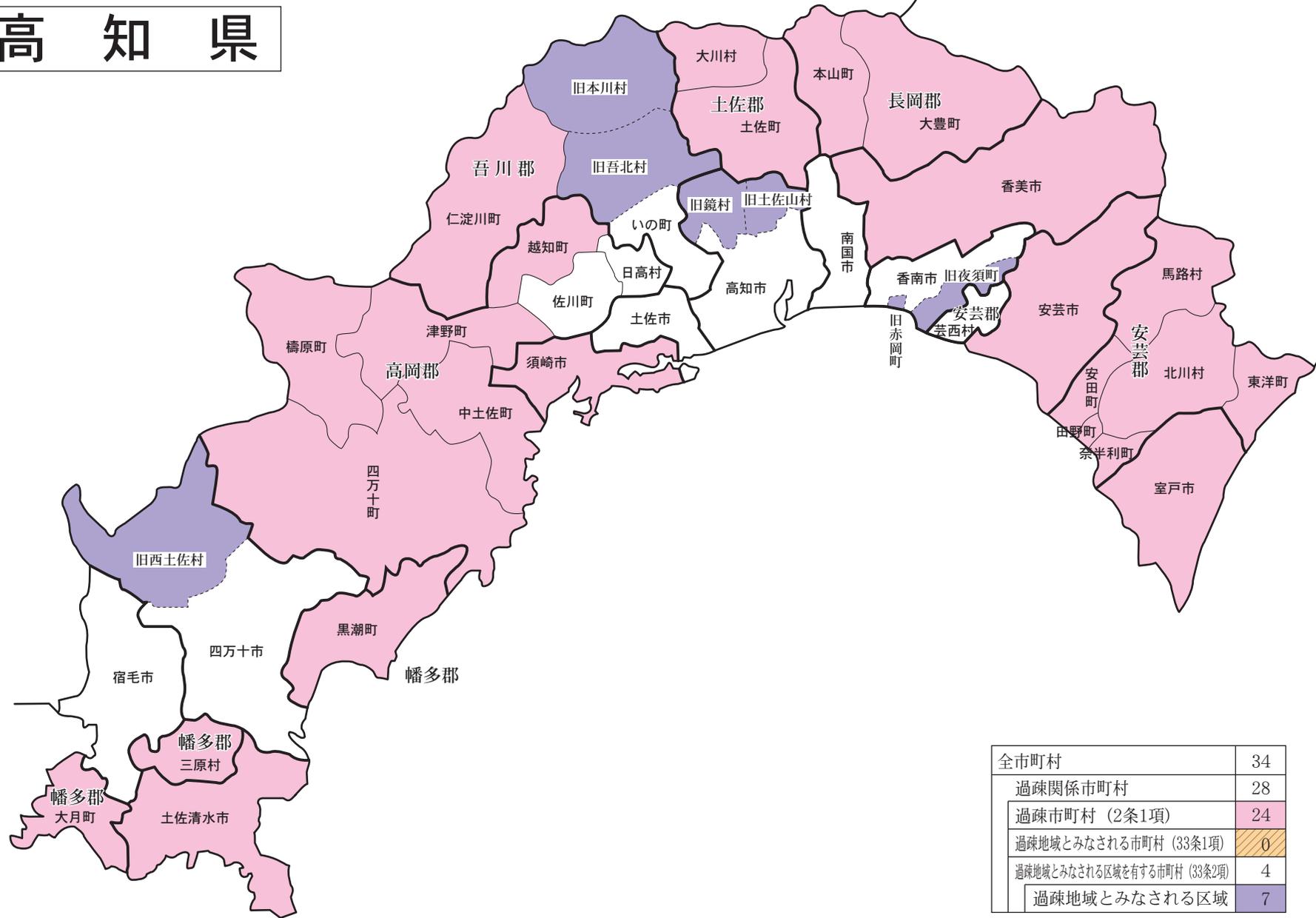


全市町村	17
過疎関係市町村	8
過疎市町村（2条1項）	6
過疎地域とみなされる市町村（33条1項）	0
過疎地域とみなされる区域を有する市町村（33条2項）	2
過疎地域とみなされる区域	2

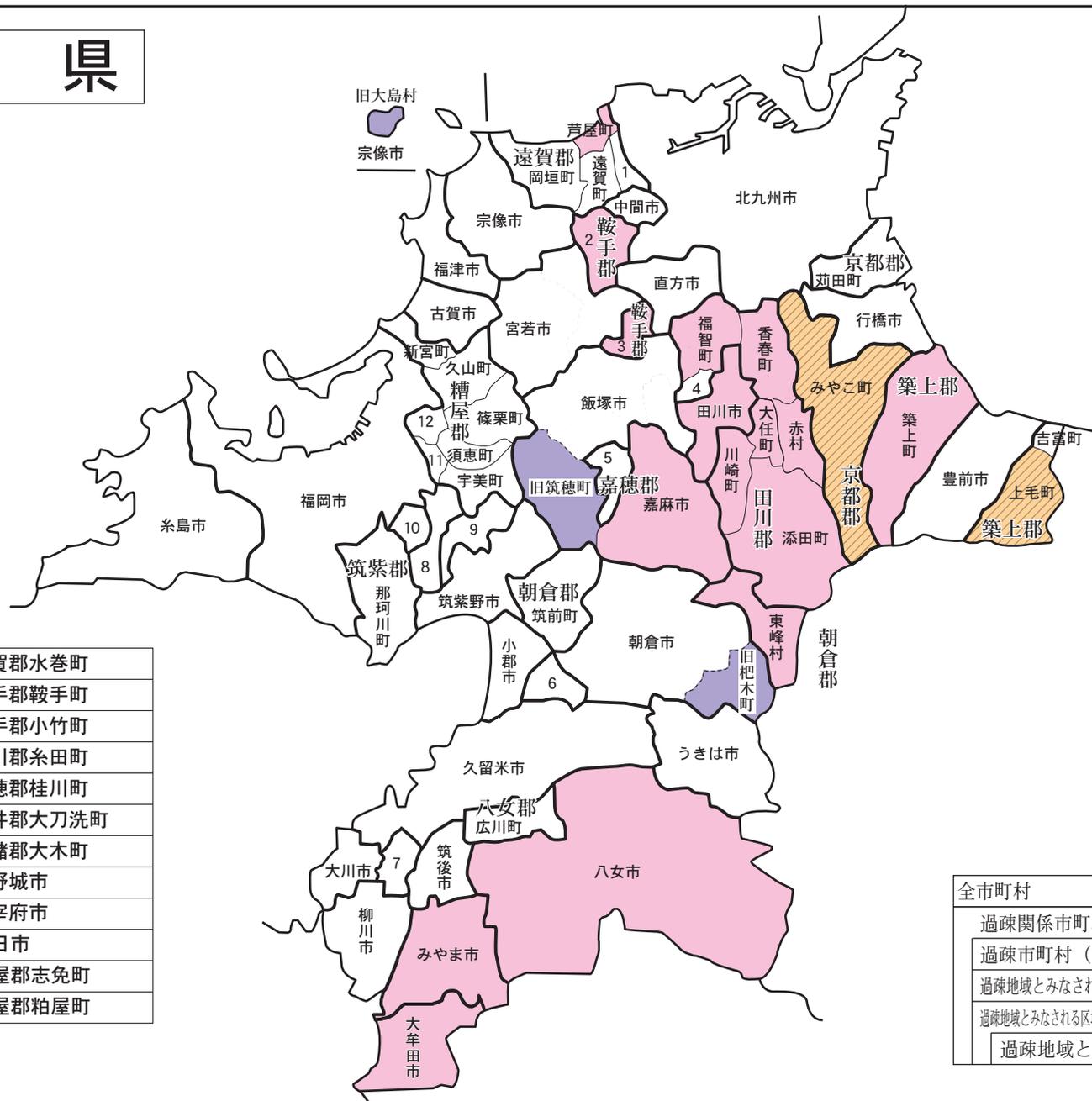
愛媛県



高知県



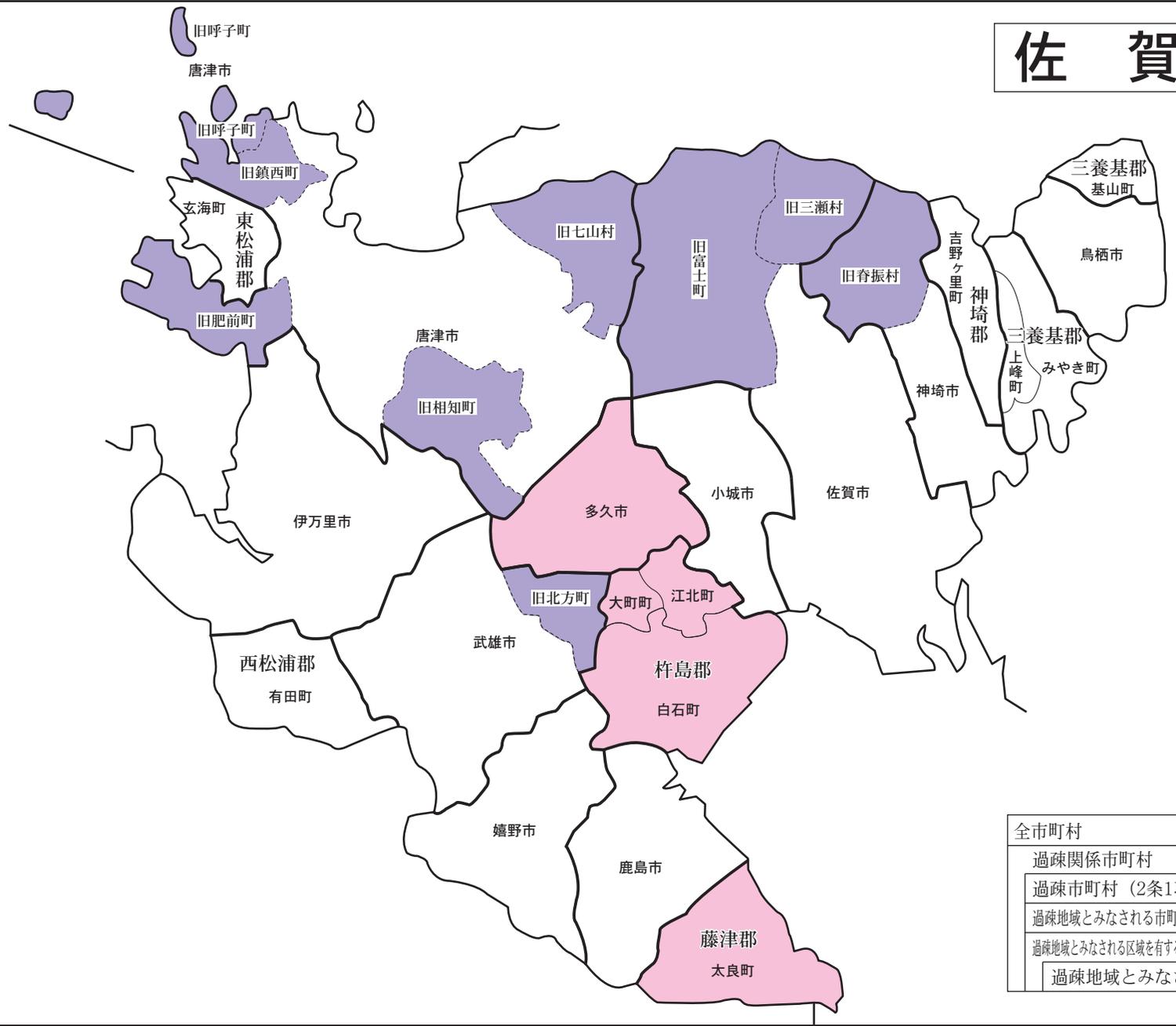
福岡県



1	遠賀郡水巻町
2	鞍手郡鞍手町
3	鞍手郡小竹町
4	田川郡糸田町
5	嘉穂郡桂川町
6	三井郡大刀洗町
7	三潁郡大木町
8	大野城市
9	太宰府市
10	春日市
11	糟屋郡志免町
12	糟屋郡粕屋町

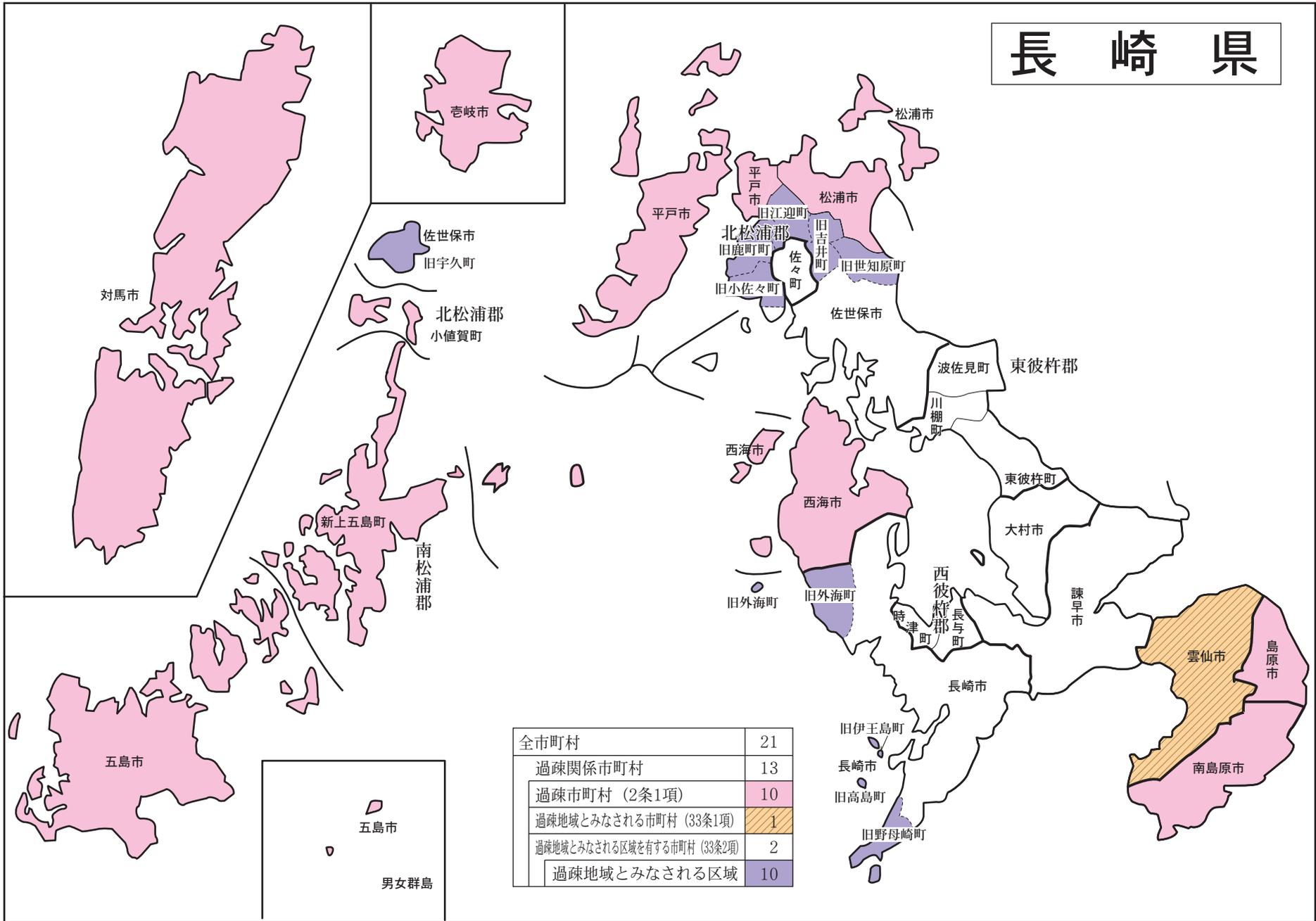
全市町村	60
過疎関係市町村	21
過疎市町村 (2条1項)	16
過疎地域とみなされる市町村 (33条1項)	2
過疎地域とみなされる区域を有する市町村 (33条2項)	3
過疎地域とみなされる区域	3

佐賀県



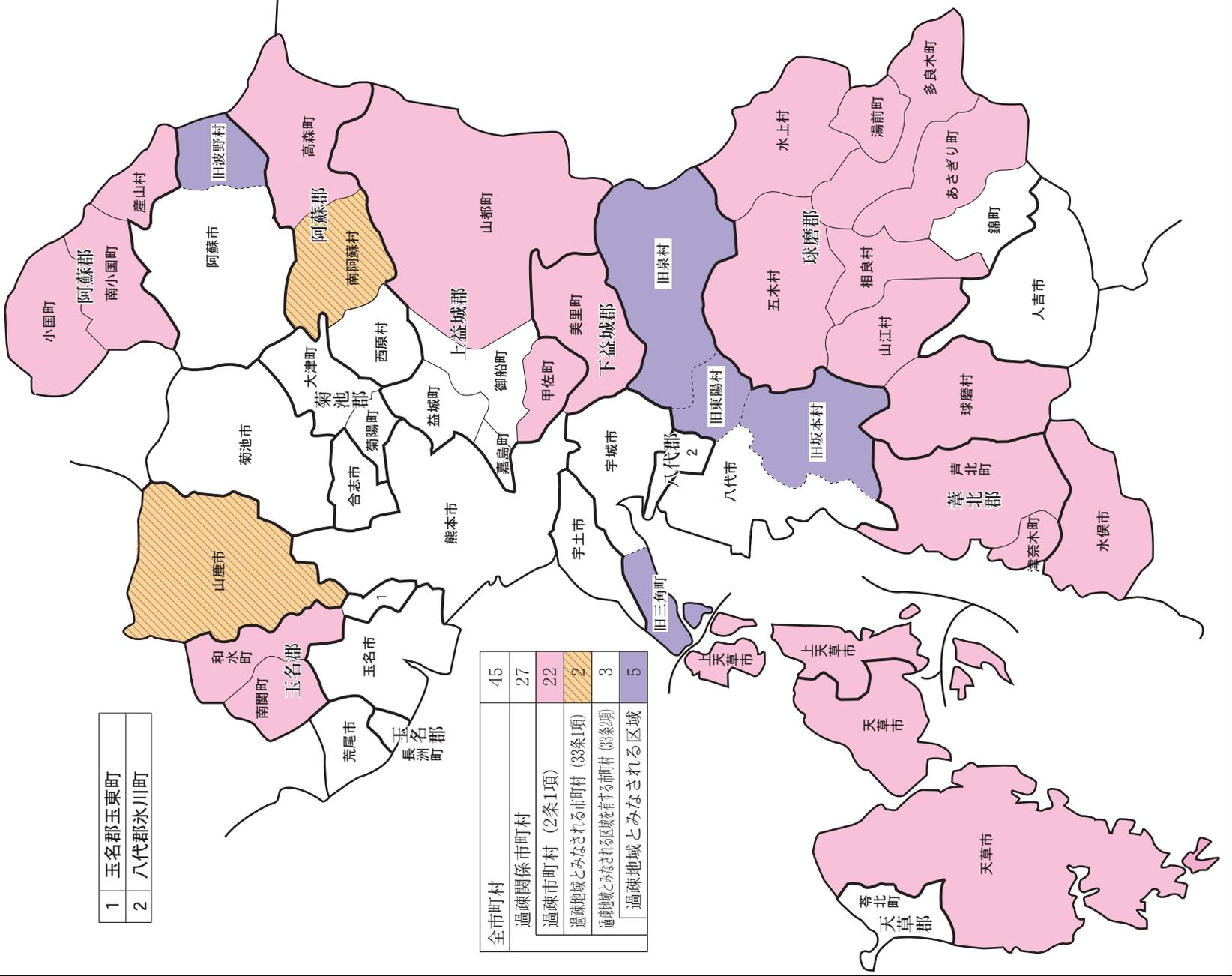
全市町村	20
過疎関係市町村	9
過疎市町村 (2条1項)	5
過疎地域とみなされる市町村 (33条1項)	0
過疎地域とみなされる区域を有する市町村 (33条2項)	4
過疎地域とみなされる区域	9

長崎県

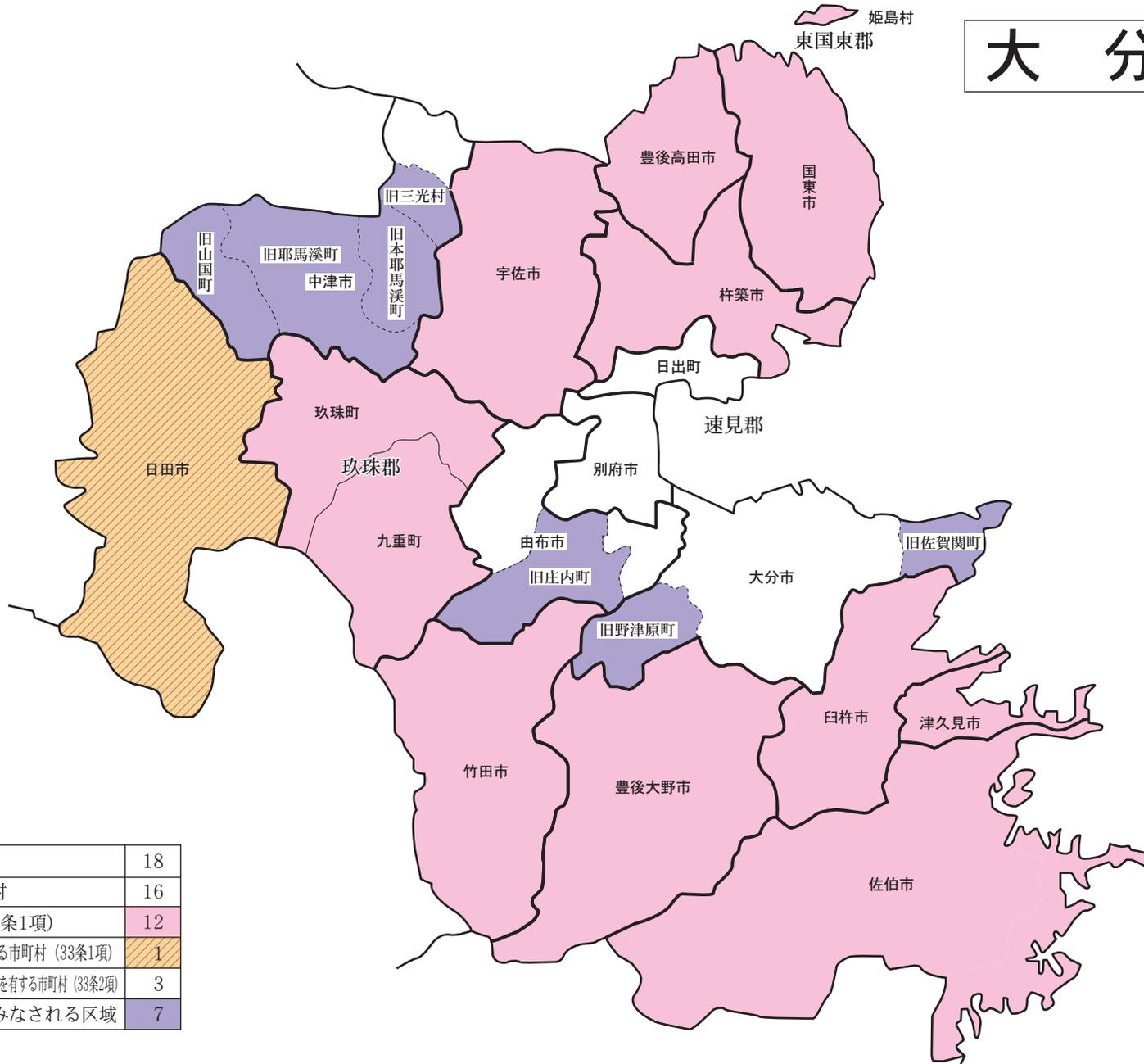


熊本県

1	玉名郡玉東町
2	八代郡水川町

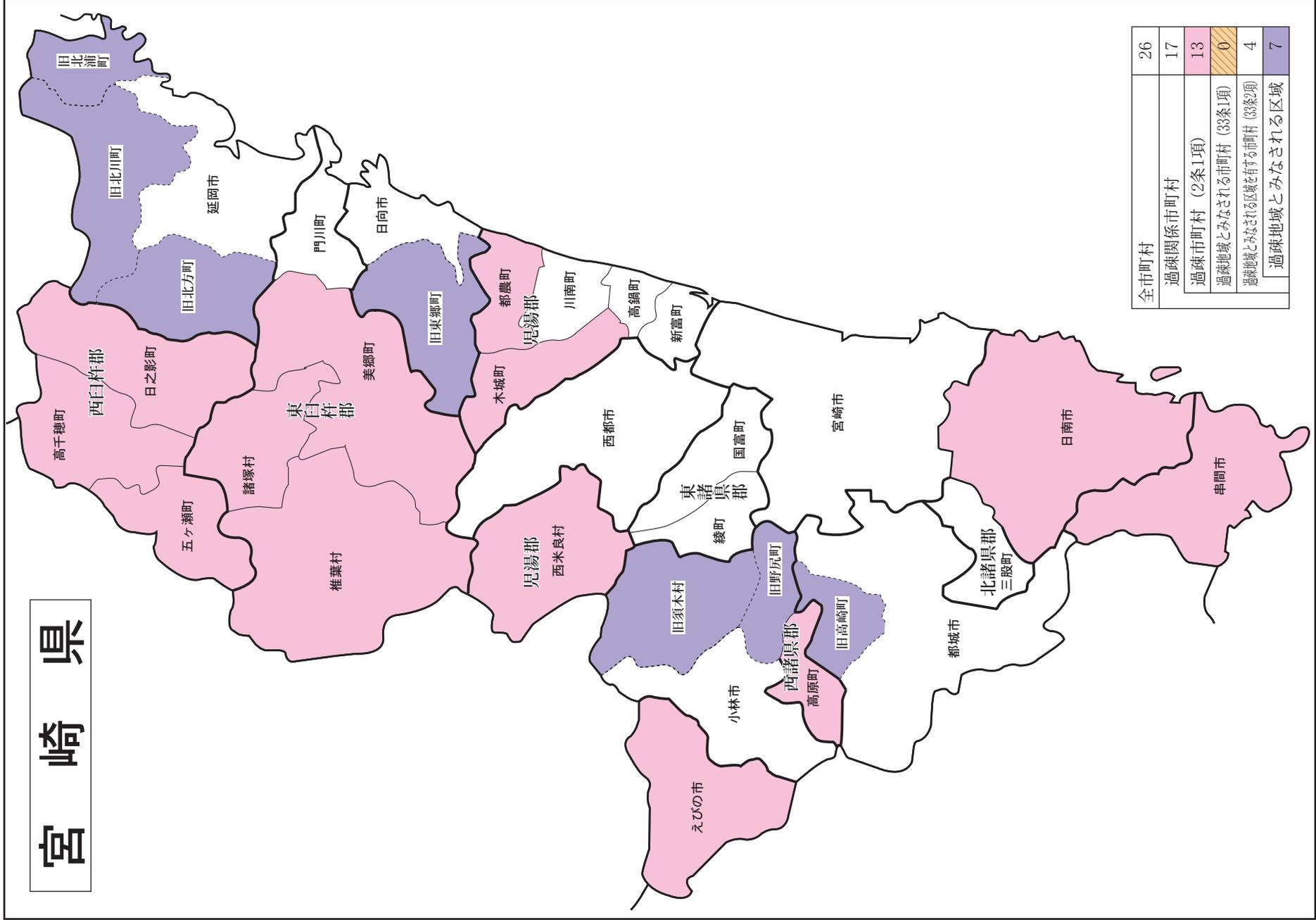


大分県



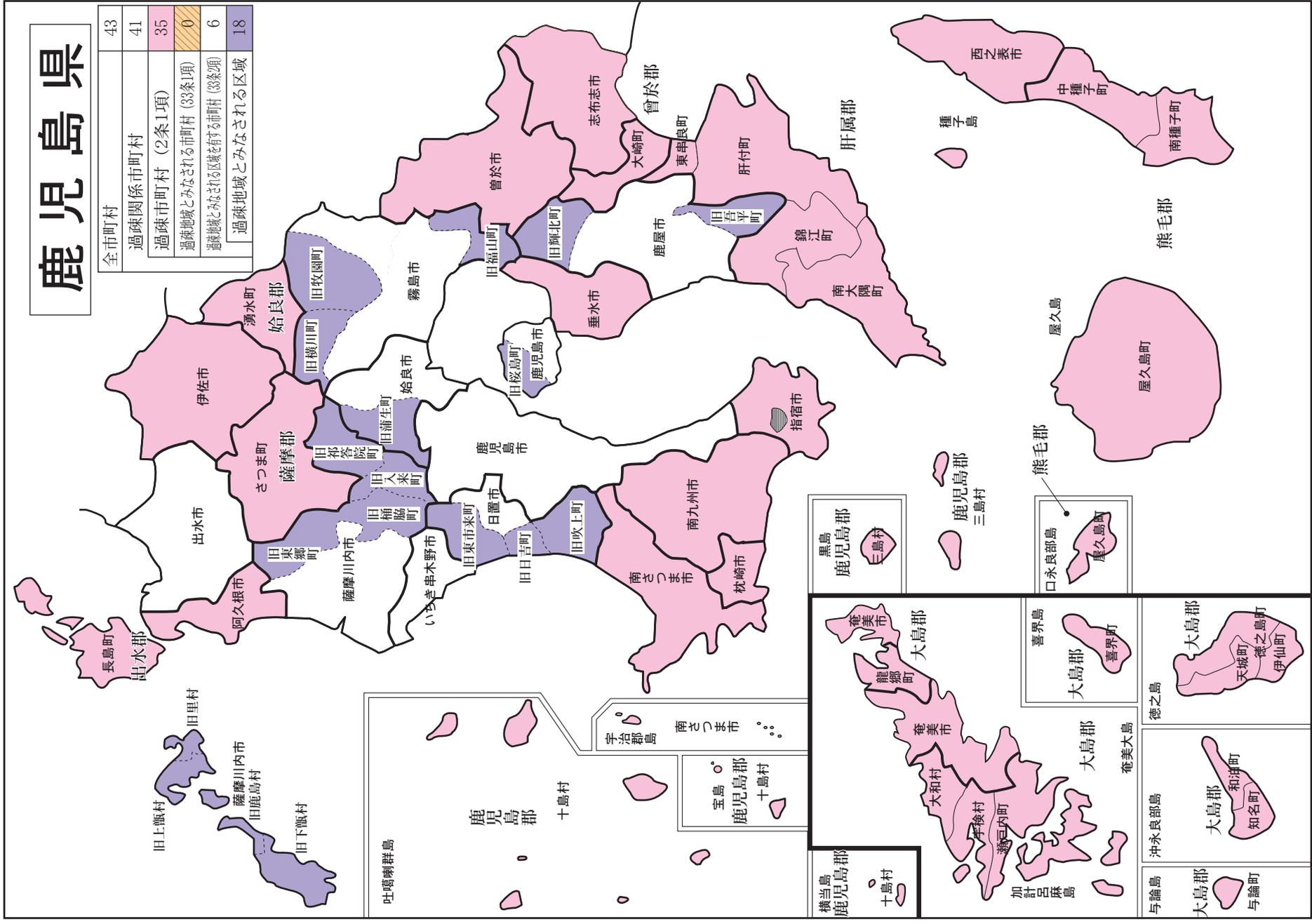
全市町村	18
過疎関係市町村	16
過疎市町村 (2条1項)	12
過疎地域とみなされる市町村 (33条1項)	1
過疎地域とみなされる区域を有する市町村 (33条2項)	3
過疎地域とみなされる区域	7

宮崎県



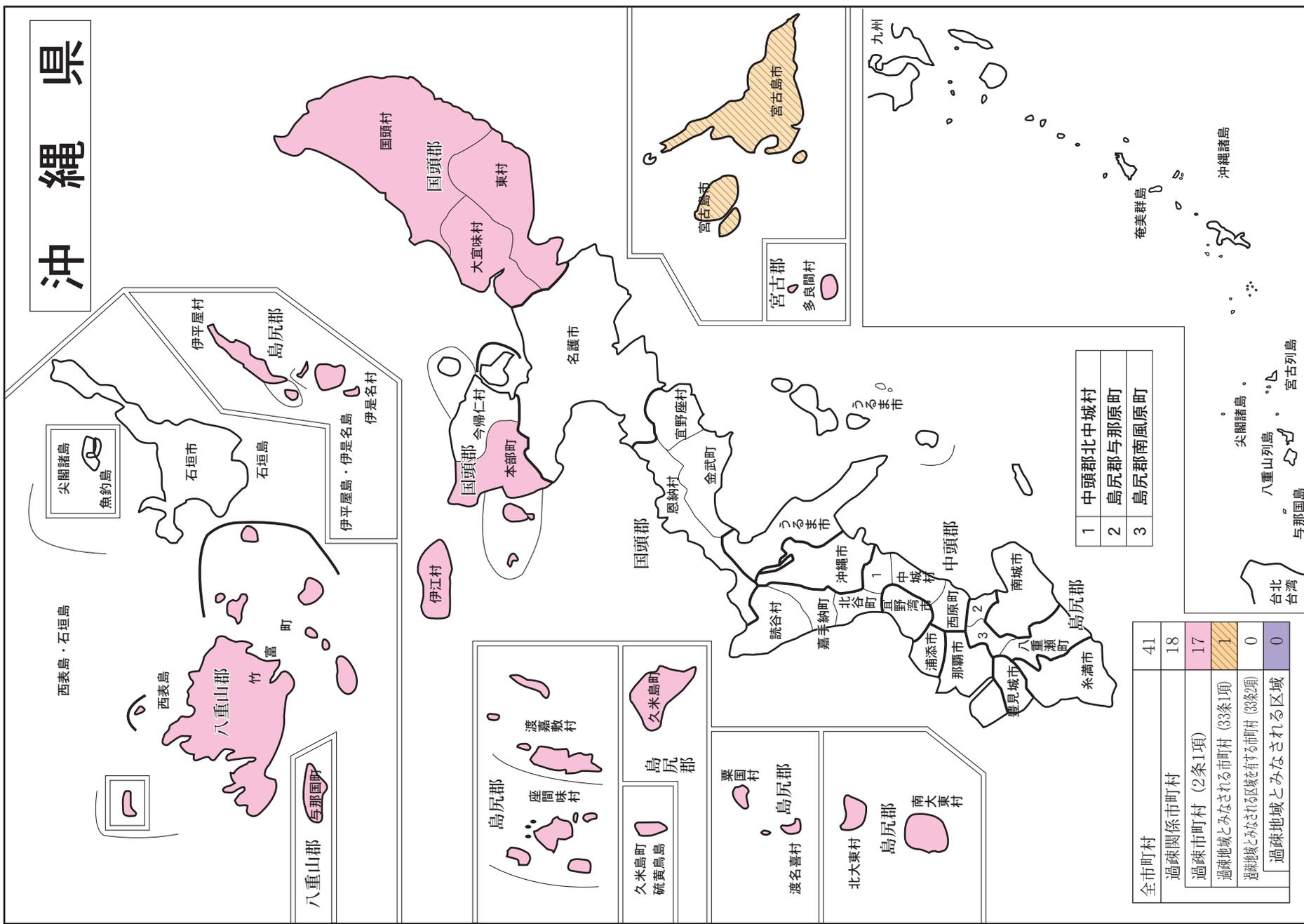
鹿児島県

全市町村	43
過疎関係市町村	41
過疎市町村 (2条1項)	35
過疎地域とみなされる市町村 (33条1項)	0
過疎地域とみなされる区域 (33条2項)	6
過疎地域とみなされる区域	18



過疎関係市町村都道府県別分布図 (平成29年4月)

沖縄県



1	中頭郡北中城村
2	島尻郡与那原町
3	島尻郡南風原町

全市町村	41
過疎関係市町村	18
過疎市町村 (2条1項)	17
過疎地域とみなされる市町村 (33条1項)	1
過疎地域とみなされる区域を有する市町村 (33条2項)	0
過疎地域とみなされる区域	0

尖閣諸島
八重山列島
与那国島
宮古列島
台湾
台北